
清掃事業概要

(平成 30 年度版)

高知市環境部

目次

第1章 市勢

1 沿革	1
2 市民憲章	1
3 都市宣言等	2
4 位置と地勢	2
5 人口と世帯数	2

第2章 事業の沿革と行政計画等

1 事業の沿革	
(1) ごみ処理事業	3
(2) し尿処理事業	8
2 一般廃棄物処理基本計画	
(1) 概要	9
(2) ごみ処理計画	10
(3) し尿処理計画	11
3 災害廃棄物処理計画	12
4 その他の行政計画等	
(1) 一般廃棄物処理実施計画	12
(2) 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画	12
(3) 容器包装一般廃棄物分別収集計画	12

第3章 組織・人員

1 機構	13
2 事務分掌	14
3 職員の配置状況	15
4 組織の変遷	16

第4章 予算・決算・原価計算及び処理手数料の推移

1 歳入	18
2 歳出	19
3 一般会計に占める清掃関係費の推移	19
4 原価計算	
(1) ごみ処理原価	20
(2) し尿処理原価	21
5 ごみ処理手数料の推移	22
6 し尿処理手数料の推移	23

第5章 ごみ処理事業

1 概要	24
2 ごみの収集及び処分	
(1) 直営又は委託によるごみ収集	25
(2) 許可業者等によるごみ収集	25
(3) ごみ搬入量の推移等	26
(4) 中間処理・処分	28
(5) 再資源化	29
(6) 春野地区の収集と処分	29
3 ごみの減量・リサイクルの推進	
(1) ごみ量増大への対応	29
(2) 出前講座等ごみ問題を話し合う会	30
(3) 高知市廃棄物減量等推進員制度	31
(4) 生ごみ処理容器購入補助・電動生ごみ処理機購入補助事業	31
(5) 高知クリーン推進会	31
(6) 焼却灰再利用研究・再資源化	31
(7) 余熱利用施設	32
(8) 余剰電力の売却	32
(9) PR啓発事業	32
(10) 家庭ごみ有料化の取組	33
4 まちの美化推進	
(1) 環境美化重点地域の指定	33
(2) 歩きたばこ等禁止区域の指定	33
(3) 自動販売機業者への指導・勧告	34
(4) まちを美しくする運動	34
5 処理実績	
(1) ごみの搬入	35
(2) ごみの処分	36
(3) 資源物収集実績	37
(4) 平成29年度 搬入・処理内訳	39
6 ごみの組成	40
7 産業廃棄物と一般廃棄物	
(1) 廃棄物の定義	41
(2) 産業廃棄物処理業許可申請受付実績の推移	44
(3) 産業廃棄物処分業許可者による処理施設の設置許可状況	45
(4) 産業廃棄物収集運搬業	45
(5) 産業廃棄物処分業	45
(6) 一般廃棄物処理業等許認可関係一覧	46

(7) 一般廃棄物処理業許可申請件数	46
(8) 行政処分等の実績	46
(9) 水質調査等の実績	47
(10) 建設リサイクル法届出等の件数	47
(11) 自動車リサイクル法受付等実績	47
(12) PCB廃棄物届出事業所数等	48
(13) 現場パトロール員苦情等件数の推移	48
8 エコタウン事業	
(1) 制度創設の趣旨	49
(2) 事業の目的	49
(3) 承認された地域	49
(4) 「エコタウン高知市・事業計画」の概要	49
(5) エコタウン事業への取組	49
9 可燃ごみ(生ごみ)収集日別地区割図	52
10 高知市の家庭ごみの出し方(分別チラシ)	53

第6章 し尿処理事業等

1 し尿処理事業	
(1) 概要	55
(2) し尿の収集及び処理	55
(3) 処理実績	56
(4) 処理手数料の助成	57
(5) 特別収集手数料の助成	57
(6) 公益財団法人高知市環境事業公社	58
2 净化槽	
(1) 高知市の浄化槽行政の概要	59

第7章 施設・機材

1 施設	63
2 機材	78
3 その他	79

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨	81
2 医療廃棄物	81

第9章 公社等

第10章 条例・規則等

1 平成30年度高知市一般廃棄物処理実施計画	84
2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	95
3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	103
4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	108
5 高知市ふれあい収集事業実施要綱	112
6 高知市一般廃棄物処理指導要綱	115
7 高知市産業廃棄物処理指導要綱	117
8 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分の公表に関する要綱	123
9 高知市産業廃棄物処理施設設置審議会条例	125
10 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則	126
11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱	129
12 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員設置に関する規則	131
13 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員就業要綱	134
14 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	136
15 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱	138
16 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	140
17 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	142
18 高知市食べきり協力店登録制度実施要綱	145
19 高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	147
20 高知市廃棄物処理施設整備基金条例	150
21 高知市次期清掃工場整備基金条例	151
22 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程	152
23 高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付要綱	155
24 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	157
25 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則	162
26 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例	166
27 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例	170
28 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例施行規則	172
29 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	173
30 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例規則	175
31 手数料	177

第11章 清掃年表

1 清掃年表	180
--------	-----

平成30年度 環境標語子どもの部入選作品

	作品	学校
1	すききらい せずに食べれば ごみがへる	横内小学校4年
2	ゴミゼロを ぼくらのせだいで じつけんだ	附属小学校4年
3	ぶんべつで 正しく出そう しげんゴミ	江ノ口小学校4年
4	リサイクル 地球がニッコリ わらって	初月小学校4年
5	ごみの日の ルールを守る いいきもち	横浜小学校4年
6	これくらい そんな心が ゴミの山	小高坂小学校4年
7	むねはって 出せてよかったです マイバック	朝倉第二小学校4年
8	買う前に ゴミにしないか 考えて	江陽小学校4年
9	のこそうよ きれいなこうち みらいまで	昭和小学校4年
10	ゴミのこと 正しく学んで お手伝い	一宮小学校4年
11	この手から 地球を助ける お手伝い	神田小学校4年
12	心がけ 3つのRで きれいな高知	長浜小学校4年
13	おつかいで つかってみよう エコバック	潮江小学校4年
14	ぽいすては かんきょうはかい いかんぜよ	泉野小学校4年
15	ゴミ出しの ルールをまもって ぴかぴかステーション	秦小学校4年
16	3R みらいをたくす 合言葉	高須小学校4年

平成30年度 環境標語おとの部入選作品

	作品
1	ごちそうも 残してしまえば ただのごみ
2	わすれない！ おサイフ、ケータイ、エコバッグ
3	意識して 地球のための エコひいき
4	すき嫌いなくして完食 ゴミはゼロ
5	捨てる前 心がけよう リサイクル

第1章 市勢

1 沿革	1
2 市民憲章	1
3 都市宣言等	2
4 位置と地勢	2
5 人口と世帯数	2

第1章 市勢

1 沿革

本市は、明治22年（1889年）に市制が施行され、初代市長に一圓正興が就任した。以来、戦災や震災、水害等幾多の試練を市民と行政のたゆまぬ努力によって克服し、本市の発展に取り組んできた。

平成元年には、記念すべき市制100周年を迎えるにあたり、平成10年4月には32万市民の住む中核市として新たな時代への第一歩を踏み出した。

戦後の公選市長は、山本暉（昭和22年～26年）、氏原一郎（昭和26年～41年）、坂本昭（昭和42年～53年）、横山龍雄（昭和53年～平成6年）、松尾徹人（平成6年～15年）、岡崎誠也（平成15年～）と続いている。

山本市長時代は、地方制度の確立と戦災復興の基礎づくりに努め、氏原市長時代は、戦災復興の仕上げと都市計画に、坂本市長時代は、民主市政を目指したコミュニティの推進と市民の命と暮らしを守るための福祉対策や災害対策に取り組み、地方中核都市としてのまちづくりを進めた。さらに、横山市長時代は、防災対策をはじめ学校建設・福祉行政など市民生活の安定・向上に努め、21世紀に向けた都市発展の基礎づくりを進めた。

平成6年11月に就任した松尾市長は、産業の振興、都市基盤の整備とともに、人間性を大切にし、人の心に潤いと安らぎをもたらす優しさを基調としたまちづくりに取り組んだ。また、平成10年3月には、高知インターチェンジの開通、高知新港の一部供用開始など、高度開放化時代の本格的な到来を迎えるにあたり、4月には四国で初めて「中核市」に移行した。その後、同年9月に市東部を中心とした未曾有の水害により、市民生活に甚大な被害が生じたことから、防災対策事業へ力を注ぐとともに、社会福祉施策の充実、文化体育施設の建設などプロジェクト事業を推進し、地方分権社会へ向けた取組を進めた。

平成15年11月に岡崎誠也市長が就任してからは、危機的状況にあった本市財政の健全化を進める傍ら、震災対策や雇用対策、産業の活性化、社会福祉の充実、教育・文化の振興など、市民の暮らしに視点を置いていた、市民生活に密着した施策を進めながら、「にぎわいと暮らし安心のまちづくり」の実現に取り組んでいる。

また、平成17年1月には鏡村・土佐山村と、20年1月には春野町と合併し、うるおいのある山とみどりの環境に囲まれた都市機能を持つ、新たな自治体として生まれ変わった。

2 市民憲章

澄みきった空、輝く太陽、広い海、緑の山々

この美しい山河に、わたしたちの先人は、自由民権の思想を開花させました。それは近代日本のこころのふるさとでもあります。

わたしたちは、いま、この貴重な先人の遺産のうえに、さらに豊かで明るい市民生活をきずきあげるために、みんなで手をとりあって前進します。

ここに、わたしたち市民の自治と自律のさだめとして、この高知市民憲章を制定します。

1. 鏡川を清潔なまちのシンボルにしましょう。
1. 世界をむすぶ高い文化と教養のまちにしましょう。
1. たがいに親切にし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. 健康で働き、豊かなまちにしましょう。
1. 交通ルールをまもり、事故のない安全なまちにしましょう。 (昭和44年4月1日制定)

3 都市宣言等

宣言年月日	名 称	趣 旨
昭和 37. 3. 17 37. 3. 17 37. 12. 19 41. 12. 16	安 全 都 市 宣 言 平 和 都 市 宣 言 国 土 を 美 し く す る 都 市 宣 言 明 る く , 正 し い 選 挙 都 市 宣 言	各種災害撲滅、市民生活安全確保のため市民運動を推進 永久の平和都市であることを決意 『美しい郷土を私たちの手で』つくりあげることを決意 民主政治を守り発展させるために明るく正しい選挙を推進
59. 7. 4 60. 3. 20 平成元. 3. 27	非 核 平 和 都 市 宣 言 健 康 都 市 宣 言 高 知 市 平 和 の 日	世界の核兵器を廃絶し、恒久平和実現を決意 健康で明るい市民都市づくりにまい進を決意 8月6日を「高知市平和の日」と定め平和思想を継承していく
2. 3. 27	ゆ と り 宣 言	充実した自由な時間と潤いのある生活を目指すことを決意

4 位置と地勢

四国南部のほぼ中央に位置し、北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部にかけて都市、同じく平野の東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。土地は総体的に低く、東・南部の湿田地帯は-1.0m、市中心部の県庁前が3.0m、西部の旭駅前が6.2m、筆山公園117.9m、正蓮寺330~350m、北方山岳地帯が400~1,200mという現状であり、雨量が多く、殊に毎年夏から秋にかけて台風の襲来がたびたびあるが、北に四国山地、南に黒潮の暖流が巡る南国的な明るい都市である。



東 経	北 緯	東 西 最 長	南 北 最 長	面 積
133 度 31 分 53 秒	33 度 33 分 32 秒	21.49 km	24.83 km	309.00 km ²

(注) 世界測地系経緯度表示による。

5 人口と世帯数

(単位 : 人, 世帯)

総 数	人 口		世 帯 数
	男	女	
330,019	153,998	176,021	162,657

(注) 人口、世帯数は平成30年4月1日現在の住民基本台帳による。

第2章 事業の沿革と行政計画等

1 事業の沿革	3
2 一般廃棄物処理基本計画	9
3 災害廃棄物処理計画	12
4 その他の行政計画等	12

第2章 事業の沿革と行政計画等

1 事業の沿革

(1) ごみ処理事業

○ 明治～戦中期

本市におけるごみ処理事業は、かなり以前から行われており、汚物掃除法（明治33年法律第31号）の制定時には巡視6名、運搬夫14名を置いていた記録がある。当時のごみは、肥料となるものは浦戸町（現南はりまや町1丁目）、農人町、菜園場、刎橋の移船場で農家に渡し、残りは柳原で焼却処理していた。その後、大正6年には江ノ口に焼却場を設け、昭和5年には下知の丸池町に新様式の焼却場をつくって移転した。

この丸池町の焼却場は、戦中・戦後を通じて本市のごみ処理の基幹的施設として稼動した。

○ 戦後～

ア. 収集

(ア) 可燃ごみ

経済の高度成長に伴う都市部への人口集中と生活様式の多様化により増大するごみの排出量に対応するため、昭和43年度を初年度とする「収集方法近代化3か年計画（総額5,248万円）」を策定し、昭和45年度末から市内の一部を対象に、収集方法を戸別収集からダストボックスとポリ容器による週2回ステーション方式に変更し、昭和47年度からはダストボックスを廃止して、全市域を対象にポリ容器によるステーション収集を実施した。

あわせて、昭和46年度からは、一般家庭のごみ収集手数料を無料とし、不燃物の分別収集も一部開始した。

その後、ポリ容器収集は、焼却、水切り、収集効率の面などで種々の問題が生じたため、昭和54年度から丈夫な紙袋またはポリ袋による収集とした。

また、収集日が全市的に整理されていなかったことによる不法投棄等の弊害も出てきたため、昭和59年4月から地区割りを単純化し、収集の効率化及び都市の美化推進を図ることとした。

平成9年11月からは、分別・減量・再資源化の促進を図るため、市内の量販店等に対する協力依頼や町内会等への説明会を開催するなどの啓発活動に加えて、収集作業の安全性確保等を目的として、平成10年4月からごみ袋の「透明・半透明」化を一部試行し、従来の黒ごみ袋から、中身の見える透明・半透明袋に切り替えた（平成11年4月から完全実施）。

平成19年10月には、分別区分の見直しにより「生ごみ」から「可燃ごみ」と名称変更し、小型のプラスチック製品等も収集することとした。

(イ) プラスチック製容器包装

プラスチックごみは熱量（カロリー）が高く、焼却処理する場合には、処理能力の低下や環境汚染の原因となる。このことに対応し、また、焼却ごみを減らすために、昭和63年6月1日から三里、大津、上街のモデル地区（全市の8.3%の世帯、8.9%の人口）の協力を得て、週1回プラスチック系ごみの分別収集を行った。

その後、平成元年7月5日から主に市内東部12地区へ収集地区を拡大し、平成2年1月24日から全市域での分別収集を開始した。

平成13年11月から容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）の施行に対応し、それまでのプラスチックごみの分別区分の見直しを行い、プラスチック製容器包装のみ週1回収集することとした。

平成18年度に、（財）日本容器包装リサイクル協会（平成22年4月1日公益財団法人に移行）へ引き渡しているプラスチック製容器包装の品質が悪かったため（汚れの付着、不適物の混入）、

その解決策として、汚れの落ちにくい物、落ちない物は可燃ごみと一緒に排出するよう周知とともに、分別が不適正なごみ袋については警告文を貼り、ステーションに取り残し、啓発している。

(ウ) ペットボトル

ペットボトルについては、平成10年9月から11月まで瀬戸地区の量販店でモデル収集を行い、平成12年4月から市内量販店等における拠点回収方式による分別収集を開始した。回収物は、本市独自のルートにより再資源化を実施している。

なお、収集については従来、直営で行っていたが、平成24年4月から委託による収集に切り替えた。

(エ) 資源物・不燃ごみ・可燃粗大ごみ・水銀含有廃棄物

昭和46年度からテストケースとして、一部地区を対象にダストボックス（みどりの箱）による月2回の不燃物収集を始めて以降、不燃物収集の対象世帯は増え、昭和49年度には約1万9,000世帯となった。また、ダストボックスの無設置地区に対しては、町内会単位の通報制により3～4か月に1回の割合で不定期収集を行ってきたが、全市を対象に実施するには至らず、市民から実施を望む声が大きくなかった。

そのため、全市を対象に200世帯を単位とする登録制にて収集することとし、昭和51年7月から高知市再生資源処理協同組合（10業者）の協力を得て、2か月に1回、全市的な資源・不燃物の5種類分別収集を開始した（開始当初は273団体4万9,470世帯）。

さらに、昭和53年度からは月1回収集に移行し、昭和59年1月から水銀含有廃棄物（乾電池、蛍光灯、鏡、体温計、温度計）の収集を開始した。

その後、埋立ごみを削減し、三里最終処分場の延命化を図るため、平成16年10月から、プラスチック製品等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更した。

なお、不燃雑ごみの収集については、従来、直営で行っていたが、平成17年11月から高知市再生資源処理協同組合への委託に切り換えた。

平成19年10月から大型のプラスチック製品やタンスなどの大型木製品などを「可燃粗大ごみ」、埋め立てる廃棄物を「不燃ごみ」にそれぞれ名称変更し、飲料用紙パック及び家電品を分別区分に追加した。

平成22年10月から、従来不燃ごみとしていたかさを金属類として資源回収を始め、平成23年3月から雑がみを資源物に追加した。

現在は、資源物、不燃ごみ、可燃粗大ごみ、水銀含有物と区分し収集している。

また高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）の一部改正により、平成24年7月からは、市及び市から委託を受けた者以外の者が、ステーションに置かれた資源物等を収集運搬することを禁止した。

(オ) 収集体制

収集体制については、ごみ収集業務の効率化を図るため、昭和53年7月、北本町4丁目に清掃車の車庫と事務所である高知市クリーンセンターを設置し、8月から旧宇賀清掃工場の収集部門が、続いて昭和54年12月には大谷清掃工場の収集部門がそれぞれ移転して全車両を集結し、より効率的な収集業務を可能とした。なお、高知市クリーンセンターは平成27年3月に長浜宮田へ新築移転した。

イ. 処理

(ア) 焼却処理

焼却処理については、昭和37年に大谷清掃工場（昭和54年12月廃止）、昭和42年に旧宇賀清掃工場（平成14年4月休止）を新設したことにより、同年4月丸池町の焼却場を閉鎖した。

また、昭和47年3月には総工費約7億円を投じた菖蒲谷清掃工場（昭和55年10月休止）が完成し、旧宇賀清掃工場を昭和50年度に廃止した後は、大谷、菖蒲谷両清掃工場で焼却処理を行ってきた。

その後、昭和52年7月から旧宇賀清掃工場用地内に新たな清掃工場の建設を進め、昭和55年10月から本格運転を開始した。この宇賀清掃工場は全連続燃焼式焼却炉で、施設規模は450t/24h（150t/24h×3基）であった。この工場の本格運転に伴い可燃ごみは全量焼却処分が可能となり、平成14年度に廃止されるまでの間、本市の基幹的施設として機能した。

ごみの量は依然として増え続ける傾向にあり、ごみ排出量の予測から平成14年度で可燃ごみの全量焼却が限界に達すると見込まれたことに加え、生活様式の多様化に伴うごみ質の変化や宇賀清掃工場の老朽化もあり、事態は深刻化していた。

そこで、安定的なごみ処理の継続や、平成14年12月から適用されるダイオキシン類の排出規制にも対応するため、平成10～13年度までの4か年計画で新たな清掃工場の建設を進め、平成13年11月からの性能試験を経て、平成14年3月に高知市清掃工場として完成した。

同工場は、全連続燃焼式焼却炉で、施設規模は600t/24h（200t/24h×3基）であり、灰溶融炉80t/24h（40t/24h×2基）を備え、焼却灰などを溶融固化し、建設資材等への再利用を図ってきた。平成15年3月には経済産業省の新エネルギーバイオマス発電工場として認定を受け、ごみ焼却時の熱エネルギーを活用して発電を行い、工場内や併設する余熱利用施設（ヨネツクうち）で有効利用するとともに、余った電気を電気事業者に売却している。このようななかたちで地球温暖化防止にも貢献するとともに、焼却灰・飛灰の溶融固化や焼却灰のセメント資源化、飛灰の山元還元による再資源化等の取組により、平成19年度には、ゼロ・エミッションを達成している。

また、平成16～18年度までの3か年で宇賀清掃工場工場棟の解体並びに解体後の跡地整備を実施し、既に稼働している高知市清掃工場及びヨネツクうちを含む清掃工場の敷地全体が緑地公園（エコパーク宇賀）として完成し、平成19年4月から一般に開放している。

(イ) プラスチックごみの処理

分別収集されたプラスチックごみは、菖蒲谷プラスチック減容工場（昭和55年10月から休止していた菖蒲谷工場を改造し平成元年度から稼働開始）にて1/40に圧縮・減容固化した後、三里最終処分場で埋立処分を行っていた。

ペットボトルについては、平成2年度から、プラスチックごみから手選別により回収・売却を開始したが、汚れや回収量等の問題があり、平成10年9月から11月まで瀬戸地区の量販店でモデル収集を行い、平成12年4月から市内量販店等における拠点回収方式による分別収集を開始し、本市独自のルートにより再資源化を実施している。

その後、容器包装リサイクル法施行に伴い、同工場の設備を圧縮梱包に変更し、平成13年11月以降は、（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡してプラスチック製容器包装の再商品化を行っている。

(ウ) 最終処分

昭和60年3月に完成した三里最終処分場については、浸出する汚水の処理施設を完備した埋め立て容量23万m³の最終処分地として、同年4月10日から埋立処分を行ってきた。

その後、処分量が限界に近づいたことから、平成8年10月に31万8,000m³に増量する延命化工事を行うとともに、同年12月には隣接地を取得し、拡張整備に取り組んだ。拡張整備分の埋立容量は38万m³で、拡張前の処分地が平成10年11月に埋立完了したことを受け、同月から整備が完了していた南側の1区画を部分的に供用開始し、全体工事は平成11年3月に完了した。

現在は埋め立てごみの減量化や再資源化により、延命化が図られている。

ウ. 市町村合併に伴う収集・処理体制

(ア) 収集

平成 17 年 1 月 1 日に合併した鏡・土佐山地区のごみ収集について、合併後一定期間は、それぞれの地区において従前の分別区分及び収集体制を継続していたが、平成 20 年 10 月から土佐山地区を、平成 22 年 4 月から鏡地区をそれぞれ直営収集（資源物は一部委託）に変更し、平成 24 年 4 月からは、分別区分についても旧高知市と統一した。

平成 20 年 1 月 1 日に合併した春野地区のごみ収集については、平成 24 年度まで従前の分別区分（可燃ごみのみ）及び収集体制を継続していたが、平成 25 年 4 月から分別区分及び収集体制を旧高知市と統一し、直営収集（資源物は一部委託）を行っている。

(イ) 処理

鏡・土佐山地区のごみ処理について、合併時から、高知市内の処理施設において行っている。春野地区のごみ処理について、可燃ごみのみ平成 24 年度まで高知中央西部焼却処理事務組合の北原クリーンセンター（土佐市）で焼却していたが、平成 25 年 4 月から処理体制を旧高知市と統一した。

エ. その他

(ア) 散乱ごみ

地域の自然環境や生活環境の保全、ポイ捨てごみのない清潔で美しいまちづくりを進めるため、平成 8 年 4 月 1 日に高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を一部改正した。改正した条例には、自動販売機により飲料を販売する事業者に対して、回収容器の設置や適正管理の義務づけや、特に美観の保護を図る必要のある区域を環境美化重点地域として指定し、当該地域内でたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料用紙パックを含む）を捨てた者に、5 万円以下の罰金を課する規定を盛りこんだ。

そして、平成 8 年 7 月 31 日に市内中心部を重点地域として告示、同年 11 月 1 日から指定した。

また、平成 14 年 10 月からは「新緊急地域雇用放置廃棄物回収事業」の導入を契機に、ポイ捨て禁止の PR、清掃活動を実施している。

(イ) 特定家庭用機器廃棄物等

平成 13 年 4 月から本格施行された特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に対応し、該当する家電製品の収集を取り止めた。また、小売業者が引き取る義務のない家電製品については、高知県電機商業組合と協定することで加盟店での引取りが可能となった。

さらに、平成 15 年 10 月 1 日からはメーカー等による「家庭系パソコン」のリサイクルに対応した。

(ウ) 条例等

排出量を抑制し、分別収集、再生利用の徹底などを推進していくことを基本にした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が平成 4 年 7 月改正施行され、本市も、これを受けて平成 6 年 1 月 1 日に高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 28 号）及び同条例施行規則を全面改正し、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同条例施行規則として施行した。

ごみ処理手数料については、平成 8 年の改定から据置きとなっていたが、処理原価に占める収入の比率が年々低下している状況から、平成 16 年 7 月 1 日に急激な値上げに配慮しつつ、原価を考慮した引上げを行い、平成 19 年 4 月 1 日には原価に見合う新料金を適用した。また、平成 26 年 4 月 1 日には消費税法の改正に伴う料金改定を行った。

(イ) 産業廃棄物及び広域的な取組

本市は、平成10年4月から中核市へ移行したことに伴い、高知県から産業廃棄物についての事務権限が委譲され、一般廃棄物と併せて総合的な廃棄物行政に取り組むこととなったが、産業廃棄物処理については従前から一定の役割を担ってきた。

具体的には、(財)高知県医療廃棄物処理センター(高知県主体に平成4年7月1日設立)及び(財)エコサイクル高知(高知県、県内市町村、建設業界、廃棄物処理業界等、関係団体により平成6年4月19日設立、平成25年4月1日公益財団法人に移行)に出捐を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に努めてきた。その後、平成23年1月に、(財)高知県医療廃棄物処理センターは、(財)エコサイクル高知と合併した。

なお、医療系産業廃棄物の処理については、高知市内で発生する医療廃棄物を中心に焼却処理を行っていたが、平成12年11月6日、焼却炉排ガス中のダイオキシン類濃度の調査結果が、排出基準値の約6.4倍の510ng-TEQ/m³Nあることが判明したことから、11月7日に焼却施設の操業を一旦停止し、平成15年7月末に完成したマイクロウェーブ熱処理施設での滅菌処理後、民間処理施設で焼却を行うこととした。その後、平成23年10月に日高村に、産業廃棄物処理施設であるエコサイクルセンターが完成し、医療廃棄物については、引き続きマイクロウェーブ処理による滅菌処理、民間処理施設での焼却を行った後、残渣をエコサイクルセンターにて埋立処分している。

また、循環型社会の形成に向けた取り組みとして、(公財)高知県魚さい加工公社の運営に協力を働いている。

(オ) その他

事業所ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、平成4年11月に官公庁、会社、商店などを会員事業所とする「高知クリーン推進会」が結成され、平成4年度から資源物の共同回収を実施している。OA用紙回収事業によって収益が生じた場合は、再生トイレットペーパーなどの形で会員事業所に還元するようにしている。

家庭系生ごみの減量を推進するため、平成7年度に生ごみ処理容器による堆肥化実験を市民37名により実施し、1年間で1世帯当たり約240kgの減量に成果があり、かつ、ごみに対する意識が高まることが分かった。

この結果を受け、平成8年8月から、生ごみ処理容器に対する購入補助を行っている(平成15年8月から20年3月まで「電動生ごみ処理機」の補助も行った)。

さらに、市民から要望を受けて、地域においてごみの減量、分別収集の徹底等を推進する指導者である高知市廃棄物減量等推進員を平成12年1月に設置し、町内会や資源・不燃物登録団体の代表者等の中から、523名(当初設置時)を推進員として委嘱した。

(2) し尿処理事業

○ 収集

し尿については、昭和 20 年代までは農作物の肥料として土壤に還元することが主であったが、都市化の進展と農村における化学肥料の使用増加等により、都市における処理対策が求められるようになってきた。

本市においても昭和 29 年の清掃法施行に伴い清掃条例を制定し、海洋投棄を終末処理の第一義とし、農家還元についても配慮していく方針を決定した。

このことにより、中継槽 1 か所及び市の周辺地区にし尿槽 4 か所を設置し、市の施設は直営（し尿車 2 台）、一般家庭は民間許可業者（14 台）による収集を行ってきた。

その後、サービスの向上と料金の適正化を図るため、昭和 40 年 1 月から地区割制を実施するとともに、料金については、同年 4 月から従量制を従量制と人頭制の併用方式に改め、1 か月 1 回の計画収集に努めた。

さらに、昭和 43 年の料金改定を機に計画収集の実施状況をチェックするため、各家庭へカードを配布し、昭和 46 年 9 月からは一地区複数業者制、収集困難地域の直営化など収集体制の改善を図った。

しかしながら、市民の苦情を完全に解決することは困難であり、抜本的な解決策として民間の許可業者制を廃止し、公共性の高い公社制を採用することとし、効率的かつ合理的な運営を目指して、昭和 50 年 2 月に(財)高知市清掃公社(平成 3 年 5 月(財)高知市環境事業公社に名称変更、平成 25 年 4 月公益財団法人に移行)を設立、4 月から業務を開始した。

公社設立後は、市の施設及び収集困難世帯については直営により、それ以外はすべて公社が収集にあたってきたが、順次、公社収集へと移行し、昭和 59 年 7 月 1 日全面移管された。

また、し尿の収集運搬手数料については、公社の收支状況を考慮して、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し、平成 8 年 1 月 1 日から一定の引き上げを行うとともに、収集費用等を勘案し、下水道処理区域（供用開始後約 3 年を経過した区域）内及び臨時収集の場合の特別収集手数料を新設した。

○ 終末処理

終末処理については、昭和 29 年市有の海洋投棄船にて土佐湾沿岸に投入処分を開始後、48 年海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法施行令（昭和 46 年政令第 201 号）の一部改正により、し尿投入地点を土佐沖 105 カイリ（室戸沖 75 カイリ）へ移した。その後、覚え書に基づき室戸沖 85 カイリへ投入処理を海運会社に委託して行ってきた。

また、昭和 49 年度に本市周辺 9 市町村による高知中央地区衛生事務組合を設立し、陸上処理施設の建設に努力を重ねてきたが、諸種の事情により同組合は解散することとなった。

このため、本市独自の陸上処理施設の建設を目指し、昭和 53 年 10 月、清掃部に清掃施設建設事務所を発足させ、立地条件について総合的な分析・検討を行った。

その結果、昭和 54 年 9 月に介良、五台山にまたがる地区を最適地と決定した。以来、約 2 年間にわたり説明会や先進施設の視察等を行い、地権者をはじめ関係住民の理解と協力により昭和 56 年 9 月に用地買収手続を完了、10 月 6 日、国の認証決定を得て、工事に着手した。

そして、昭和 58 年 12 月 12 日に陸上処理施設の試運転調整を開始し、東孕し尿中継場より生し尿の圧送を行う一方、昭和 59 年 1 月 23 日の出港を最後に約 30 年続けたし尿海洋投棄に終止符を打つこととなった。終末施設は、390kℓ/日の処理が可能な陸上処理施設、東部環境センターとして、昭和 59 年 7 月 1 日から本格稼働を開始し、現在に至っている。

なお、東孕し尿中継場は施設の老朽化や収集量の減少等により、平成 18 年度末で廃止し、19 年 7 月に陸上部分を民間へ売却した。

平成 20 年 1 月 1 日に合併した春野地区のし尿処理については、高知市が平成 26 年度末で仁淀川下流衛生事務組合を脱退したことに伴い、平成 27 年 4 月 1 日より東部環境センターにて行っている。

2 一般廃棄物処理基本計画

(1) 概要

廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市が長期的・総合的な視点に立って、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正処理を総合的に推進していくための基本的事項を定めており、一般廃棄物行政を進めていく上での基本方針となっている。

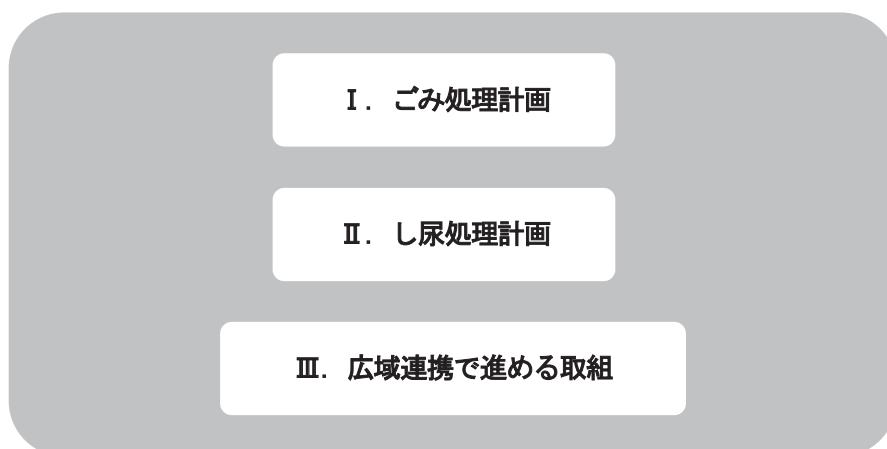
平成7年1月に第1次一般廃棄物処理基本計画(計画期間15年)を策定し、その後、平成12年6月の循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の制定とともに、各種廃棄物・リサイクル関連法の整備等を踏まえて、より一層環境への負荷の少ない資源循環型の環境都市の実現を目指していくため、平成15年3月に第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した。第2次計画は、第1次計画の内容(減量化、適正処理の確保や処理施設の整備)に加え、循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用等による循環的な利用、環境負荷の少ない適正な処理を基本とした取組を推進する内容となっている。平成17年1月1日の鏡村・土佐山村との合併により変更となる部分について、平成18年2月に一部改訂を行った。

第2次計画実施期間中の大きな傾向として、全国的なごみ排出量の減少があげられる。この要因としては、各種リサイクル法の整備による再生利用制度等、循環型社会構築に向けた取組が社会に浸透してきたことや、環境保全に関する国民的な意識の高まり等が考えられる。こうした変化を踏まえ、国は平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成22年3月には「廃棄物処理法に基づく基本方針」も変更され、その中で、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合した「持続可能な社会」の構築をめざすことが提唱されるとともに、廃棄物の減量や再生利用に向けた新たな目標値の設定等が行われた。

本市においても、全国と同様にごみ排出量について、全体量及び一人当たり量ともに減少傾向がみられるが、鏡村・土佐山村(平成17年1月)、春野町(平成20年1月)と合併したことによる市域の拡大やごみ処理方式の統一、また、長期的に進展していくと予想される少子高齢化の影響等による人口減少等に対応しながら、今後とも一般廃棄物の市域内処理を基本に安定した廃棄物処理を行っていくため、平成25年3月に第3次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

同計画は次のような構成となっている。

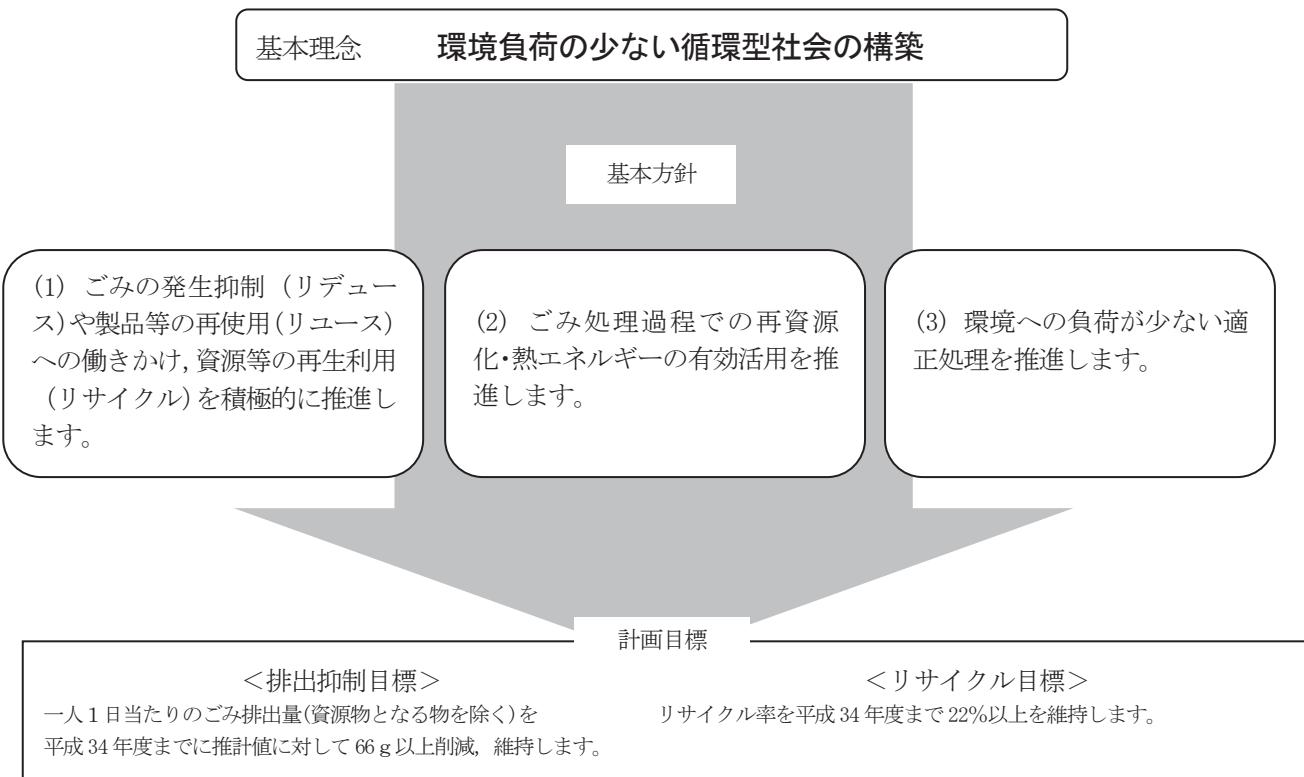
【 計画の構成 】



(2) ごみ処理計画

第3次高知市一般廃棄物処理基本計画に基づき、「環境負荷の少ない循環型社会の構築」を基本理念とし、その実現に向けて3つの基本方針を定めている。

【 計画の体系図 】



発生抑制に関する事項

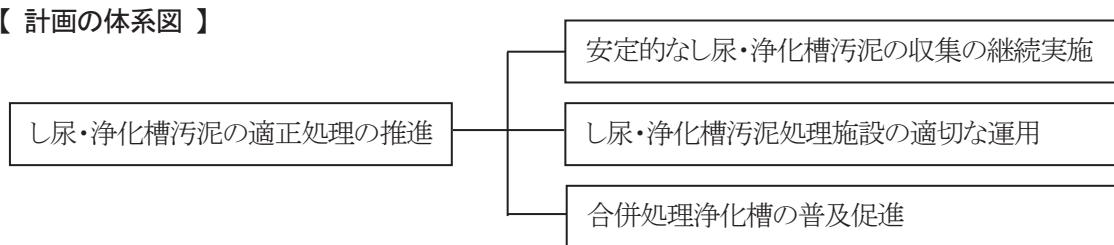
- (1) 市・市民・事業者の役割
 - ① 市の役割
 - ② 市民の役割
 - ③ 事業者の役割
- (2) 排出抑制に関する施策
 - ① ごみ減量・リサイクルに関する啓発活動等の実施
 - ② 普及啓発冊子の充実や各種メディアの活用
 - ③ 総合的なごみ減量・リサイクル教育の推進
 - ④ 再生品等の利用促進
 - ⑤ 市民とのコミュニケーションの活性化
 - ⑥ 家庭での生ごみ減量の支援・促進
 - ⑦ 市民等の自主的活動の促進
 - ⑧ 事業者の自主的活動の促進
 - ⑨ 量販店等による自主回収の促進
 - ⑩ 事業所への適正処理の啓発・指導
 - ⑪ 不法投棄対策の強化
 - ⑫ 環境美化マナーの徹底
 - ⑬ 不法焼却禁止の啓発・指導
 - ⑭ 小型焼却炉の規制

リサイクルに関する事項

- (1) 収集・運搬に関する施策
 - ① 市民によるステーション管理への支援
 - ② 市民サービスの向上を目指した収集・運搬体制の整備
 - ③ 引越しごみ等一時多量ごみへの対応
 - ④ 適正処理困難物への対応
 - ⑤ ごみ量の推移等に対応した効率的な業務体制の確立
 - ⑥ 高知市クリーンセンターの施設整備
 - ⑦ 塵芥収集車への低公害車の導入
- (2) 中間処理に関する施策
 - ① 各種リサイクルの推進
 - ② 再資源化施設の整備計画
 - ③ プラスチック減容工場の整備計画
 - ④ 清掃工場の整備計画
 - ⑤ ダイオキシン類対策の推進
 - ⑥ 公害防止対策の推進
 - ⑦ ごみ発電・熱エネルギーの回収
- (3) 最終処分に関する施策
 - ① 最終処分場の整備計画

(3) し尿処理計画

【 計画の体系図 】



- (1) 安定的なし尿・浄化槽汚泥の収集の継続実施に関する施策
 - ① 安定的かつ効率的なし尿・浄化槽汚泥の収集の実施と検討
- (2) し尿・浄化槽汚泥処理施設の適切な運用に関する施策
 - ① 処理施設の適切な維持管理の実施
 - ② 処理後の汚泥、放流水の有効利用
- (3) 合併処理浄化槽の普及促進に関する施策
 - ① 合併処理浄化槽の設置促進

(4) 広域連携で進める取組

① 魚腸骨の再生利用の促進

高知県内の魚腸骨の適正な再生利用を促進するため、県及び関係市町村、国等と連携しながら、(公財)高知県魚さい加工公社の運営に携わっていく。

② 産業廃棄物の減量と適正処理の促進

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対して、排出事業者責任において適正な処理が行われるよう、法令の周知徹底と不法投棄等に関する指導啓発の強化に努める。

また、本県においての適切な産業廃棄物処理体制を確立し、あわせてその減量化並びに資源化、再利用等を進めるため、(公財)エコサイクル高知の運営に携わっていく。

③ 医療廃棄物の適正処理の促進

県内で発生する医療廃棄物の適正処理を促進するため、(公財)エコサイクル高知の運営に携わっていく。

3 災害廃棄物処理計画

本市では、次の南海トラフ地震に備え、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、人命を守るための対策を最優先し、さまざまな防災対策を推進している。

平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、発生が予測される大規模地震等による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらには大規模災害時において、災害廃棄物及び避難所から排出されるごみ等の適正処理を迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策を実施する必要がある。

そのため、国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「高知県地域防災計画」及び「高知市地域防災計画」、さらには「高知県災害廃棄物処理計画」との整合性を図りつつ、本市の長期浸水区域等の地域特性や防災上の課題等を勘案し、平成27年3月に「高知市災害廃棄物処理計画Ver. 1」を策定した。

環境衛生及び速やかな復興のためには、迅速な災害廃棄物の処理が必要である。そのための収集運搬体制の確立や、仮置場の確保及び処理施設（破碎・選別施設、焼却施設、最終処分場）等を確保する手段を検討し、リサイクルの推進を図りながら災害廃棄物を処理する方策を確立していく。

また、被災時のし尿処理、特に避難場所等におけるトイレの配備は、被災者の生活に不可欠であり、環境衛生確保の観点からも、最優先で取り組む必要がある。環境部では、津波避難ビル（防災対策部が配備）を除く指定避難所への災害用トイレ（携帯トイレ及び簡易トイレ等）の配備を順次実施しており、加えて、災害時に優先的に災害用トイレを供給する協定を平成29年度までに5社と締結した。その他、災害時のトイレ確保を全庁的な課題と捉え、環境部局を中心に、防災対策部局、上下水道局、教育委員会等の職員で構成する「高知市災害時トイレ対策検討プロジェクトチーム」を設置（平成29年度）し、指定避難所その他公共施設におけるトイレ環境確保に向けた課題を検討している。

今後も、被害の拡大を最小限に抑え、迅速な初動体制の整備や早期復旧・復興に向けた計画を検討し、環境への負荷を低減させる対策を進めるとともに、自然の脅威に学び、地域防災力を高める取組を行っていく。

4 その他の行政計画等

(1) 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物処理法第6条第1項及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、毎年度策定している。

(2) 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画

一般廃棄物処理基本計画を具体的に実施するために、平成8年11月に策定した。

(3) 容器包装一般廃棄物分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき策定し、3年に一度見直している。

第1期 高知市容器包装分別収集計画（平成8年11月策定）

第2期 高知市容器包装分別収集計画（平成11年7月策定）

第3期 高知市容器包装分別収集計画（平成14年6月策定）

第4期 高知市容器包装分別収集計画（平成17年6月策定）

第5期 高知市容器包装分別収集計画（平成19年6月策定）

第6期 高知市容器包装分別収集計画（平成22年6月策定）

第7期 高知市容器包装分別収集計画（平成25年6月策定）

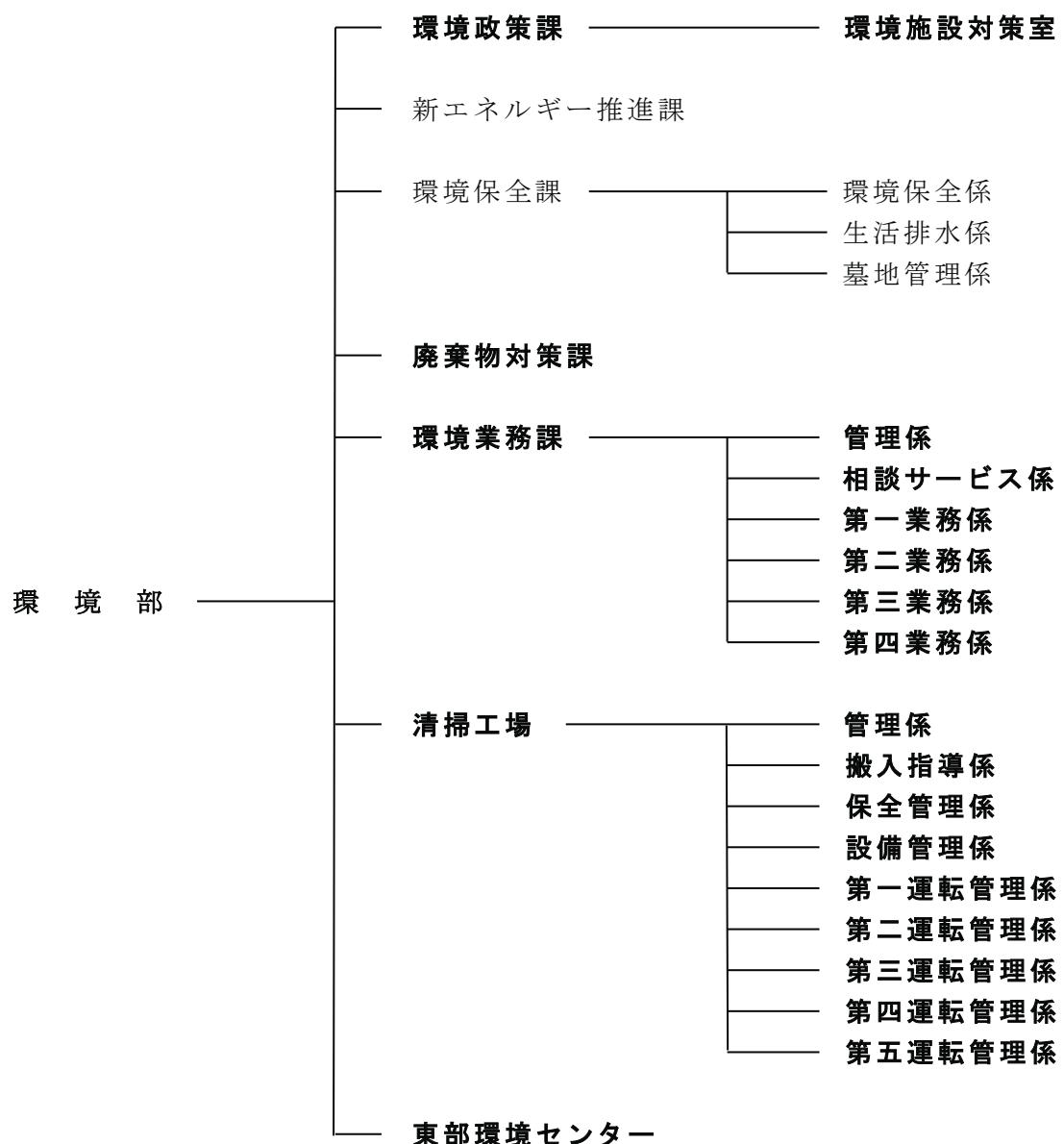
第8期 高知市容器包装分別収集計画（平成28年6月策定）

第3章 組織・人員

1 機構	13
2 事務分掌	14
3 職員の配置状況	15
4 組織の変遷	16

第3章 組織・人員

1 機構 (平成30年4月1日現在)



※ 太字の課が清掃関係を担当

2 事務分掌（清掃関係課）

（平成30年4月1日現在）

環境政策課	<ul style="list-style-type: none">(1) 環境の保全の企画及び総合調整に関すること。(2) 廃棄物処理の企画及び総合調整に関すること。(3) 環境美化の促進に関すること。(4) 廃棄物の減量及び再資源化に関すること。(5) 廃棄物の減量及び適正処理等の啓発及び情報提供等に関すること。(6) 一般廃棄物処理システムの調査及び研究に関すること。(7) エコタウン事業に関すること。(8) 廃棄物処理用地等の取得に関すること。(9) 自然環境及び鳥獣の保護に関すること。(10) 植物の保護に関すること。(11) みどりの募金に関すること。(12) 高知市春野環境センター及び同センターに付随する施設の管理及び財産の維持管理に関すること。(13) 部内事務の総括に関すること。(14) 部の庶務に関すること。(15) 部内の調整及び部内他課の所管に属さない事項に関すること。
廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none">(1) 廃棄物の不法投棄等に関すること。(2) 産業廃棄物の排出事業者に対する指導及び監督に関すること。(3) 産業廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。(4) 一般廃棄物処理業・処理施設の許可並びに指導及び監督に関すること。(5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。(6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること。(7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関すること。
環境業務課	<ul style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）処理事業の指導管理に関すること。(2) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。(3) 町内美化活動の支援に関すること。(4) 一般廃棄物の不法投棄の防止、指導及び処理に関すること。(5) 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。(6) 一般廃棄物適正処理等に関する指導育成に関すること。(7) 高知市クリーンセンター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。(8) 環境業務課所管の自動車等の維持管理に関すること。
清掃工場	<ul style="list-style-type: none">(1) 廃棄物（し尿を除く。以下この項において同じ。）の搬入指導・監督及び焼却処理に関すること。(2) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。(3) 高知市清掃工場（以下この項において「工場」という。）及び工場に関連する施設の管理並びに技術的研究に関すること。(4) 工場に係る排気、排水等の検査及び測定分析並びに公表に関すること。(5) 工場の整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。(6) 清掃施設の技術的調査研究及び技術援助に関すること。(7) エコ・パーク宇賀及びヨネツクこうちに関すること。(8) 地元対策に係る諸調整に関すること。(9) 工場及び工場に関連する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。
東部環境センター	<ul style="list-style-type: none">(1) 廃棄物処理施設（清掃工場の所管に属するものを除く。以下同じ。）の整備計画及び技術的管理に関すること。(2) 廃棄物処理施設整備に係る工事の設計施工及び監督に関すること。(3) 廃棄物（し尿を除く。）の搬入指導・監督、埋立処分計画及び埋立業務に関すること。(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業者の許可及び指導・監督に関すること。(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画及び処理業務並びに委託業者の指導・監督に関すること。(6) 廃棄物処理施設の技術的研究に関すること。(7) 廃棄物処理施設に係る排気、排水等の検査、分析、測定に関すること。(8) 地元対策に係る諸調整に関すること。(9) 廃棄物の処理に係る手数料の徴収に関すること。(10) 東部環境センター所管のスポーツ施設の受付に関すること。(11) 東部環境センター及び同センターに付随する施設に係る用地の取得及び財産の維持管理に関すること。(12) 三里最終処分場及び春野最終処分場の財産の維持管理に関すること。(13) 団地下水道に関すること。

3 職員の配置状況

(平成30年4月1日現在)

職名等 所属係名等	部長	副部長	課長補佐	係長	事務職				技術職				技能職・労務職						小計	課等計	
					主査	主査	主査	主査	主任	技術検査	技術検査	技術士官	自動車整備技師	清掃整備工員	清掃整備工員	電気工作員	機械操作員	運転手	清扫員	清潔業員	
環境部門	1	1	1																	3	3
環境政策課		2	1	3	1	2	4	2												15	15
廃棄物対策課		1	2	1	0	2					1	1								8	8
環境業務課	管理職	1	4																	5	109
	管理係			1		1		1												3	
	相談サービス係			5																5	
	第一業務係			5														9	12	26	
	第二業務係			5														10	11	26	
	第三業務係			5														10	11	26	
	第四業務係			5														8	5	18	
清掃工場	管理職	1	4																	5	56
	管理係		(1)		2															2	
	搬入指導係		1																4	5	
	保全管理係		1 (1)						2	3	1									7	
	設備管理係			1					3	2						1				7	
	第一運転管			2					1	1						2				6	
	第二運転管			2					1	1						2				6	
	第三運転管			2					2	1						1				6	
	第四運転管			2					2	1						1				6	
	第五運転管			2					1	2						1				6	
東部環境センター		1	3	1 (3)		1			2	4	2						2	2	18	18	
合計		1	1	7	14	44	1	7	5	3	0	14	15	4	1	0	0	0	8	39	209

- (注) 1 上記の他、環境業務課に2名（資源物持ち去り防止パトロール員として2名（1名は県警OB）の嘱託）、廃棄物対策課に5名（県警から課長補佐級1名の派遣受入及び高知市不法投棄防止パトロール員として4名（県警OB）の嘱託）を配置している。
- 2 (公財) 高知市環境事業公社へ2名、本市職員を派遣している。
- 3 () は兼務のある職

4 組織の変遷(清掃関係)

年	内 容		
昭和23年9月	教育民生部	——	衛生課
27年	民生部	——	衛生課
31年	民生部	——	清掃事務所
36年	市民部	——	清掃課
38年	市民部	——	環境衛生課
42年	市民部	——	清掃管理課 清掃業務課
48年	市民部	——	清掃事務所 —— 清掃管理課 清掃第一課 清掃第二課
50年	市民部	——	清掃事務所 —— 清掃工場建設事務所 清掃管理課 清掃業務課
51年	市民部	——	清掃事務所 —— 清掃工場建設事務所 清掃総務課 清掃業務課 大谷清掃工場 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場
52年	清掃部	——	清掃工場建設事務所 清掃総務課 清掃業務課 大谷清掃工場 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場
53年	清掃部	——	清掃工場建設事務所 清掃施設建設事務所 清掃総務課 第一業務課 第二業務課 大谷清掃工場 菖蒲谷清掃工場 建設課 総務課
55年	清掃部	——	清掃施設建設事務所 清掃総務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 菖蒲谷清掃工場 建設課 総務課
57年	清掃部	——	清掃施設建設事務所 清掃総務課 第一業務課 第二業務課廃止 宇賀清掃工場 総務課 建設課
58年	清掃部	——	清掃総務課 第一業務課 第二業務課 宇賀清掃工場 施設建設課
59年	清掃部	——	清掃総務課 清掃業務課 宇賀清掃工場 清掃施設課
60年	保健環境部	——	清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
62年	市民環境部	——	清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
平成6年	市民環境部	——	清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場
8年	市民環境部	——	清掃施設建設事務所 清掃企画課 清掃業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター
10年	環境下水道部	——	環境下水道総務課 環境対策課 環境業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課

年	内 容	
12年	環境部	環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 宇賀清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
14年	環境部	清掃施設建設事務所 環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
16年	環境部	環境政策課 エコタウン推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
17年	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 清掃施設建設課
18年	環境部	環境政策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター
20年	環境部	環境政策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
21年	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
22年	環境部	環境政策課 低炭素都市推進室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
24年	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
26年	環境部	環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター
29年	環境部	環境政策課 環境施設対策室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター
30年	環境部	環境政策課 環境施設対策室 廃棄物対策課 環境業務課 清掃工場 東部環境センター 春野環境センター

第4章 予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

1 歳入	18
2 歳出	19
3 一般会計に占める清掃関係費の推移	19
4 原価計算	20
5 ごみ処理手数料の推移	22
6 し尿処理手数料の推移	23

第4章 予算・決算・原価計算及び 処理手数料の推移

1 歳 入 (清掃関係)

(単位:千円)

科 目 名 称	25 年 度 決 算 額	26 年 度 決 算 額	27 年 度 決 算 額	28 年 度 決 算 額	29 年 度 決 算 額	30 年 度 予 算 額
使用料及び手数料	367,190	374,788	375,730	378,910	527,882	534,951
国 庫 支 出 金 ※1	-	10,406	-	-	-	-
県 支 出 金	825	949	1,378	17,573	34,358	665
財 産 収 入 ※2	13,163	13,602	12,811	13,016	12,985	13,337
寄 付 金	4,709	21,611	312,899	271,768	185,165	-
繰 入 金	908	92,727	-	-	51,536	50,000
諸 収 入	671,704	635,322	550,929	572,823	586,077	510,260
市 債	594,300	1,128,200	168,800	329,500	224,100	314,000
計	1,652,799	2,277,605	1,422,547	1,583,590	1,622,103	1,423,213

※1 使用料及び手数料には、産業廃棄物許可手数料を含む。
なお、直近の手数料改定経過は以下のとおり。

平成 8 年 1 月 1 日	手数料改正	(し尿)
9 年 4 月 1 日	消費税法の改正等	(ごみ)
16 年 7 月 1 日	手数料改正	(ごみ)
19 年 4 月 1 日	手数料改正	(ごみ)
26 年 4 月 1 日	消費税法の改正等	(ごみ・し尿)

※2 財産収入はエコ産業団地の土地貸付収入を指す。

2 歳 出 (清掃関係)

(単位:千円)

科 目 名 称	25 年 度 決算額	26 年 度 決算額	27 年 度 決算額	28 年 度 決算額	29 年 度 決算額	30 年 度 当初予算額
環 境 総 務 費	176,667	184,576	170,579	193,474	219,950	144,044
廃 棄 物 対 策 費	387,905	140,378	87,899	90,152	87,615	97,597
ごみ減量推進費	40,976	43,051	41,581	56,414	51,348	53,200
塵芥収集費	1,765,362	2,132,525	1,253,607	1,241,245	1,206,119	1,297,190
塵芥処理費	1,412,378	1,622,140	1,557,916	1,459,359	1,471,456	1,543,031
プラスチックごみ処理費	106,342	109,241	110,250	112,371	119,546	126,028
最終処分場管理費	85,345	67,628	67,875	63,719	54,778	96,121
余熱利用施設費	29,554	36,683	37,666	40,203	39,664	31,822
春野環境センター費	24,284	-	-	-	-	-
し尿収集費	38,220	38,039	33,249	30,695	32,474	30,810
し尿処理費	301,531	348,422	333,667	349,430	462,288 (明許縛り含む)	345,884
春野地区し尿処理費	51,070	48,180	-	-	-	-
計	4,419,634	4,770,863	3,694,289	3,637,062	3,745,238	3,765,727

3 一般会計に占める清掃関係費の推移



4 原価計算（平成29年度）

(1) ごみ処理原価

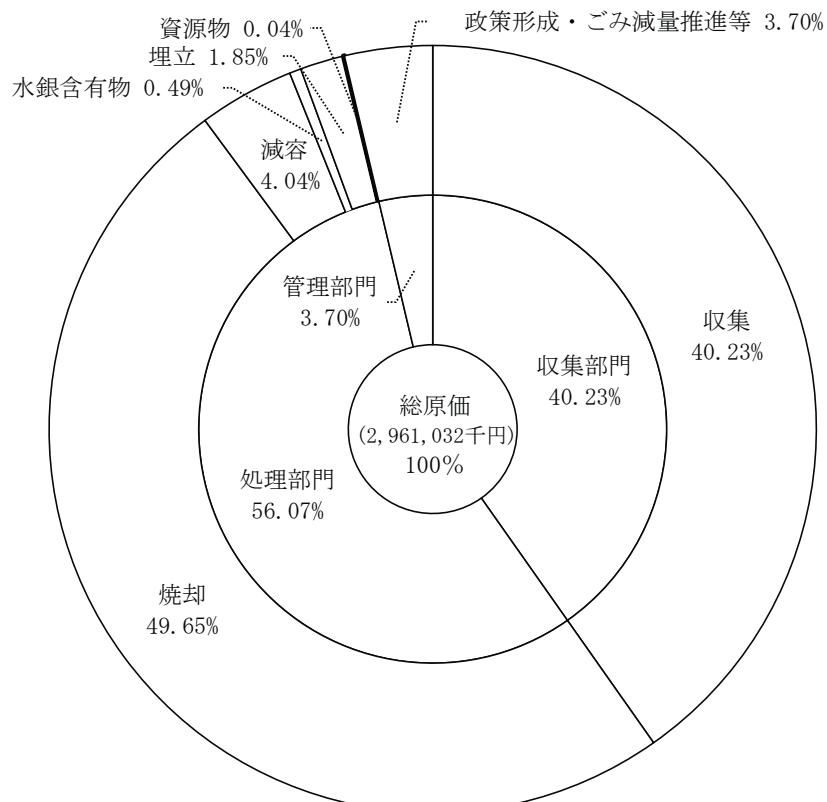
(単位:千円)

原価部門 原価費	管理部門 政策形成 ごみ減量推進等	収集部門 収集	処理部門				計	
			中間処理部門		最終処分部門	資源化部門		
部門直接原価 (1)	109,520	1,191,351	1,470,125	119,546	14,510	54,778	1,202	1,660,161
管理部門 配賦額 (2)	部門直接 原価按分	45,757	56,464	4,591	557	2,104	46	* 63,763
部門原価 (1)+(2)=(3)		1,237,108	1,526,589	124,137	15,067	56,882	1,248	1,723,924
処理量(t) (4)		69,787 (持込を除く)	115,495	2,012	108	1,278	8,163	127,056
1t当たりの原価 (円/t)	(3)÷(4)	17,727	13,218	61,698	139,509	44,509	153	13,568
	(1)÷(総搬入量)	2,961,032 千円	÷ 123,952 t	=	23,889 円 / t			

- (注) 1 施設建設費、用地費等及びそれらの償却費を除く。
 2 車輌については購入費を含む。
 3 「2. 歳出（清掃関係）」から原価対象額を抜粋して算出。
 4 各施設における管理費・事務費等は各施設が行う原価部門に含める。
 5 焼却灰のセメント資源化にかかる費用は焼却に含める。

* 小数点第1位切り上げ

<部門直接原価 (2,961,032 千円) の内訳>



(2) し尿処理原価

(単位:千円)

原価部門 原価費	管 理 部 門	処 理 部 門
部 門 直 接 原 価 (1)	11,888	462,288
管 理 部 門 配 賦 額 (2)	—	11,888
部 門 原 価 (1) + (2) (3)	—	474,176
処 理 量 (kℓ) (4)	—	106,806
1 kℓ 当 り の 原 価 (3) ÷ (4)	—	4,440円／kℓ

(注) 1 貸付金、補助金、施設建設費、用地費等及びそれらの償却費は除く。

2 「2. 歳出（清掃関係）」から原価対象額を抜粋して算出。

3 施設における管理費・事務費等は処理部門に含める。

5 ごみ処理手数料の推移

年別	収集(運搬)及び処分 (占有者から徴収)	ごみ、燃えがら、汚泥	大・ねこ等の死体 1頭につき50円	大・ねこ等の死体 1頭につき50円
昭和29年	12立方尺までごとに1カ月15円	"	"	"
34年	0.3m ³ までごとに "	"	"	"
35年	0.3m ³ までごとに 1カ月30円	"	"	"
44年5月1日	ア 常時多量排出(一時多量排出) ウ その他 (1日平均10kg以上) 1kgまでごとに 30kgまでごとに 1カ月30円 1円40銭以内 42円以内	"	"	"
46年4月1日	"	"	削除(無料)	"
47年4月1日	"	"	"	多量廃棄物 プラスチック 水銀含有 廃棄物
49年4月1日	1kgまでごとに 2円50銭以内	30kgまでごとに 75円以内	1頭につき 200円	0.4トンまでごとに200円 0.4トン超え1トンまで 500円 1トン超える場合 1トンまでごとに500円加算
51年4月1日	削除	削除	1体につき 400円	0.4トンまで 0.4トン超え11トンまで 1,000円 1トン超える場合 1トンまでごとに1,000円加算
59年4月1日	"	"	1体につき 800円	100kgまでごとに (10月1日施行) 150円 100kgまでごとに 150円
平成4年4月1日 (消費税法の改正等)	"	"	820円	100kgまでごとに ×103／100 150円 100kgまでごとに 5kgまでごとに ×103／100 150円 100kgまでごとに 10kgまでごとに ×103／100 150円
8年4月1日	"	"	900円	100kgまでごとに 10kgまでごとに 250円 140円 370円 100kgまでごとに 5kgまでごとに 250円 140円 370円
9年4月1日 (消費税法の改正等)	"	"	910円	10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,000円 50円 280円 690円 10kgまでごとに 10kgまでごとに 910円 50円 280円 690円
16年7月1日	"	"	"	10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,000円 50円 280円 690円 10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,000円 50円 280円 690円
17年7月1日	"	"	"	10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,000円 50円 280円 690円 10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,000円 50円 280円 690円
19年4月1日	"	"	"	10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,030円 290円 710円 1,300円 10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,030円 290円 710円 1,300円
26年4月1日 (消費税法の改正等)	"	"	"	10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,030円 290円 710円 1,300円 10kgまでごとに 10kgまでごとに 1,030円 290円 710円 1,300円

* 消費税法の改正に伴い、平成31年10月1日から改定予定。

6 し尿処理手数料の推移

年別	従量制		定額制		備考
	従量割	回数割	人頭割	回数割	
昭和29年	1斗 10円				
35年	10ℓ 7円				
36年	10ℓ 8.5円				
40年4月1日	10ℓ 11円	1箇月1人 40円			
43年8月1日	10ℓ 14円	1箇月1人 50円			
49年1月1日	10ℓ 40円	1箇月1人 50円	一世帯1回	50円	昭和50年(財)高知市清掃公社設立 公社による収集開始
51年4月1日	18ℓ 80円	1箇月1人 100円	一世帯1回 但し、改良便槽の場合	100円	
53年10月1日	18ℓ 120円	1箇月1人 150円	一世帯 但し、改良便槽の場合	150円	
54年11月1日	18ℓ 150円	1箇月1人 200円	一世帯1回 但し、改良便槽の場合	200円	
56年4月1日	18ℓ 200円	収集1回につき250円	一世帯1回 但し、改良便槽の場合	250円	
59年1月1日	18ℓ 220円	収集1回につき300円	一世帯1人 300円 但し、改良便槽の場合	300円	
平成4年4月1日 (消費税法の改正等)	18ℓ 225円	収集1回につき310円	一世帯1人 310円 但し、改良便槽の場合	310円	平成3年(財)高知市清掃公社を(財)高知市 環境事業公社に名称変更
8年1月1日	18ℓ 230円	収集1回につき400円	一世帯1回 但し、改良便槽の場合	400円	特別収集手数料の新設
26年4月1日 (消費税法の改正等)	18ℓ 240円	収集1回につき410円	一世帯1人 410円 但し、改良便槽の場合	410円	定期収集以外の収集 収集1回につき 600円 下水道処理区域 収集1回につき 300円 ※下水道処理区域は、供用を開始した日から3年を経過した地域
				820円	定期収集以外の収集 収集1回につき 620円 下水道処理区域 収集1回につき 310円 ※下水道処理区域は、供用を開始した日から3年を経過した地域

※消費税法の改正に伴い、平成31年10月1日から改定予定。

第5章 ごみ処理事業

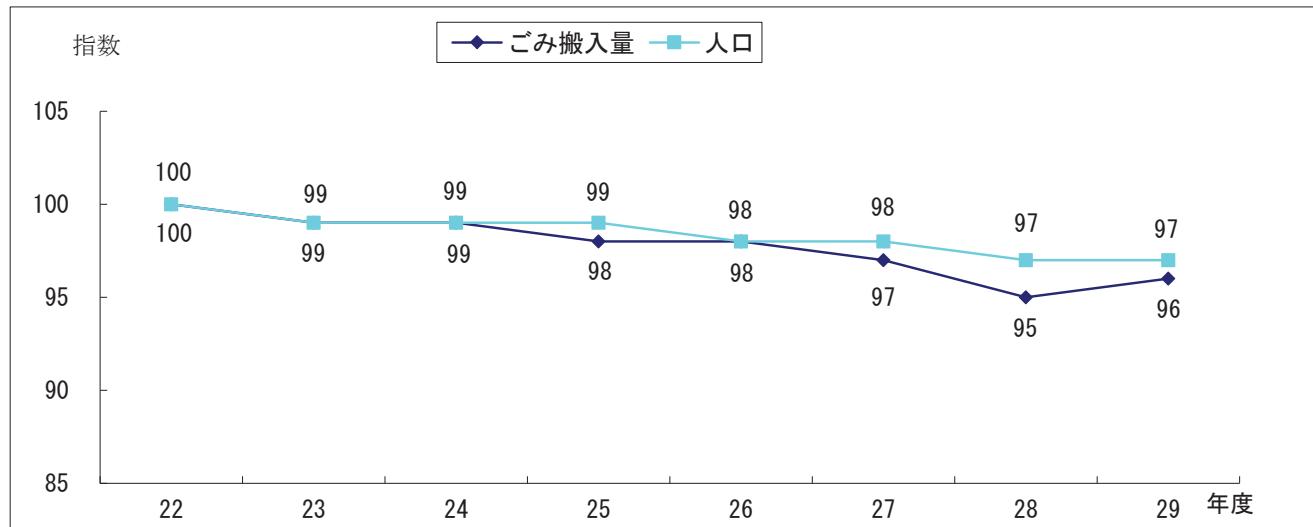
1 概要	24
2 ごみの収集及び処分	25
3 ごみ減量・リサイクルの推進	29
4 まちの美化推進	33
5 処理実績	35
6 ごみの組成	40
7 産業廃棄物と一般廃棄物	41
8 エコタウン事業	49
9 可燃ごみ(生ごみ)収集日別地区割図	52
10 高知市の家庭ごみの出し方(分別チラシ)	53

第5章 ごみ処理事業

1 概要

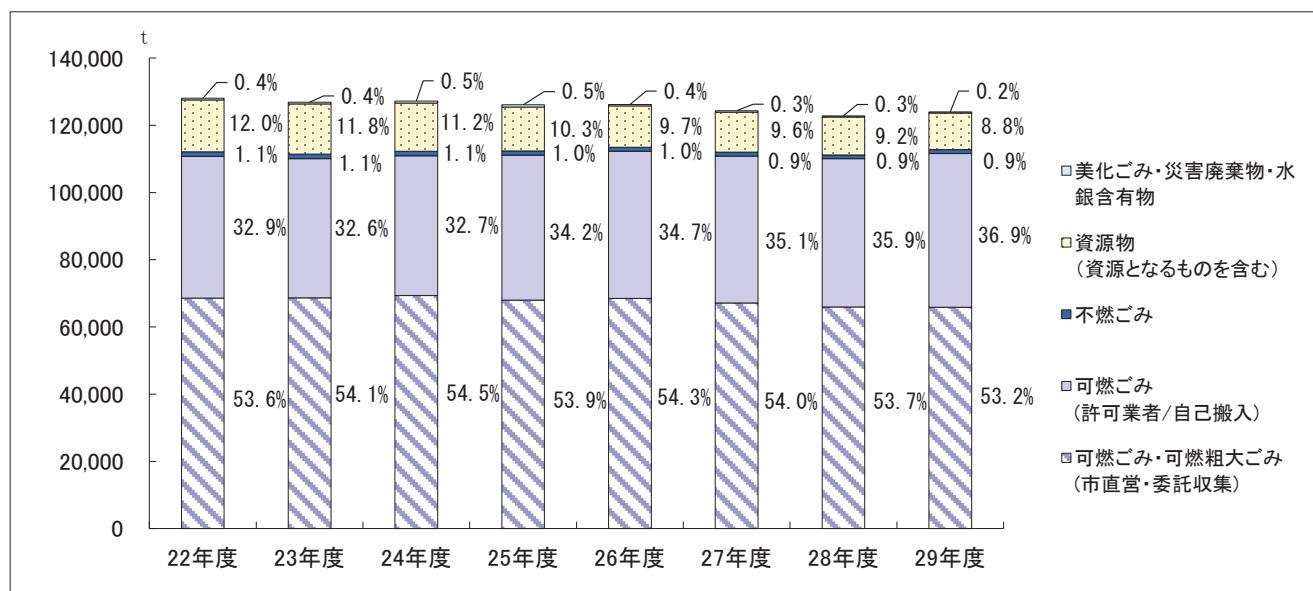
現在、ごみ量は減少傾向にあるが、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種リサイクル関連法への対応、最終処分場の更なる延命化及び環境の保全等を進めていくため、今後、一層の廃棄物の発生抑制、分別徹底等によるごみの減量・リサイクルを推進していくことが必要となっている。

【ごみ搬入量と人口の推移】



(注) 平成 22 年度のごみ搬入量(128,050t)と人口(341,881 人)を 100 とした。

【ごみ搬入量構成比の推移】



2 ごみの収集及び処分

(1) 直営又は委託によるごみ収集

一般家庭のごみは下表の区分毎に分別して排出することとしており、可燃ごみ、プラスチック製容器包装及び可燃粗大ごみは直営で収集している。

また、資源物、不燃ごみ、水銀含有廃棄物及びペットボトルについては委託して収集している。

一般家庭ごみの収集運搬及び処分は、直営・委託とも無料で行っており（市処理施設への自己搬入分は除く）、平成30年4月現在のステーション（ごみ集積所）数は、可燃ごみ・プラスチック製容器包装のステーションが6,792か所、資源・不燃物のステーションが1,304か所となっている。

【ごみの分別区分】

	分別区分	収集方法	収集主体	収集料金
ア	可燃ごみ	週2回ステーション収集	直営	無料
イ	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集	直営	無料
ウ	ペットボトル	拠点回収	委託	無料
エ	資源物	月1回ステーション収集	委託	無料
オ	可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集	直営	無料
カ	不燃ごみ	月1回ステーション収集	委託	無料
キ	水銀含有廃棄物	月1回ステーション収集	委託	無料

(2) 許可業者等によるごみ収集

会社、商店などの事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者自らが適正に処理しなければならないこととなっており、事業者自ら清掃工場や民間の処理施設へ持ち込むか、当事者間の契約等により許可業者に委託することとしている。

また、家庭から排出される一般廃棄物（家庭系一般廃棄物）についても、ごみステーションに排出できないものや、引っ越し等の一時多量ごみは市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に委託することとしている。

【一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧表】

平成30年4月1日現在

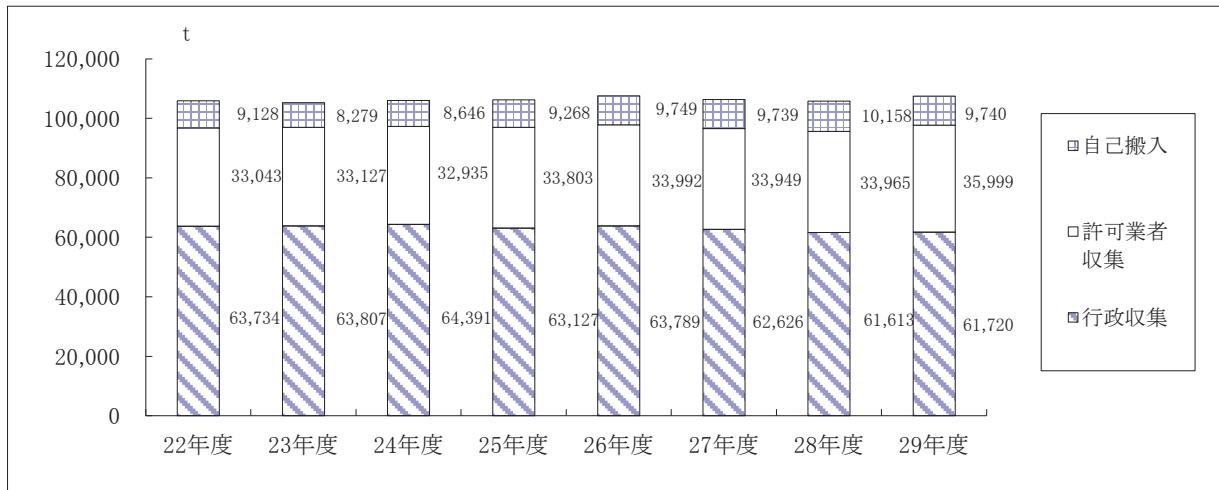
許可業者名	所在地	電話	収集機材台数	
			パッカー車	トラック等
（有）高知清光社	南河ノ瀬町111-1	831-7791	6	3
（株）高知清掃センター	南ノ丸町12-8	832-2188	9	2
（有）高知街清掃	福井町1683-5	823-4055	3	—
（有）セイム	神田1876	833-1413	10	4
（株）ダイセイ	南川添9-5	884-3811	7	6
（有）中央環境企画	池2351-4	847-7701	9	3
（株）都市美粧建設	高須新町3-5-1	885-3800	9	10
（有）西村興業	東城山町48-2	831-8329	5	2
（株）春野清掃	春野町弘岡下82-2	894-2417	1	1
合計	9業者		59	31

（注）他に限定許可業者あり（区域限定1業者）

(3) ごみ搬入量の推移等（搬入量は合併後の春野町分を含む）

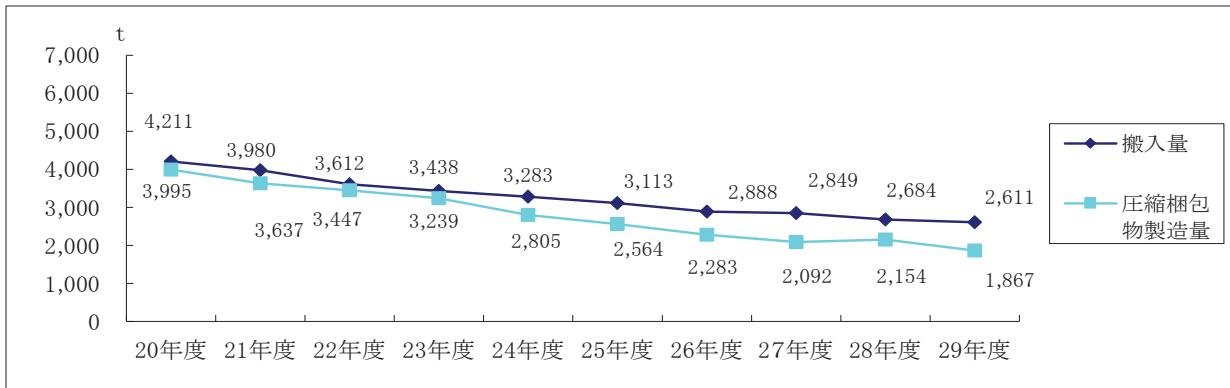
ア 可燃ごみ

平成 11 年 4 月から、ごみの分別徹底と減量・再資源化の促進、収集作業の安全性の確保等を目的として、中身の見える透明・半透明袋によるごみの排出を義務づけ、収集している。



イ プラスチック製容器包装

平成 13 年 11 月から容器包装リサイクル法の趣旨に沿い、プラスチック製容器包装を収集している。平成 19 年度に分別の徹底等啓発を強化したことや、小売店等による独自の店頭回収が進んでいること等により、市施設への搬入量は減少している。



ウ ペットボトル

平成 12 年 4 月から容器包装リサイクル法の趣旨により分別し、市内量販店等（平成 26 年 3 月末現在 112 か所）にある収集拠点から、隨時、菖蒲谷プラスチック減容工場へ運搬し、独自ルートにより再資源化処理を行っている。平成 19 年度のプラスチック製容器包装の啓発強化後に搬入量は急増したが、小売店等による独自の店頭回収も進んでおり、市施設への搬入量は減少傾向に転じている。



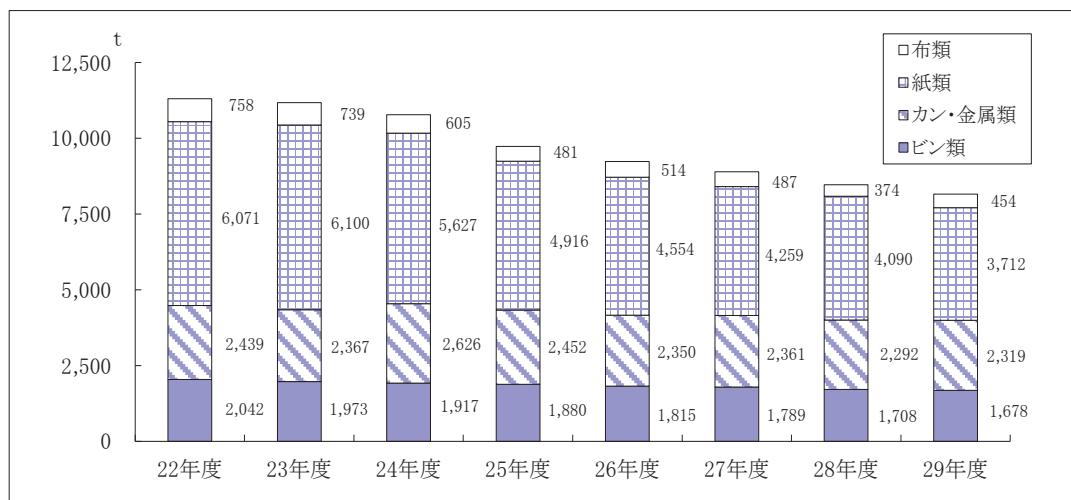
（注）平成 28 年度の製造量は、取引上の都合により未出荷となった前年度分を含んでいたため搬入量より多くなった。

工 資源物

資源物は4種類（ビン類、カン・金属類、紙類、布類）に分けて排出することとしており、さらにビン類は容器包装リサイクル法による処理を行うため、透明、茶色及びその他の色の3分別としている。（平成27年4月の一部分別区分の変更により、金属キャップ・針・画鋲含む）

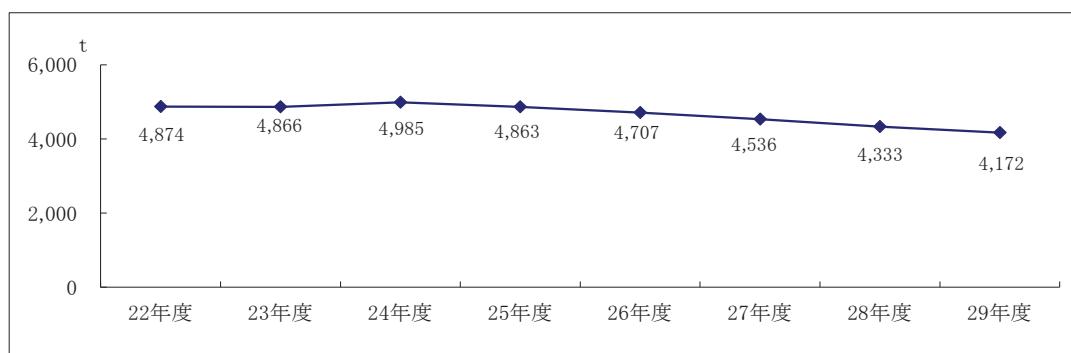
高知市再生資源処理協同組合に委託し、登録団体が管理するステーションから収集している。この制度は高知方式と呼ばれ、市民の協力のもと、ごみの減量・資源化に大きな成果を収めている（平成30年4月現在1,156団体）。

また、各登録団体へはこの組合の売上金の一部が分別援助金として還元されている。



オ 可燃粗大ごみ

木製家具及びふとん等であり、直営で資源・不燃物ステーションから収集している。平成16年10月、平成19年10月に分別区分の変更を行った。



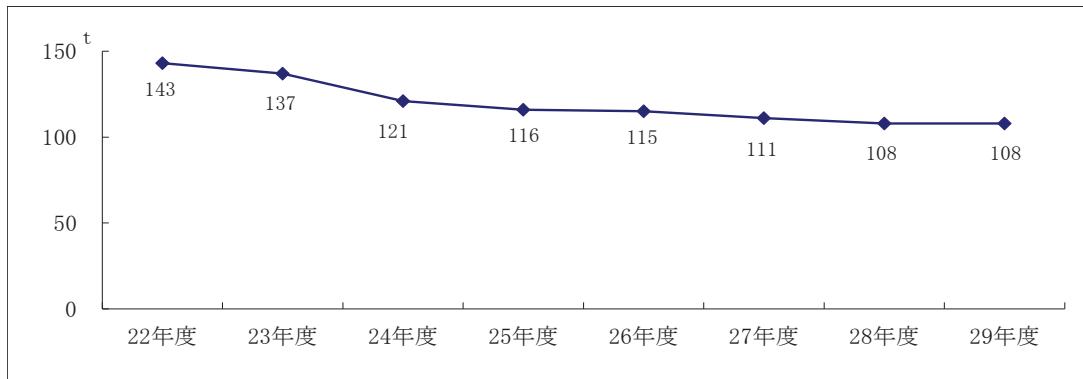
カ 不燃ごみ

収集方法は、資源物と同様である。平成16年10月から、埋立ごみの見直し削減を行い、プラスチック製品等、可燃性の素材が大半を占める物を焼却処理することとし、分別区分を変更したため搬入量は大きく減少している。（平成27年4月より鏡を含み、金属キャップ・針・画鋲は除く）



キ 水銀含有廃棄物

収集方法は、資源物と同様である。(平成 27 年 4 月より鏡を除く)



ク その他

・ 美化ごみ

市内の町内会及び衛生組合等が、町内の美化清掃活動を行うことにより発生した廃棄物は、登録制で直営等により収集している。

・ 犬、ねこ等の死体

家庭で飼われているペットの死体について、要請があれば直営により有料で収集している。

・ 特定家庭用機器廃棄物等

平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行により、エアコン、ブラウン管式テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機(平成 16 年 4 月 1 日から電気冷凍庫、平成 21 年 4 月 1 日から液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加指定)が、さらに平成 15 年 10 月からはメーカー等による家庭系パソコンの回収リサイクルが始まったため、ステーションでの収集を取り止めた。

また、家電リサイクル法で小売業者に引取義務のない製品の取扱いについては、高知県電機商業組合と協定することにより、同組合の加盟店がすべての対象製品を回収できるようにし、排出ルートの一元化を図っているものの、ごみステーションに排出されるものも後を絶たない。

【ごみステーションへ排出された特定家庭用機器廃棄物】 (単位 : 台)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
テレビ	95	83	62	81	35	44
エアコン	1	1	2	4	4	5
洗濯機・衣類乾燥機	27	31	31	18	14	21
冷蔵・冷凍庫	14	14	18	22	16	16

(4) 中間処理・処分

可燃ごみ及び可燃粗大ごみは、平成 14 年 3 月に完成した清掃工場で全量焼却している。排出される焼却灰については、平成 22 年度から灰溶融による再資源化を休止し、全量をセメント原料化しており、飛灰についても、平成 18 年度から山元還元による再資源化を図っている。なお、本工場は、一般廃棄物を焼却して発電を行うバイオマス発電施設として平成 15 年 3 月に経済産業大臣から新エネルギー等発電施設に認定されている。

【清掃工場でのバイオマス発電効率】

(単位 : kWh/t)

年度	24	25	26	27	28	29
焼却ごみ 1 トン当たりの発電量	470.2	456.4	437.8	481.2	490.8	505.4

また、水銀含有廃棄物については、高知市再生資源処理センターで蛍光灯破碎機による無害破碎やドラム缶への密封など中間処理を行った後、水銀処理業者に委託している。

不燃ごみについては、三里地区にある最終処分場に埋立し、安定した処分を行っている。

(単位: m³)

年度	23	24	25	26	27	28	29
三里最終処分場 残容量	134,216	130,296	125,453	122,523	130,990	128,503	127,362

(注) 平成 27 年度は三里最終処分場の測量結果にもとづき残容量を修正した。

(5) 再資源化

プラスチック製容器包装は、菖蒲谷プラスチック減容工場で不適物を除去し、圧縮梱包した後、(財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡している。

また、ペットボトルについても、不適物を除去した後、粉碎し再生業者へ売却している。

そして、委託により収集された資源物は下表のとおり処理されており、清掃工場、プラスチック減容工場に混入していた資源物を加え、再資源化している。

区分	選別等	保管	引取先	再利用
ビン類 透明 茶色 その他の色	栓等付属物を除去	透明、茶色、その他の色の色別に保管	(財)日本容器包装リサイクル協会	
カン・金属類	材質により鉄・アルミ等に分類	種類毎にプレス	金属回収業者	製鋼原料
紙類 段ボール 新聞紙・チラシ 雑誌類 飲料用紙パック 雑がみ			古紙業者	紙原料
布類			古織維業者	古衣（一部は紙製品の原料）

(6) 春野地区の収集と処分

平成 20 年 1 月に春野地区は高知市と合併したが、収集体制を一部継続させ、可燃ごみは指定袋による有料収集を行い、高知中央西部焼却処理事務組合 [構成団体: 土佐市・高知市 (旧春野町行政区域内)・いの町・日高村] で焼却処理を行った。また、その他のごみは、旧高知市と同じ施設で処理をし、プラスチック製品等は可燃雑ごみとして高知市清掃工場で処理を行った。なお、収集は委託収集となっていた。

平成 25 年 3 月末で高知市は高知中央西部焼却処理事務組合を脱退し、平成 25 年 4 月からは収集体制、分別区分、及び処理施設（搬入先）を旧高知市と統一した。

3 ごみ減量・リサイクルの推進

(1) ごみ量増大への対応

平成 14 年 4 月に施行された家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法の施行や全国的な景気の低迷もあり、ここ数年はごみの収集量は減少傾向にあるが、こうした状況をより一層進め、循環型社会をより確かなものとするために、平成 18 年 2 月に環境部内に「ごみ処理システム再構築検討委員会」を設置し、分別収集の方法や中間処理・最終処分の方法などについて調査研究を行っている。

また、平成 18 年から専任の部署を設置して事業所ごみの適正排出に向けた啓発・指導をはじめ、ごみの減量に向けた取組を進めている。

一方、家庭ごみの減量に向けては、平成 17 年度に家庭ごみ減量マニュアル「もったいないのすゝめ」を作成し、出前講座等を通じて啓発を行っている。

平成 21 年度には、ごみの減量・リサイクルに対する意識啓発を図るため、家庭ごみの減量に取り組むごみ減量モニター「ごみ減の達人」を募集し、15 世帯（応募 21 世帯）が実践し、世帯平均で 3 割以上の減量に成功した。

平成 21 年度から 22 年度にかけて手軽にできる生ごみ処理容器「ダンボールコンポスト」の講習会を行った。現在までに 147 名が受講している。

平成 28 年度からは、食品ロス削減問題への対応として、「食べきり運動」等を推進する自治体間のネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（平成 28 年 10 月設立）」に設立時から参加し、同協議会を通じた参加自治体間の情報共有や全国共同キャンペーンを行っている。

(2) 出前講座等ごみ問題を話し合う会

ア ごみ懇談会

昭和 55 年 11 月から 56 年 11 月までの間、市内 26 か所で町内会、衛生組合などの各種組織を中心とした「ごみを話し合う会」を開催し、引き続き昭和 58 年度には 11 月と 12 月に市内 16 か所で不燃物登録団体代表者との懇談会を開催し、新聞、テレビ等で報道されていたダイオキシンや水銀含有廃棄物の問題とともに、ごみ処理全般にわたって話し合った。

昭和 62 年度は、収集方法を検討するため市民の意識調査を行うとともに、市内を 25 地区に分け、資源・不燃物登録団体との「ごみ懇談会」を開催し、特に紙・プラスチックの分別の徹底を依頼した。同時に、ごみの収集、運搬、処理等、清掃行政全般にわたる意見交換を行い、市民のごみに対する知識と意識の向上を図った。

以後、ごみ懇談会として説明会や意見交換等を行っている。

年度	月	主要テーマ	会場数	備考
13	9 月～10 月	プラスチック製容器包装の分別収集	26	
15	10 月	高知市第 2 次一般廃棄物処理基本計画の概要ほか	27	推進員委嘱のお願い
16	7 月～8 月	分別区分の変更（可燃雑ごみ・不燃雑ごみ）	26	
17	2 月	ごみの減量、処理困難物追加（自動車用タイヤ）	29	
18	1 月～2 月	プラスチック製容器包装の分別他	29	汚れが落ちにくい物は生ごみへ
19	7 月	分別区分及び名称の変更、プラスチック製容器包装の分別	29	
20	11 月～12 月	ごみの分別（現状報告とお願い）、家庭ごみの有料化、レジ袋の削減	29	
22	7 月～8 月	雑がみの資源回収の検討	31	
	2 月	雑がみの資源回収実施	31	
23	11 月	廃棄物の減量と適正処理等に関する条例の一部改正	31	持ち去り禁止条項の追加等
24	6 月	資源・不燃物ステーションからの持ち去り等、雑がみの資源回収状況	31	持ち去り禁止条項の施行
25	11 月	第 3 次高知市一般廃棄物処理基本計画の概要	32	
26	10 月	高知市の現状とごみ減量に向けて	32	金属キャップ、鏡等の分別区分変更
27	10 月	高知市のごみの現状、資源・不燃物ステーション現況調査アンケートの概要	32	
28	10 月	高知市のごみの現状等について	32	
29	10 月～11 月	高知市のごみの現状等について	32	

（注）平成 21 年度は、家庭ごみ有料化に関する地域説明会（74 会場、参加 1,990 人）を実施したため開催していない。

イ 出前講座

町内会や自治会からのごみについて詳しい説明をしてほしいとの要望に応えるため、地元の要望に沿ったテーマで環境政策課と環境業務課の職員を派遣し説明会を行っている。また、平成 19 年度から子どもの頃からごみに興味を持つもらうことを目的に、環境選隊クリーンレンジャーを結

成し保育園や地域に出向き「親子で楽しく体験して学べる」寸劇（分別劇）や分別ゲーム、また、ごみ収集の実演、パッカー車の体験乗車などを取り入れた啓発活動（親子環境学習会）を行っている。

平成 29 年度は 50 回の出前講座を行い、延べ 4,863 人の参加があった。

(3) 高知市廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員は、高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱に基づき市長が委嘱するもので市との密接な連携のもと、地域に密着してごみの減量化・再生利用を促進していくためのボランティアリーダーである。主な活動としては、地域における廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発、分別収集の指導・啓発、地域における美化活動の促進、不法投棄に関する市への通報、その他市の施策への協力などがあげられ、また、市と地域住民との重要なパイプ役も担っている。（平成 30 年 4 月現在 1,004 名）

(4) 生ごみ処理容器購入補助・電動生ごみ処理機購入補助事業

平成 8 年 8 月から、生ごみ処理容器の購入について、1 世帯あたり 5 年間で 2 基を限度として 1 基あたり購入金額の半額（好気性処理容器 2,000 円、嫌気性処理容器 1,500 円を上限とする）を補助している。

また、電動生ごみ処理機は、平成 15 年 8 月から 20 年 3 月まで、1 基当たり購入金額の半額（上限 20,000 円）の補助を行った。

（単位：基）

年 度		8～24	25	26	27	28	29
生ごみ 処理容器	好気性	1,742	39	26	15	21	35
	嫌気性	2,300	45	8	4	17	28
合 計		4,042	84	34	19	38	63
電動生ごみ 処理機	乾燥式	1,227					
	バイオ式	1,118					
合 計		2,345					

(5) 高知クリーン推進会

紙ごみを中心に急増する事業系ごみについては、ごみ問題への関心を高めてもらうため、平成 3 年度に「高知市事業系ごみ減量化対策懇談会」を設置して各業界との意見交換を行い、また 1,000 事業所を対象にアンケート調査を実施した。

その後、平成 4 年 11 月には、事業系ごみの減量・リサイクルの推進を目的として、本市など 14 事業所を発起人とする「高知クリーン推進会」が発足、紙ごみ対策を中心にモデル事業の実施や分別処理などの啓発パンフレットの配布、研修会、OA 用紙共同回収など、事業の充実に努めている。また、会員の拡大を図り、平成 30 年 3 月末現在、112 事業所が会員となっている。

高知クリーン推進会（事務局：高知市環境政策課）の役割及び実績

事業系ごみの減量・リサイクル推進のための事業の実施（平成 29 年度）

- 紙資源ごみ共同回収（中央商店街 83 t）
- OA 用紙共同回収（33 t）
- 福祉施設への再生トイレットペーパーの寄贈
- 研修会の実施

(6) 焼却灰再利用研究・再資源化

平成 14、15 年度に土木資材としてスラグを試験施工し、基礎的なデータを収集した。平成 16 年度からは、高知県土木部により策定された「ゴミ焼却灰溶融スラグ舗装利用技術指針」と相まって、高知市の発注する公共工事への利用拡大を図った。

灰溶融に代わる焼却灰資源化策として、平成 19 年度から焼却灰の一部セメント資源化を試行しており、22 年度からは灰溶融炉を全面休止し、現在、焼却灰は全てセメント資源化している。

(7) 余熱利用施設

ごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用した余熱利用施設（ヨネツツこうち）は、平成14年6月の開館以来、市民の健康保持と生涯スポーツ活動の振興に役立てられている。

【プール、温浴施設、浴室、トレーニング室、環境学習室の利用実績】

年度	24	25	26	27	28	29
利用者数(人)	135,737	135,054	134,744	148,435	146,606	141,519

(8) 余剰電力の売却

清掃工場では、ごみの焼却時の熱エネルギーを有効利用するために発電を行い、工場内や併設するヨネツツこうちで使い、余った電気を電気事業者に売却している。

また、平成27年に長浜宮田に移転したクリーンセンターでは、太陽光による自然エネルギーを利用して発電を行い、施設内で使い、余った電気を電気事業者に売却している。

【売却電力量】

年度	24	25	26	27	28	29
清掃工場(MWh)	32,072	32,118	28,864	35,118	33,980	36,541
クリーンセンター(kWh)				15,830	48,200	56,890

※ 1MWh=1,000 kWh

(9) PR啓発事業

清掃事業は、市民の日常生活と最も密接な関係を持ち、「まちを美しくする」うえでの基盤行政であり、市民の関心はきわめて高い。今後の清掃事業を円滑に推進し、清潔で快適な生活環境をつくるためには、市民・事業者・行政の一体となった取組が必要である。

このために、毎年6月の環境月間中の行事や市民との会合・対話、広報紙などあらゆる機会を通じて啓発を行っている。また、平成14年10月から平成17年3月までは、「新緊急地域雇用放置廃棄物回収事業」により、平成17年4月からは「高知市地域雇用特別対策事業」によって、ポイ捨て禁止のPR、パトロール、清掃活動を実施している。

① 環境標語の募集（平成29年度）

子どもの部：市内の小・義務教育学校4年生～6年生を対象

おとなの部：その保護者を対象

応募総数：2,167点

② 環境啓発ポスターの募集（平成29年度から実施）

市内の中・義務教育学校（後期課程）生徒（全学年）を対象

応募総数：15点

③ 広報紙、パンフレット等によるPR・清掃施設見学及び指導

- 小・義務教育学校4年生社会科副読本「ごみゼロたんけんたい」
(3,355部/年 平成元年から実施)
- 広報紙「あかるいまち」(特集のほか随時)
- テレビ「Kochi on TV!」(随時)
- 一般市民向けパンフレット及び事業所向けパンフレット発行
- 家庭ごみの出し方、マナーのチラシ配布(随時)
- 清掃施設見学(随時)
- 資源物の収集現場での分別指導(随時)
- 清掃パトロール車によるごみの排出指導
- ごみの出し方に問題のある地域での夜間を含む現地指導
- 町内会等へ出かけていく「ごみ出前講座」(随時)
- 事業所ごみの出し方、集積所での夜間・早朝指導(随時)

- 許可業者等への協力要請や指導
- 外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンの実施

(10) 家庭ごみ有料化の取組

平成 19 年 2 月	高知市の家庭ごみ処理に関する市民意識調査実施
平成 20 年 10 月	家庭ごみ処理手数料有料化検討資料（中間報告案）作成、議会等報告
平成 20 年 11 月～12 月	平成 20 年度廃棄物行政地区説明会実施（29 会場、参加 900 人）
平成 21 年 3 月	市長が家庭ごみ有料化導入について表明
平成 21 年 7 月～12 月	家庭ごみ有料化に関する地域説明会実施（74 会場、参加 1,990 人）
平成 22 年 3 月	市議会 3 月定例会にごみ有料化等条例議案を提案、否決

ごみの有料化については、ごみ減量への有効な手段の一つである一方、市民の経済的負担増という側面があるため、導入にあたっては十分な検討が必要である。今後も引き続き他都市の動向等、調査・研究を行っていく。

4 まちの美化推進

(1) 環境美化重点地域の指定

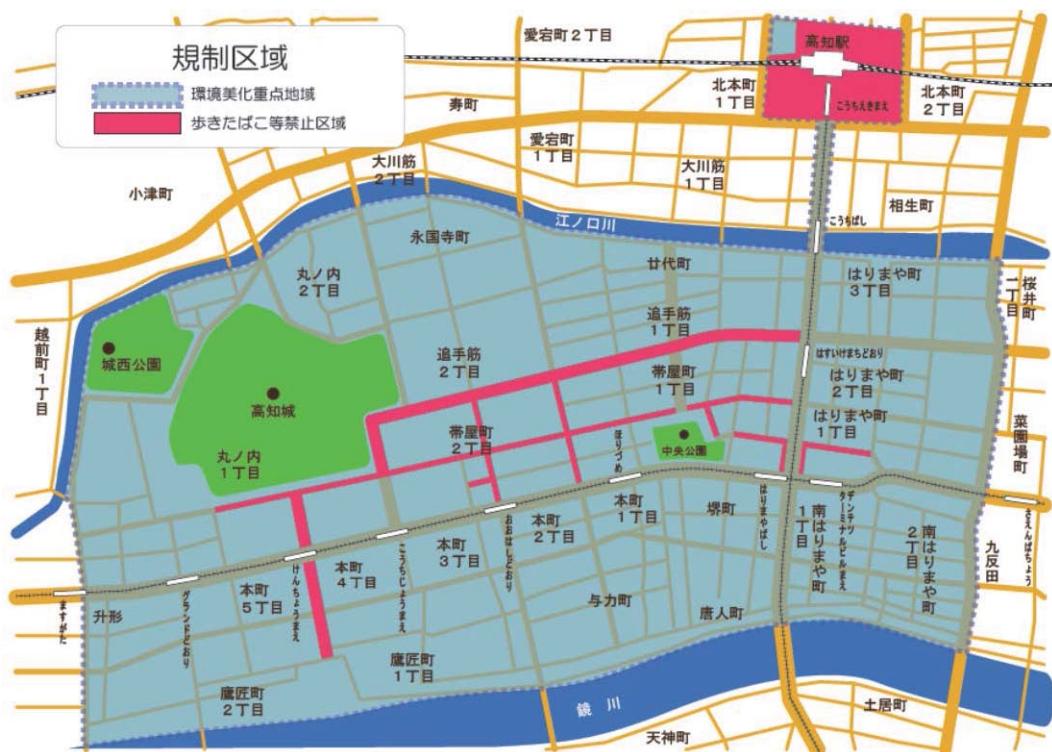
平成 8 年 4 月 1 日に一部改正した高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、下図の地域（環境美化重点地域）で、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料用紙パックを含む）を捨てた者に、5 万円以下の罰金を課すこととし、地域内には、周知看板（6 基）、空き缶等の回収容器を設置し収集していたが、老朽化等により平成 20 年 2 月に回収容器を撤去した。

(2) 歩きたばこ等禁止区域の指定

平成 23 年 2 月 1 日に施行された高知市歩きたばこ等の防止に関する条例（平成 22 年条例第 52 号）に基づき、同年 4 月 1 日から指定された歩きたばこ等禁止区域で歩きたばこ等が禁止された。

条例施行後は、啓発用看板の設置や路面シールの貼付、よさこい祭り等の集客力の高いイベントに合わせ啓発用品を配布するキャンペーン等、たばこを吸う人と吸わない人が快適な生活環境を共有できるよう啓発、指導に努めている。

【 区域図 】



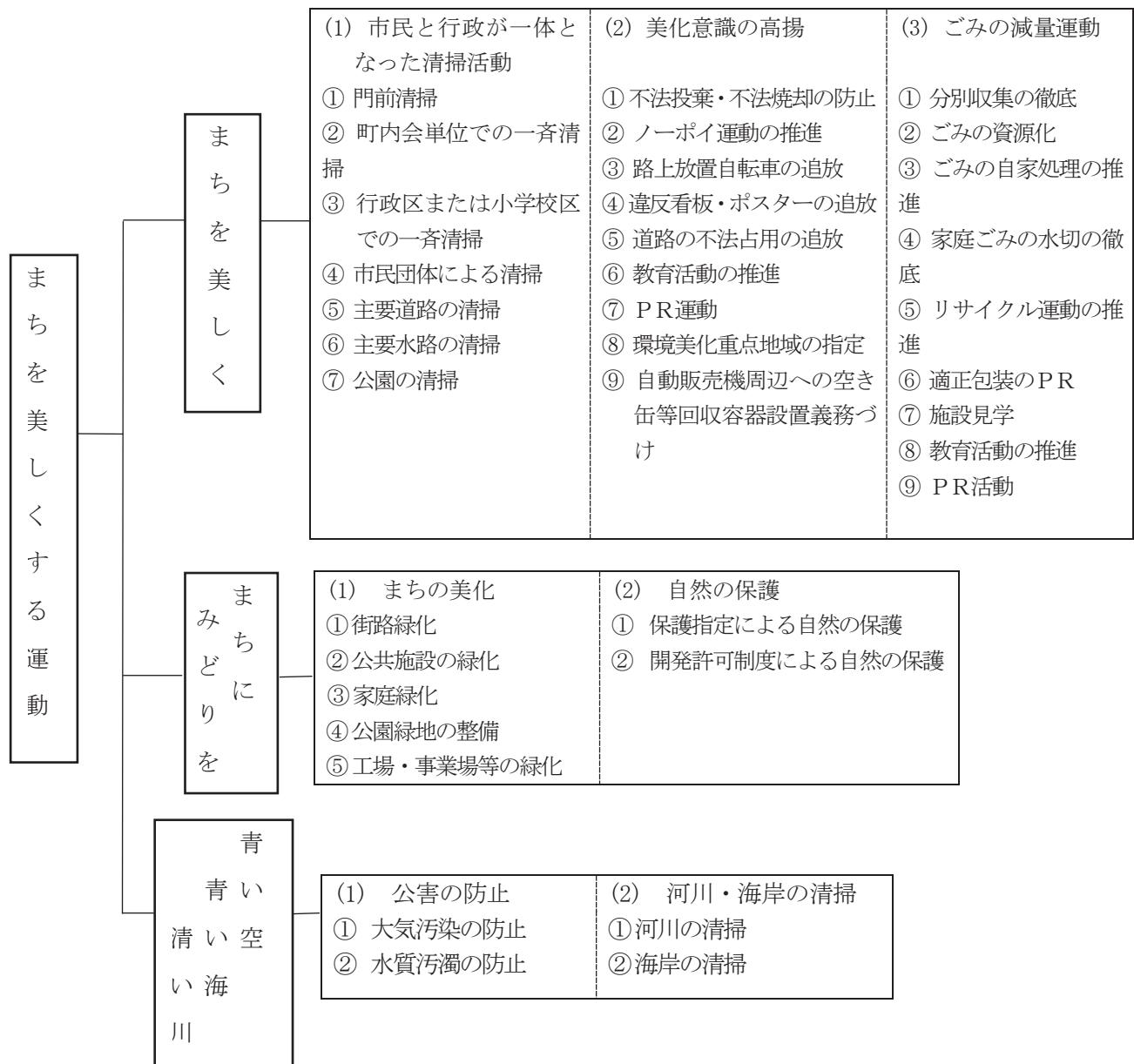
(3) 自動販売機業者への指導・勧告

高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、自動販売機業者に対して回収容器の設置を義務づけるとともに、設置していない業者には指導・勧告を行うこととした。

(4) まちを美しくする運動

昭和54年11月から、清潔な生活環境をつくり、健康で安全かつ快適な市民生活を確保するため、「まちを美しくする運動」を展開している。これは、市民、事業者、行政が一体となり、「まちを美しく」、「まちにみどりを」、「青い空、青い海、清い川」を基本方針とし、全庁体制で取り組んでいる。

体系図



5 処理実績

(1) ごみの搬入

①搬入実績

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
行政区域内人口 (うち外国人登録者数)	人	340,228 -	339,025 -	337,524 -	336,298 -	334,334 -	332,387 -
総搬入量	t	127,198	126,090	126,212	124,328	122,836	123,952
内訳							
可燃ごみ	t	105,972	106,199	107,530	106,314	105,736	107,459
直営収集	t	61,712	63,127	63,789	62,626	61,613	61,720
委託収集	t	-	-	-	-	-	-
春野	委託収集	t	2,672	-	-	-	-
	事業系	t	198	-	-	-	-
	その他	t	7	-	-	-	-
許可業者収集	t	32,737	33,803	33,992	33,949	33,965	35,999
自己搬入	t	8,646	9,268	9,749	9,739	10,158	9,740
	家庭系持込	t	1,069	1,448	1,241	1,125	1,287
	事業系持込	t	7,577	7,820	8,508	8,614	8,871
不燃ごみ	t	1,361	1,308	1,217	1,132	1,112	1,117
可燃粗大ごみ	t	4,985	4,863	4,707	4,536	4,333	4,172
資源物	t	10,775	9,729	9,233	8,896	8,464	8,163
ペットボトル	t	207	200	162	183	160	161
プラスチック製容器包装	t	3,283	3,113	2,888	2,849	2,684	2,611
水銀含有廃棄物	t	121	116	115	111	108	108
美化ごみ・災害廃棄物	t	494	562	360	307	239	161
1日当たり排出量	t	348	345	346	340	337	340
1人1日当たり排出量	g	1,024	1,019	1,024	1,010	1,007	1,022
〃(資源物除く)	g	938	940	950	938	937	954
【家庭系】1人1日当たり排出量 (うち資源となる物を除く)	g	698 (583)	683 (577)	680 (580)	664 (567)	656 (563)	655 (565)
【事業系】1人1日当たり排出量	g	326	336	345	346	351	367

(注) 1 行政区域内人口は、各年度10月1日時点（平成23年度までは住民基本台帳人口に外国人登録者数を加えた合計。

24年度からは住民基本台帳法改正により、外国人人口は住民基本台帳人口に含まれる。）

2 可燃ごみの委託収集は、鏡・土佐山地区の総量（土佐山地区は平成20年9月まで、鏡地区は平成21年度まで）。

3 平成20年10月から土佐山地区、平成22年度から鏡地区、平成25年度から春野地区が旧高知市の収集体制に統一。

4 1日当たり排出量は、総搬入量÷365日（平成27年度は366日）

5 1人1日当たり排出量は、総搬入量÷365日÷人口（平成27年度は366日）

6 [家庭系] 1人1日当たり排出量は、

総搬入量 - (春野 事業系 + 許可業者収集 + 自己搬入 事業系持込) ÷ 365日 ÷ 人口 (平成27年度は366日)

※は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」の算定方法も用いて算定

7 資源となる物とは、資源物、ペットボトル及びプラスチック製容器包装をいう。

8 端数処理により、内訳と合計が一致していない場合があります。

②搬入実績（春野地区分 平成24年度まで）

項目		23年度	24年度
行政区域内人口	人	16,279	16,045
総搬入量	t	3,558	3,579
内訳	もやせるごみ	t	2,833
	収集	t	2,654
	事業所等	t	179
	もやせないごみ	t	54
	資源物	t	489
	ペットボトル	t	-
	プラスチック製容器包装	t	175
	水銀含有廃棄物	t	7
	1日当たり排出量	t	10
	1人1日当たり排出量	g	597
〃 (資源物除く)		g	515
			530

- (注) 1 行政区域内人口は、各年度10月1日時点の住民基本台帳人口による
 2 1日当たり排出量は、総搬入量÷365日（平成23年度は366日）
 3 1人1日当たり排出量は、総搬入量÷365日÷人口（平成23年度は366日）
 4 ペットボトルについては、合併後春野地区のみの集計はしていない。
 5 平成20年1月1日に合併した春野地区のごみ収集は、平成24年度までは従前の体制を継続していたが、
 平成25年度から旧高知市の収集体制に統一した。

(2) ごみの処分

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
焼却	t	111,369	114,159	113,348	115,639	113,176	115,495
埋立	t	1,855	1,870	1,577	1,439	1,351	1,278
再資源化	t	13,751	12,450	11,641	11,096	10,768	10,161
水銀処理	t	121	116	115	111	108	108

- (注) 1 再資源化には、市関連資源化すべて含む。
 2 焼却処分量は、し尿処理汚泥の焼却及び繰越分を含んでいたため、収集量と一致しない。
 3 埋立処分量には、不燃物の他、美化ごみ・土砂類を含む。

(3) 資源物収集実績

① 分別収集実績（計画収集）

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総 収 集 量	t	10,775	9,729	9,233	8,896	8,464	8,163
内訳	ビン類 t	1,917	1,880	1,815	1,789	1,708	1,678
	カン・金属類 t	2,626	2,452	2,350	2,361	2,292	2,319
	紙類 t	5,627	4,916	4,554	4,259	4,090	3,712
	布類 t	605	481	514	487	374	454
登録団体数		1,142	1,144	1,147	1,151	1,151	1,153
委託料 千円		113,000	145,032	151,500	182,250	196,500	163,750

(注) 1 登録団体数・世帯数は、各年度末現在（鏡、土佐山、春野地区含む）

2 資源物収集の委託料については、旧高知市分の記載であり、平成17年1月1日に合併した鏡・土佐山地区、平成20年1月1日に合併した春野地区における委託料は含まれていない。

② 他の回収実績

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総回収量	t	11,332	11,944	11,998	11,773	11,476	11,636
プラスチック減容工場(イ)	ビン／カン金属等 t	5	5	4	3	4	4
清掃工場(ロ)	ダンボール t	1	1	1	1	1	1
清掃工場(ハ)	金属類 t	738	781	832	784	745	684
	スラグ t	-	-	-	-	-	-
	飛灰 t	3,066	3,130	3,162	3,112	3,068	3,183
	搬出灰 t	7,522	8,027	7,999	7,873	7,658	7,764

(注) 1 (イ)・(ロ) は中間処理過程から抽出・収集した資源

(ハ)は溶融飛灰を含む。

2 スラグは23年度から灰溶融を休止したため実績なし。

③ 再資源化量とリサイクル率（基本計画ベース）

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(1) 再資源化量	t	25,077	24,388	23,634	22,865	22,239	21,792
内 訳	a 資源物分別収集量 (再掲)①表	10,775	9,729	9,233	8,896	8,464	8,163
	b ペットボトル再商品化量	195	178	146	133	167	145
	c プラスチック製容器包装再商品化量	2,775	2,537	2,257	2,063	2,132	1,848
	d 中間処理施設からの資源回収量 (再掲)②表(イ)+(ロ)+(ハ)	11,332	11,944	11,998	11,773	11,476	11,636
(2) ごみ総搬入量	t	127,198	138,089	126,212	124,328	122,836	123,952
リサイクル率試算※	%	19.7	17.7	18.7	18.4	18.1	17.6
(1) ÷ (2)		(10.8)	(9.0)	(9.2)	(8.9)	(8.8)	(8.2)

(注) 1 リサイクル率については、下記の環境省の算出方法を採用した。

$$\text{リサイクル率} (\%) = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後の再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

2 () 内の数値は、「(d) 中間処理施設からの資源回収量」から②表(ハ)を除いたリサイクル率

④ 高知クリーン推進会共同回収実績

項目		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総回収量	t	159	156	141	127	121	116
古紙共同回収	t	120	113	100	90	83	83
OA用紙共同回収	t	39	43	41	37	38	33

⑤ 犬・ねこ等の死体

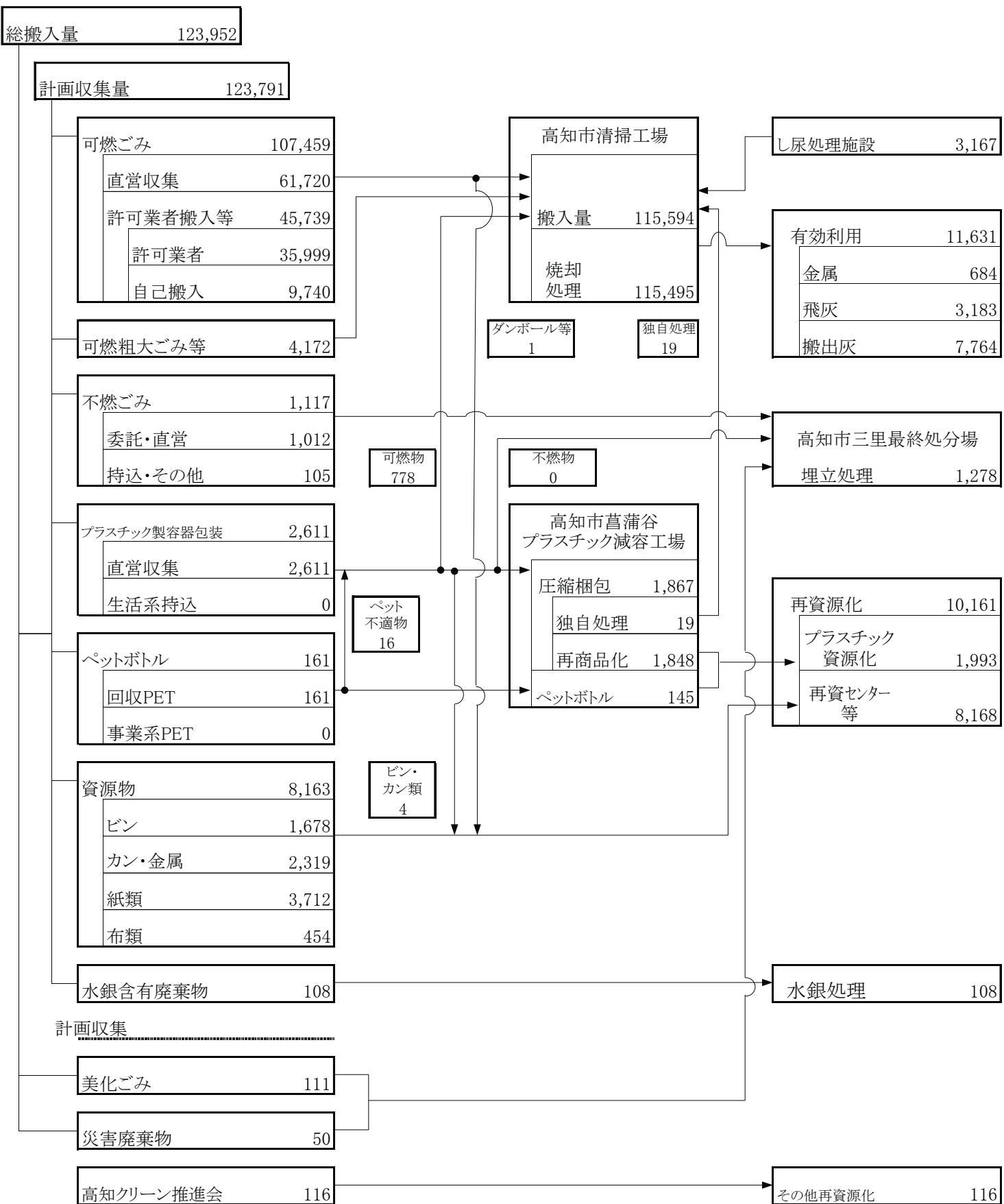
区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収集運搬・処分体		1325	1574	1,755	1,520	1,482	1,558
処分のみ(清掃工場等持込)体		470	334	308	372	448	440

(4) 平成29年度 搬入・処理内訳(単位:t)

(搬 入)

(中間処理)

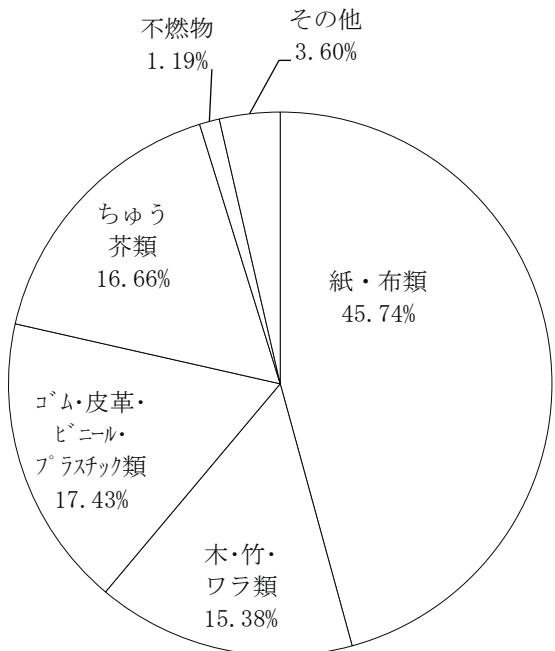
(最終処分／再資源化)



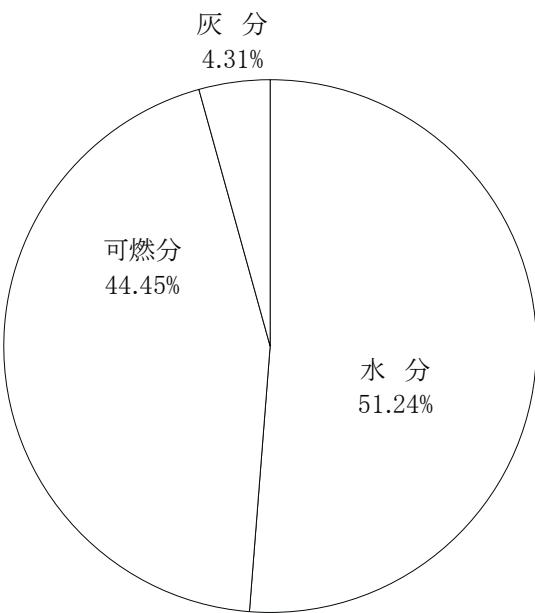
(注) 端数処理により、内訳と合計が一致していない場合があります。

6 ごみの組成（平成29年度）

① 物質的組成



② 成 分



見掛け比重 : 0.13kg/ℓ
低位発熱量 : 7,930 kJ/kg

(注) 1 資料は清掃工場より採取

2 「① 物質的組成」のグラフはドライ（乾燥ごみ）ベースで、割合（%）は重量比

3 数値は平成29年度のごみ質分析4回の平均値

③ ごみ質分析の月別結果

項目 月	物質的組成 (%)						成分 (%)		
	紙・布類	木・竹・ ワラ類	ゴム・皮革・ ビニール・ プラスチック類	ちゅう 芥類	不燃物	その他	水分	可燃分	灰分
4									
5	47.35	12.25	17.22	17.55	0.00	5.63			
6									
7									
8	45.03	9.93	19.87	19.87	0.66	4.64			
9									
10									
11	53.79	7.05	15.14	21.15	0.52	2.35			
12									
1									
2	36.77	32.29	17.49	8.07	3.59	1.79			
3									
平均	45.74	15.38	17.43	16.66	1.19	3.60	51.24	44.45	4.31

(注) 端数処理により、内容と平均が一致していない場合があります。

7 産業廃棄物と一般廃棄物

(1) 廃棄物の定義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号。以下、「廃棄物処理法」または「法」という。）で「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）と定義されている。

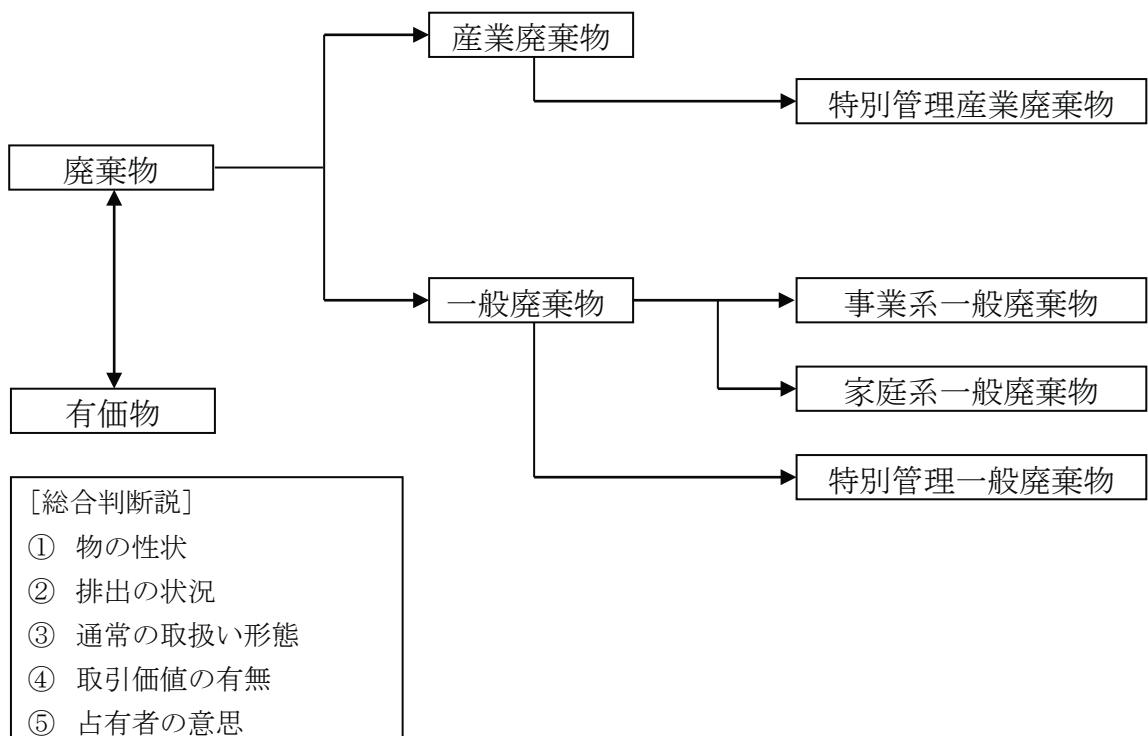
法は廃棄物を対象としており、有価物を保管・運搬・加工する場合には適用されない。このため、取扱い物が廃棄物であるにもかかわらず、有価物と主張したり、有償譲渡を装って法の適用を免れようとする者が存在することから、国は「行政処分の指針」の中で「廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。」と解説し、不適正処理の防止を呼びかけている。

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分類され、法では、産業廃棄物を定義し、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。一般廃棄物は市町村内で処理することを原則とし、最終的に市町村に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は、排出事業者自らが処理することを原則とし、県境を越えた広域移動も認められている。

なお、産業廃棄物には、あらゆる事業活動に伴うものと特定の事業活動に伴うものがあり、燃え殻、汚泥等、〔表1〕に示す20種類に分類されるが、事業活動に伴って排出される廃棄物であっても一般廃棄物に該当するものは、一般的に「事業系一般廃棄物」と呼ばれている。例えば、製紙工場から排出される紙くずや食品製造業から排出される動植物性残さは産業廃棄物になるが、商店や病院等から排出される紙くずや、飲食店等から排出される残飯類は、事業系一般廃棄物となる。

また、産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するもの（廃PCB、廃石綿等）を、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として区分し、処理方法等が別に定められている。

【(参考) 廃棄物の分類】



【産業廃棄物の種類と具体例】

[表 1]

種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻 石炭がら, 焼却炉の残灰, 炉清掃掃出物, その他の焼却残さ
	(2) 汚泥 排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの, 活性汚泥法による余剰汚泥, ビルピット汚泥, カーバイトかす, ベントナイト汚泥, 洗車場汚泥, 建設汚泥等
	(3) 廃油 鉱物性油, 動植物性油, 潤滑油, 絶縁油, 洗浄油, 切削油, 溶剤, タールピッチ等
	(4) 廃酸 写真定着廃液, 廃硫酸, 廃塩酸, 各種の有機廃酸類等, すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ 写真現像廃液, 廃ソーダ液, 金属せっけん廃液等, すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類 合成樹脂くず, 合成繊維くず, 合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等, 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず 生ゴム, 天然ゴムくず
	(8) 金属くず 鉄鋼又は非鉄金属の破片, 研磨くず, 切削くず等
	(9) ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず ガラス類(板ガラス等), 製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず, インターロッキングブロックくず, レンガくず, セメントくず, モルタルくず, スレートくず, 陶磁器くず, 廃石膏ボード等
	(10) 鉱さい 鑄物廃砂, 電気炉等溶解炉かす, ボタ, 不良石炭, 粉炭かす等
	(11) がれき類 工作物の新築, 改築又は除去により生じたコンクリート破片, アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設, DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築, 改築又は除去により生じたもの), パルプ製造業, 製紙業, 紙加工品製造業, 新聞業, 出版業, 製本業, 印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14) 木くず 建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ), 木材・木製品製造業(家具製造業を含む), パルプ製造業, 輸入木材の卸売業及び物品貯蔵業から生ずる木材片, おがくず, パーク類等貨物の流通のために使用したパレット等(業種による限定はなく, あらゆる事業活動に伴うものが該当)
	(15) 繊維くず 建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ), 衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず, 羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ 食料品製造業, 医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす, のりかす, 酒造かす, 発酵かす, 魚及び獸のあら等の固形状の不要物
	(17) 動物系固形不要物 と畜場において処分した獸畜, 食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿 畜産農業から排出される牛, 馬, 豚, めん羊, にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体 畜産農業から排出される牛, 馬, 豚, めん羊, にわとり等の死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので, 上記の産業廃棄物に該当しないものの(13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物)

【特別管理産業廃棄物の種類】

種類	説明	
廃油	引火点 70°C未満の燃えやすい揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	PH2.0 以下の酸性廃液	
廃アルカリ	PH12.5 以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	感染のおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB、PCB 含有廃油
	PCB 汚染物	事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたもの
	PCB 処理物	PCB 汚染物の処理物で、PCB が基準不適合のもの
	廃水銀等	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）
	廃水銀等処理物	廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合するものに限る）
	廃石綿等	石綿建材除去事業により除去された吹き付け石綿等
	その他	特定施設で生じた産業廃棄物等
輸入廃棄物〔ばいじん・燃え殻・汚泥・これらの処理物〕	輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じたばいじん等	

(注) 法 16 条の 3 では、「指定有害廃棄物」として硫酸ピッチが指定されており、処理をするためには、特別管理産業廃棄物としての廃酸、廃油等の許可品目が必要である。

(2) 産業廃棄物処理業許可件数の推移（平成 17 年度～平成 29 年度）

高知市における産業廃棄物処理業許可件数の推移をみると、収集運搬業は、明らかに減少傾向にあり、特に新規許可件数が減少している。（注）産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分業とも、更新期間は 5 年ごととなっているが、平成 22 年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）が改正され優良産業廃棄物処理業者については、更新期間を 7 年とする特例が設けられた。

【産業廃棄物処理業許可件数】

区分		年 度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
産業廃棄物	収集運搬業	新規	77	86	67	52	46	29	5	3	0	2	3	1	4	
		更新	66	82	76	84	108	68	13	8	12	12	8	12	9	
		変更	18	15	11	8	11	11	5	0	0	0	0	0	2	
		計	161	183	154	144	165	108	23	11	12	14	11	13	15	
	処分業	新規	2	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	
		更新	5	6	9	5	5	7	4	10	6	4	6	4	9	
		変更	2	1	5	3	5	5	3	1	2	1	0	2	0	
		計	9	8	15	9	11	14	9	11	8	5	6	6	9	
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	新規	8	8	5	9	8	3	0	0	0	0	0	0	0	
		更新	5	12	6	25	10	6	1	1	4	1	1	1	1	
		変更	1	2	2	1	5	0	0	0	0	0	1	1	0	
		計	14	22	13	35	23	9	1	1	4	1	2	2	1	
	処分業	新規	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
		更新	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
		変更	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	
施設設置	最終・焼却	新規	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
		変更	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	
	その他	新規	2	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		変更	0	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
		認可	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	
		計	2	3	0	3	3	3	2	0	0	0	0	0	1	
合計		186	217	182	193	203	135	36	23	24	20	19	23	26		
変更届		651	907	715	701	639	611	142	143	117	112	141	136	108		

（注）法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により収集運搬業の許可の合理化が図られ、積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合は、当該政令市を管轄する都道府県知事が許可を行うこととなった。

(3) 産業廃棄物処分業許可者による処理施設の設置許可状況

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

中間処理施設			最終処分場
焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 以上の処分業)	焼却施設 (焼却能力 200 kg/h 未満の処分業)	その他の中間処理施設	安定型最終処分場
2	5	90	2

(4) 産業廃棄物収集運搬業 (許可業者数)

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区分	許可業者数			
	市内	県内	県外	計
産業廃棄物のみ	45	5	6	56
産業廃棄物 + 特別管理産業廃棄物	5	—	2	7
特別管理産業廃棄物のみ	1	—	—	1
合計	51	5	8	64

(5) 産業廃棄物処分業 (許可業者数及び許可件数)

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

種類	区分	許可業者数及び許可件数			
		市内	県内	県外	計
産業廃棄物	中間処理	23	3	3	29
	中間処理 + 最終処分	2	—	—	2
	最終処分	—	—	—	—
	合計	25	3	3	31
特別管理 産業廃棄物	中間処理	1	—	—	1
	中間処理 + 最終処分	—	—	—	—
	最終処分	—	—	—	—
	合計	1	—	—	1

(6) 一般廃棄物処理業等許認可関係一覧

一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物処理法第7条第10項により市町村による一般廃棄物の処理が困難であり、一般廃棄物処理計画に適合することなどの要件が定められており、産業廃棄物処理業の許可とは違い、市町村に処理責任があるため、許可に対しても一定の裁量権を有するものとして制限している。

合併協議による一市二制度のごみ処理の終了に伴い、一般廃棄物収集運搬業の許可業者9社のうち、これまで収集区域を春野地区として許可していた1社については、平成25年度から収集区域を高知市区域内に変更した。その他、区域等が限定された許可を受けている収集運搬業者は1社であり、魚あらなどの再生利用業指定業者は17社(者)である。

(平成30年3月31日現在)

種類	法令	区分	事業者数	備考
収集運搬業	法第7条第1項		9	
		区域限定	1	
処分業	法第7条第6項		4	
処理施設設置	法第8条第1項		4	
	法第15条2の5	特例施設	4	
再生輸送業	規則第2条第2号		17	法人9、個人8業者
再生活用業	規則第2条の3第2号		5	法人3、個人2業者

(7) 一般廃棄物処理業許可申請件数

(平成30年3月31日現在)

種類	区分	件数
一般廃棄物処理業	収集運搬業	新規許可
		—
	処分業	更新許可
		6
一般廃棄物処理施設設置		新規許可
		—
		更新許可
		1
		新規許可
		—
		変更許可
		—
計		7

(8) 行政処分等の実績

廃棄物処理法に係る行政処分には、法第14条の3による産業廃棄物処理業に対する事業の停止処分、法第14条の6による特別管理産業廃棄物処理業に対する事業の停止処分、法第14条の3の2による産業廃棄物処理業に対する事業の許可の取消処分、法第15条の3による産業廃棄物処理施設に対する施設設置許可取消処分、法第19条の3による改善命令、法第19条の5及び6による措置命令などがある。

(平成30年3月31日現在)

指導 警告	報告 徴収 法18条	告発	行政処分					
			事業停止 (全部) 法14条の3	事業停止 (一部) 法14条の3	処理業許可 取消 法14条3の2	施設設置許 可取消 法15条の3	改善命令 法19条の3	措置命令 法19条の5 法19条の6
—	8	—	1	—	—	—	—	—

(9) 水質調査等の実績

平成 9 年の廃棄物処理法の改正により、設置許可が必要な廃棄物処理施設の許可申請にあたって、申請者はその施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について生活環境影響調査を実施することとなり、他方、同年 6 月に一定規模以上の最終処分場等を対象とする「環境影響評価法」が公布された。

本市における生活環境影響調査としては、重金属等水質分析と重金属等土壤溶出分析を実施しており、さらに平成 15 年から中間処理物である再生汚泥や改良土の溶出試験 6 項目、含有量試験 6 項目を必要に応じて実施している。また、産業廃棄物処理施設周辺影響調査として、ダイオキシン類・重金属水質分析を 10 箇所 14 項目の調査を行い、このうちアジロ川の上・下流 2 箇所については、20 項目を追加し実施している。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

調査項目	分析内容	調査地点数
産業廃棄物処理施設周辺影響調査	ダイオキシン類・重金属水質分析	10 箇所
生活環境影響調査	重金属河川水水質分析	4 箇所

(10) 建設リサイクル法届出等の件数

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）は、平成 14 年 5 月 30 日から施行され、届出書等の受付事務、現場等のパトロール等を実施しており、平成 29 年度は 242 件の現場確認・立入検査により監視・指導を行った。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区分	届出書（民間工事）	通知書（公共工事）	計
建築物の解体	599	7	606
建築物の新築	60	7	67
建築物の改築（リフォーム）	6	17	23
その他土木工事等	97	302	399
合計	762	333	1,095

(11) 自動車リサイクル法受付等実績

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「自動車リサイクル法」という。）は、平成 14 年 7 月に成立した後、平成 16 年 7 月から解体業及び破碎業の許可制度が段階的に開始され、平成 17 年 1 月 1 日には全面的に施行された。

自動車リサイクル法は、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を図るために、自動車製造業者にリサイクルの責任を果たすことを義務づけるものであり、関連事業者である引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者のそれぞれの役割が定められている。なお、平成 20 年度には、同法違反による告発事犯が 1 件あった。

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

区分	新規	更新	変更許可	年度末登録事業者数	実事業者件数	変更・廃業届件数
引取業	2	56	—	84	85	51
フロン回収業	—	8	—	22		
解体業	—	2	—	10		
破碎業	—	1	—	7		
計	2	67	—	123		

(12) PCB 廃棄物届出事業所数等

平成 13 年 6 月 22 日にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（平成 13 年法律第 65 号）が公布され、同年 7 月 15 日から施行された。これにより、PCB 廃棄物を所有する事業者等には、保管状況等の届出のほかに、一定期間内に適正に処分することが義務付けられており、高知県内の処理は、平成 22 年 7 月から開始している。

なお、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）は、北九州市で平成 16 年 5 月から処理を開始している。

（平成 30 年 3 月 31 日現在）

届出事業所数	立入調査件数	備考
119	21	

(13) 現場パトロール員苦情等件数の推移（平成 16 年度～平成 29 年度）

平成 10 年度から産業廃棄物行政に関する事務権限が委譲され、不法投棄防止のための監視体制を強化する必要性があり、翌平成 11 年度から県警より現職警察官 1 名が高知市へ派遣されている。あわせて警察官 OB 1 名を廃棄物不法投棄防止パトロール員として採用し、不法投棄の監視及び苦情処理にあたっている。平成 17 年 1 月に鏡村・土佐山村との合併により、平成 18 年度からはパトロール員 2 名を増員するとともに、巡回車両を 1 台増車した。

また、平成 20 年 1 月の春野町との合併に伴い、平成 20 年度よりパトロール員をさらに 1 名増員し、現職警察官 1 名・パトロール員 4 名体制とした。

年度	苦情等の種類				県警派遣職員等		
	不法投棄	野焼き	その他	計	現職	OB	計
16	22	45	22	89	1	1	2
17	29	31	11	71	1	1	2
18	50	73	21	144	1	3	4
19	99	69	27	195	1	3	4
20	201	173	75	449	1	4	5
21	219	170	82	471	1	4	5
22	252	134	51	437	1	4	5
23	257	93	59	409	1	4	5
24	436	79	45	560	1	4	5
25	492	185	39	716	1	4	5
26	376	95	33	504	1	4	5
27	319	95	13	427	1	4	5
28	153	56	18	227	1	4	5
29	158	52	32	242	1	4	5

8 エコタウン事業

(1) 制度創設の趣旨

経済産業省（旧通商産業省）が、ゼロ・エミッション構想を推進すべく、平成9年に21世紀に向けた新たな環境まちづくり計画「エコタウン事業」を創設。平成10年度からリサイクル政策でのパートナーである環境省（旧厚生省所管）との共同事業となる。

(2) 事業の目的

- ① 個々の地域におけるこれまでの産業蓄積を生かした環境産業の振興及びこれを通じた地域振興
- ② 地域における資源循環型社会の構築を目指した、産業、公共部門、消費者を包含した総合的な環境調和型システムの構築

(3) 承認された地域

平成9年度・・・長野県飯田市、神奈川県川崎市、福岡県北九州市、岐阜県

10年度・・・福岡県大牟田市、北海道札幌市、千葉市

11年度・・・秋田県、宮城県鷲沢町（現栗原市）

12年度・・・北海道、広島県、高知市、熊本県水俣市

13年度・・・山口県、香川県直島町

14年度・・・富山県富山市、青森県

15年度・・・兵庫県、東京都、岡山県

16年度・・・岩手県釜石市、愛知県、三重県鈴鹿市

17年度・・・大阪府、三重県四日市市、愛媛県

(4) 「エコタウン高知市・事業計画」の概要

浦戸湾沿岸地域をエコタウン計画区域として設定し、区域内に環境と調和し、計画のシンボルとなる循環産業の拠点として「エコ産業団地」を形成する。

また、団地内には、発砲スチロールをはじめプラスチック類や廃木材等のリサイクル施設を集約的かつ計画的に整備するとともに、湾岸地域の地場産業との連携や分別収集等の徹底によって市域全体の大幅なリサイクル率向上を図っていく。

そして、太平洋に面するという地域特性を生かした広域循環を図り、次代に向けて「人」「産業」「自然」が共生する環境調和型まちづくりを推進する。

なお、平成14年11月、エコタウン事業分散化（案）を発表し、エコ産業団地は木質系リサイクル事業に限定した。また、神田地区（治国谷）においては、平成17年4月から財団法人高知県魚さい加工公社（平成25年4月1日に公益財団法人に移行）が魚腸骨処理施設の操業を開始した。

(5) エコタウン事業への取組

平成9年度 四国通産局より「エコタウン事業」への承認申請の打診があり、「エコタウン事業調査票」を同通産局に提出する。

10年度 エコタウン事業に関する調査を通産省の「環境と調和したまちづくり可能性調査」の補助事業として実施する。

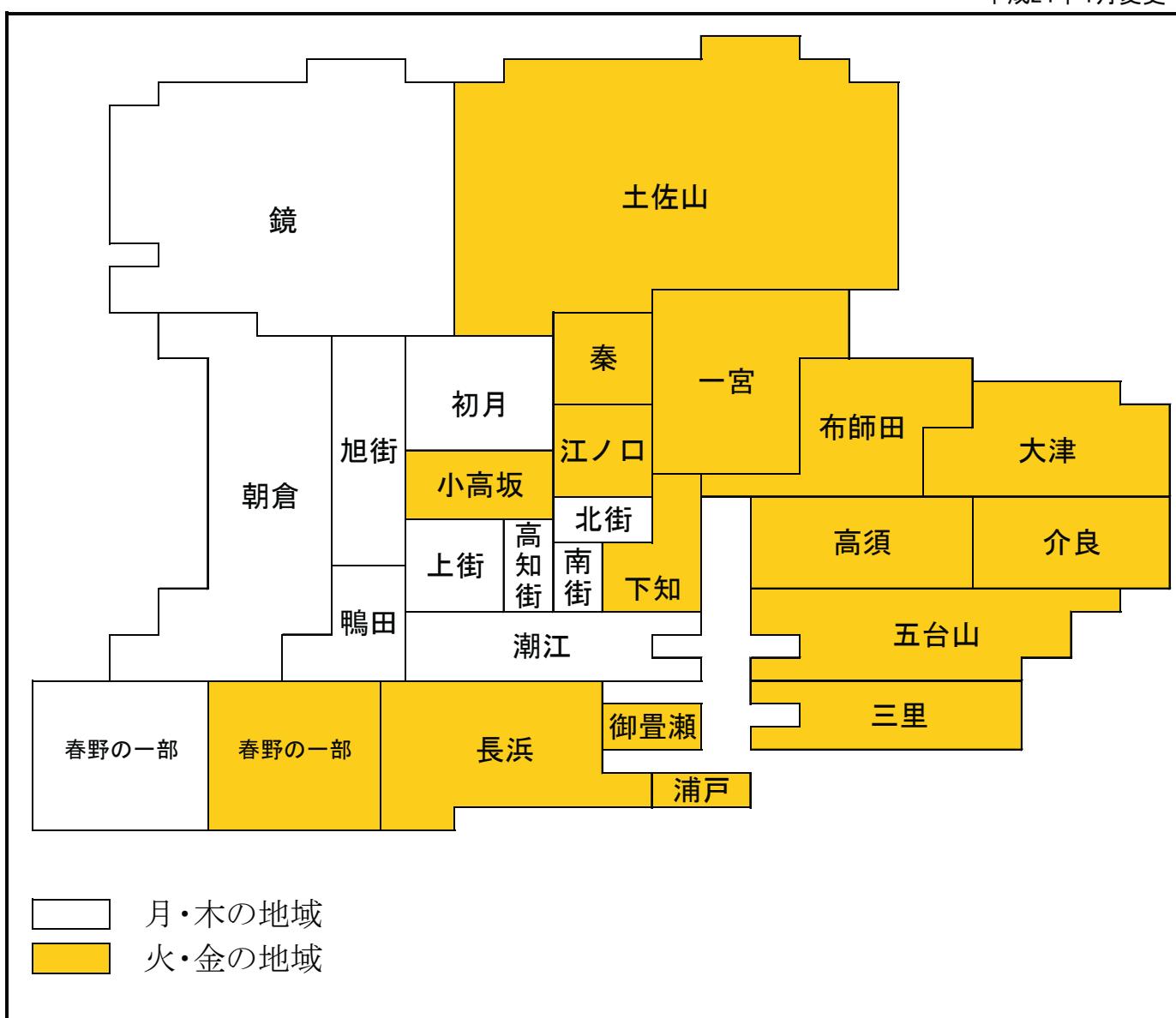
11年度 前年度の調査を基に学識経験者、市民、事業者、関係団体等により「高知

- 市エコタウン事業推進委員会」を設立（7月）し、同委員会で事業推進の検討を行うとともに、継続して通産省の補助を受け、より具体的な分野別の可能性調査を実施する。
- 分野別事業化研究会の参加企業募集を行い（11月）、いくつかの事業化提案を受け、市及び県で8研究会を組織する。
- 12年度
- 環境部を創設、環境政策課にエコタウン推進室を設置する。
 - 三里町内会連合会、新築町内会及び近接の24町内会、仁井田の木材工業団地連盟などに順次説明。9月議会において、民有林材協同組合の所有地をエコ産業団地として確保していく旨を表明する。
 - 「エコタウン高知市・事業計画」が国の承認を受ける（12月）。
 - エコタウン事業第1号として発泡スチロールのリサイクル施設（株）エコライフ土佐が完成する（12月着工、3月末完成）。
 - 三里町内会連合会理事会、38町内会長（1月）及び全地区を対象に説明会を実施（2月）。この中でエコタウンの窓口を閉ざす旨が表明される。
 - 「高知市エコタウン事業推進委員会」から「高知市資源循環行動計画（原案）」が提言される（3月）。
- 13年度
- 操業を延期していた（株）エコライフ土佐と高知市の間で「環境保全に関する協定書」を締結、操業を開始する（11月）。
 - 12月議会で「エコタウン事業の執行に関する決議」が採択される。
 - 連合会の役員会で窓口再開が決議される（2月）。
 - 廃木材チップ化事業の説明会を行う（3月、4月）。
- 14年度
- （財）高知県魚さい加工公社理事長と日高村長との間で魚腸骨処理施設の16年12月末までの日高村からの撤退等を内容とする、確約書が締結される。（6月）
 - 第2回廃木材チップ化事業の説明会を行う。（8月）
 - エコタウン事業の分散化について「高知市における資源循環型社会構築に向けての基本的な考え方（案）」として厚生委員会に報告する。（11月）
 - エコタウン事業の分散化について三里地区への周知を図るための説明会の開催（11月）及びあかるいまちへの折り込みを行う。（12月）
 - エコ産業団地（仁井田木材団地）の用地取得及びエコタウン関係事業者等と賃貸借契約を締結する。（2月）
 - エコタウン事業第2号として廃木材チップ化施設（株）リサイクル高知が完成する。（1月着工、3月末完成）
 - 魚腸骨処理施設の移転候補地を神田の福祉牧場おおなろ園内市有地として厚生委員会に説明する。（2月）
 - 同施設計画について鴨田地区住民への説明会を行う一方、日高村議員運営協議会で（財）高知県魚さい加工公社の方針を説明する。（3月）
- 15年度
- 魚腸骨処理施設建設設計画について引き続き鴨田地区（神田を含む）住民への説明を行う。（4月、7月、10月の計3回）
 - この間、住民を対象とした先進地視察（日高村の現施設、市東部環境センター、岸和田市）を行う。（5月～7月）

- 市都計審で魚腸骨処理施設の都市計画決定がなされる。(11月)
おおなる園の管理法人である(社福)昭和会と県・市・(財)高知県魚さい加工公社が確認書を締結し、連絡協議会を設置する。また、神田・鴨田両町内会連合会長あてに、(社福)昭和会に対するものと同様の確認書を提出する。
- (12月)
(財)高知県魚さい加工公社と三菱レイヨン・エンジニアリング㈱・轟組特定建設工事協同企業体が魚腸骨処理施設の移転新築工事の契約を締結する。
- (1月)
魚腸骨処理施設の工事に着工する。(2月)
16年度
魚腸骨処理施設に関して「地域の環境保全に関する協定書」を(社福)昭和会及び神田地区町内会連合会と締結する。(11月)
鴨田校区町内会連合会と「地域の環境保全に関する協定書」を締結する。
- (1月)
魚腸骨処理施設の竣工とともに試運転を開始し、日高村から事務所を移転する。(2月)
17年度
魚腸骨処理施設の操業が始まる。(4月)
施設の排水から基準値以上のアンモニアが流れ、処理水の再利用や放流ができなくなる。(7月)
その後、設備の改善や運転管理の体制を整え、地域住民から放流再開への了解を得る。(10月)
- 21年度
(株)エコライフ土佐解散(9月)

9 可燃ごみ（生ごみ）収集日別地区割図

平成24年4月変更



高知市の家庭ごみの出し方

(平成31年2月)

**ごみ出し
5原則**

- 台所ごみの水切りを忘れずに!
- 分別ルールを守る!
- 透明・半透明の袋で出す!
- 収集日の朝8時までに決められた場所へ!
- 集積場所（ステーション）を清潔に!

****お問い合わせは****

●高知市コールセンター ☎822-8111
8時～19時 年中無休

****詳しいことは****

ごみの分別やリサイクルについては
●環境政策課 ☎823-9209
本市5丁目1-45第二庁舎

ごみの収集やステーションについては
●環境業務課 ☎856-5374
長浜宮田2000-10

市が収集するごみ

可燃ごみ (週2回) (■・□曜日)	可燃ごみ	台所のごみ	庭のごみ	その他燃える素材のもの(おむね45Lのごみ袋に入る大きさのもの)	可燃ごみ収集日 地元の決められたステーションに 出してください

【毎週水曜日】 ステーションへ プラスチック製容器包装	<p>※ 分別収集したプラスチック製容器包装は、リサイクルしています。</p> <p>のマークがついた容器や包装が対象です。</p> <p>玉子ケース ポトル類 パック類 カップ類 発泡スチロール レイフ 紙パック 製品包装パック</p>	出し方	注意しましょう!!

資源・不燃物ステーションへ(月1回) [第□・□曜日]	紙類	紙は5種類に分別してそれぞれ紐でしばる(雑がみは紙袋に入れてしばっても良い)。雨の日はぬれないようにポリ袋等に入れる。					
	新聞・チラシ	ダンボール	雑誌	飲料用紙パック	雑がみ		
					紙パックのマークがついたもの	葉子や食品類の紙箱	日用品が入っていた紙箱
	●新聞紙と、折り込みチラシを分ける必要はありません	●ガムテープ等は取り除く	雑誌・書籍 カタログ・パンフレット プリント	●洗って、開いて、乾かして出す	内側がアルミコーティングされているものは、「可燃ごみ」へ	ティッシュの箱	紙袋 封筒類 ポスター・カレンダー
	布類	タオル・ハンカチ ズボン・シャツ カーテン 下着、靴下、ぼろ布、汚れたものは可燃ごみへ	ビン類	透明 茶 その他(青・赤など) ●キャップや栓を取り、中身を出しても水洗いをする	カラン ●カランは中身をして水洗い ●スプレー等は中身を使い切って穴を開ける	金属 ●スプレー等は中身を使い切って穴を開ける ●塗料や薬品、ワックス、接着剤の入っていたカランは不燃ごみへ	自転車 刀物 傘 バイクや石油ストーブは燃料を抜く (バイクは荷車手続き後) ●刃物は、新聞紙等で包むなど、危険ないようにする ●小さな金属(針、クギ、ナット等)は金属の容器等へ入れる
	その他	可燃粗大ごみ 家具 収納ケース 毛布 カーペット・じゅうたん たたみ ふとん	家電品 石油ファンヒーター ドライヤー 衣類乾燥機 冷蔵庫 洗濯機 衣類乾燥機 パソコン(デスクトップ・ノート) ディスプレイ(フラウン管・液晶) ドラム式洗濯機 アイロン 電子レンジ ラジカセ 掃除機	不燃ごみ 食器・陶器類 割れガラス 割れビン ●割れガラス、割れ食器、カミソリなど危険なものは新聞紙で包むなどして危険のないようにする	水銀を含むごみ 体温計 蛍光灯 乾電池 蛍光灯型電球 ●普通の電球やグローバルは不燃ごみへ	発火器具類 未使用の花火・マッチ(水で湿らせて) 電球・グローブ ●ライター(使い切って)	

市が収集しないごみ

(これらのものは、ステーションに出すと不法投棄になります)

家電リサイクル法対象機器



パソコン



処理困難物



第6章 し尿処理事業等

1 し尿処理事業	55
2 淨化槽	59

第6章 し尿処理事業等

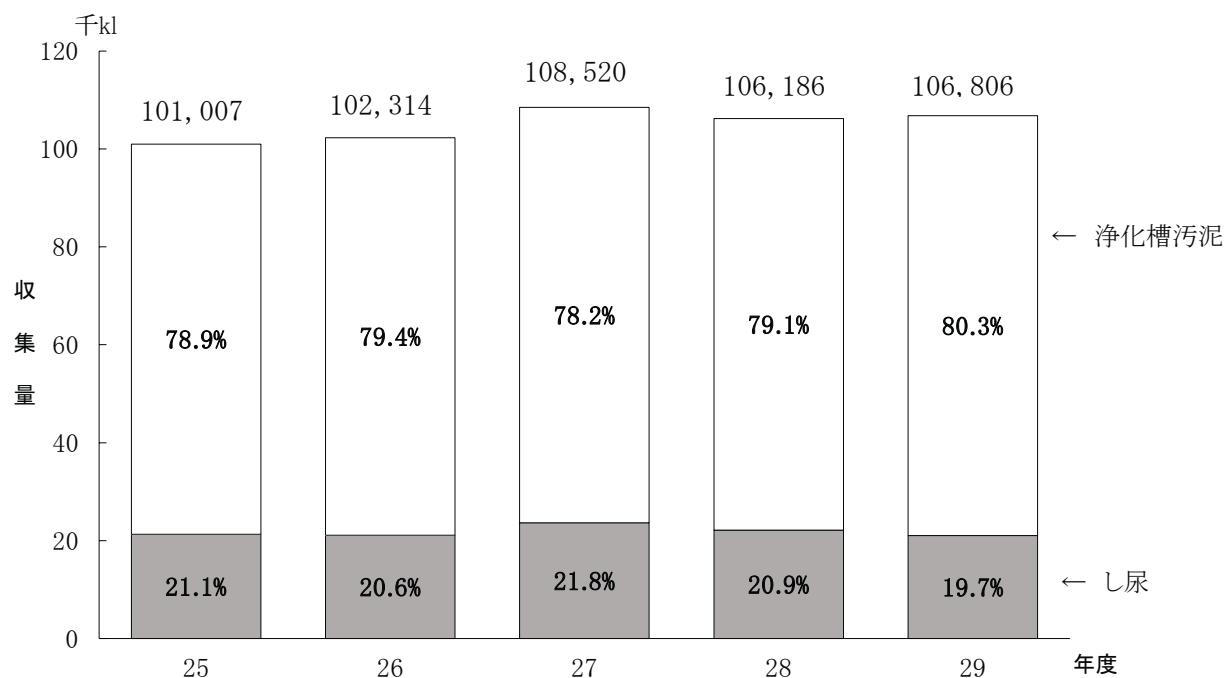
1 し尿処理事業

(1) 概要

平成20年1月に合併した春野地区のし尿処理は、平成27年3月末までは、合併前からの体制を続けてきたが、平成27年4月からは東部環境センターにて処理を行っている。

平成29年度のし尿収集量は21,019 kℓ、収集運搬許可業者による浄化槽汚泥の収集量は85,787 kℓであり、合計106,806 kℓの終末処理を行った。

【し尿等収集量構成比の推移】



(注) 平成26年度までは春野地区を除く。

(2) し尿の収集及び処理

① 収 集

現在、旧高知市地区では許可業者である(公財)高知市環境事業公社(昭和50年2月設立)が、鏡・土佐山・春野地区では民間許可業者がし尿収集を行っている。

② 処 理

市内全域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、東部環境センターの沈砂槽へ投入され、そこで、砂、金属類は沈降分離し、取り出される。

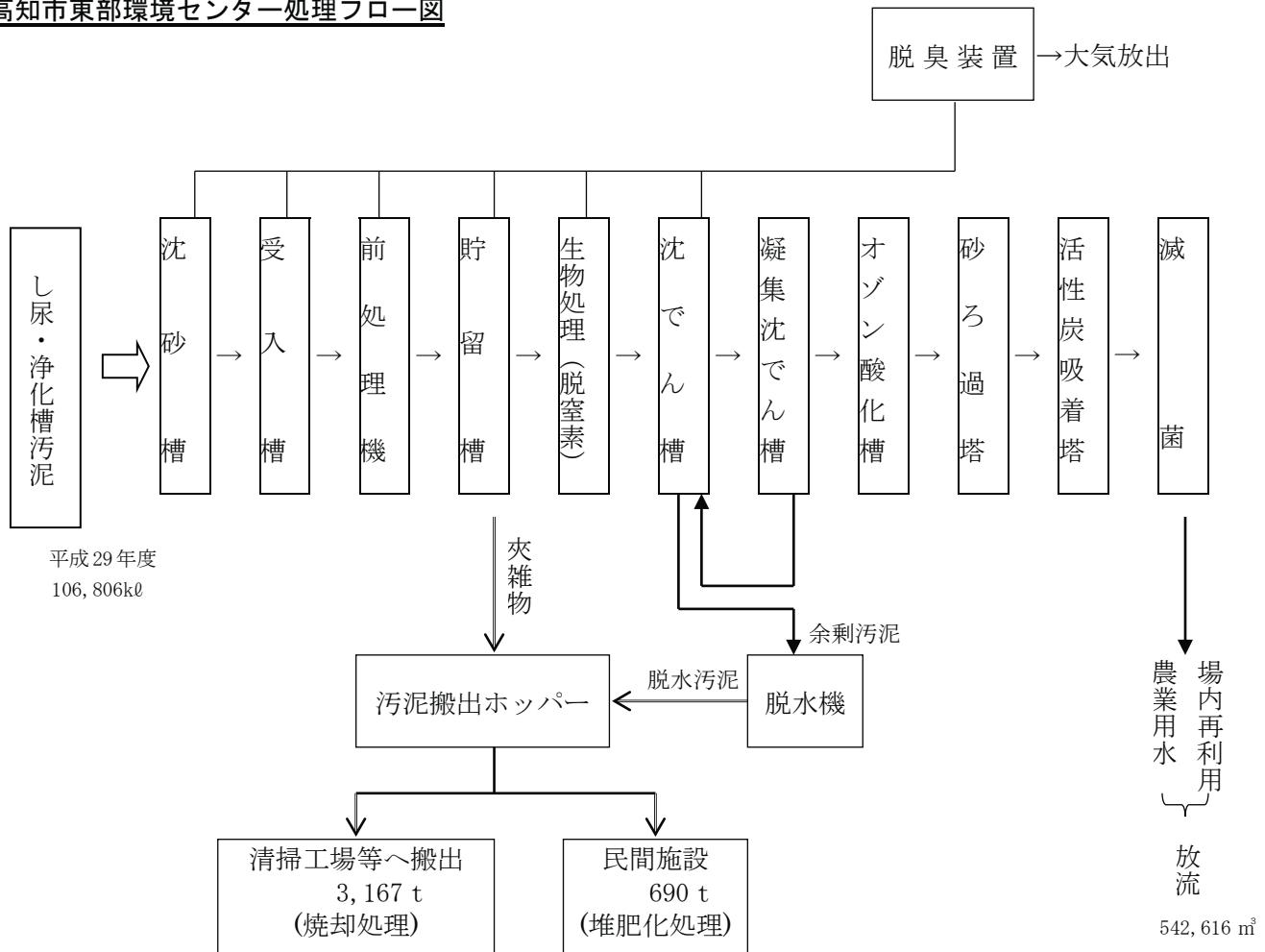
次に、オーバーフローした液は受入槽へ入り、受入槽から破碎機で前処理装置へ送られ、紙、ビニール等が除去されて一旦貯留されることとなる。その後、除渣し尿は定量的にポンプで生物処理槽へ送られる。

処理方式は生物処理である低希釈二段活性汚泥法（10倍希釈以下）と高度処理であり、特に富栄養化の原因となる窒素やリンが取り除かれ、し尿は最終的には清澄な処理水となり、農業用水や場内で再利用され、必要のない場合は河川へ放流される。

また、その過程で発生した汚泥はポンプで取り出して脱水し、前処理で除去した夾雑物と一緒に清掃工場に搬出し、一部は民間堆肥化施設に処理委託を行っている。

臭気については、高濃度臭気は生物脱臭、また中・低濃度臭気等は酸やアルカリの薬品による処理を行い、大気中に放出している。

高知市東部環境センター処理フロー図



(3) 処理実績

(単位 : k1)

年 度	総処理量	生し尿	浄化槽汚泥
25	101,007	21,300	79,707
26	102,314	21,116	81,198
27	108,520	23,630	84,890
28	106,186	22,152	84,034
29	106,806	21,019	85,787

(注) 平成26年度までは春野地区を除く。

(4) 处理手数料の助成

昭和 42 年から、広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり便槽が満水となつた世帯について、市長が認めたときは、従量制によるくみ取り手数料のうち 180ℓ 以内の手数料を助成しており、昭和 51 年度からは 360ℓ 以内の手数料を助成している。

また、集中豪雨を契機として、平成 10 年 9 月 25 日から集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）にも特例として同様の助成を行つてはいる。平成 29 年度の助成実績は 0 円（0 件）となつてはいる。

(5) 特別収集手数料の助成

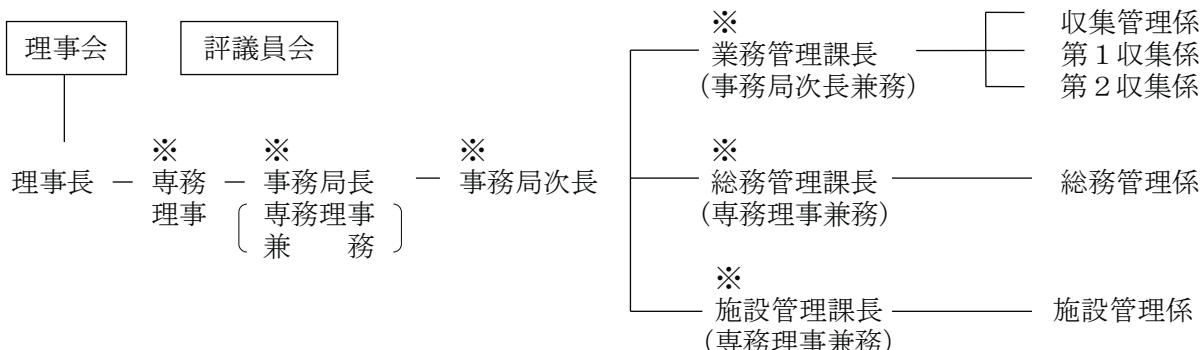
下水道の供用開始後 3 年を経過した区域の収集については、平成 8 年 1 月 1 日から収集 1 回につき特別収集手数料 300 円（消費税法の改正に伴い、平成 26 年 4 月 1 日から 310 円に改定）を加算することとしている。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯及び申請により条件を満たす世帯（第 10 章 条例・規則等「22 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程」参照）については、当該特別収集手数料を助成している。平成 29 年度の助成実績は 476,470 円（1,537 件）となつてはいる。

(6) 公益財団法人高知市環境事業公社

- 所 在 地 高知市仁井田3636
- 設立認可 昭和50年2月24日 名称変更 平成3年5月10日
平成25年4月1日 公益財団法人に移行
- 資 本 金 基本財産 500万円
運用財産 500万円
計 1,000万円
- 事 業 目 的 高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理と関連する事業を推進することにより、住民の生活環境を清潔に保ち、もって公衆衛生の向上に寄与する。
- 事 業 ① し尿の収集運搬事業
② プラスチック製容器包装等リサイクル事業
③ その他、公社の目的達成に必要な事業
- 営 業 開 始 昭和50年4月3日

● 組 織

(平成30年4月1日現在)



(注) ※印は、高知市派遣職員で下表には含まず。(平成30年度：2名)

● 職員、車両

(平成30年4月1日現在)

職 員 数				し 尿 収 集 車 両		
管 理 職	事 務 職	業 務 職	計	2 t 車	4 t 車	計
				1.8 kℓ車	3.7 kℓ車	
1名 (0名)	7名 (3名)	41名 (26名)	49名 (29名)	13台	12台	25台

(注) 括弧内は、嘱託や臨時職員の人数。(内数)

2 淨化槽

(1) 高知市の浄化槽行政の概要

浄化槽は、一般家庭等における水洗便所への需要が高まるにつれて、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を主体に昭和40年代頃から全国的に普及していった。当時、これらの処理性能は極めて悪いものがあり、周辺環境にも大きな障害を与えるなど問題が多かったことから、設置や維持管理に関し法による規制の強化が望まれ、昭和58年5月に浄化槽法が制定され、昭和60年10月から全面施行された。

その後、浄化槽法の改正により、平成13年4月からは単独処理浄化槽の新設が実質的に禁止され、以後、設置される浄化槽はし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽となった。さらに、平成18年2月には浄化槽からの放流水の技術上の基準が同法で規定されるなど、浄化槽に関する法制度の充実強化が図られている。

本市における浄化槽行政については、平成10年4月の中核市への移行に伴い浄化槽法における保健所設置市に係る事務が県から移譲されたことにより、それまで行っていた清掃業の許可業務に加え、保守点検業の登録業務や設置・維持管理等に関する種々の指導・監督等を行うこととなり、当該保健所設置市に係る事務は市保健所（生活食品課）の所管となった。

一方、本市における公共下水道の普及率は平成18年度末時点で49.05%と、整備には相当長期の期間が見込まれる中で、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るために生活排水対策をより一層推進していくためには、水環境行政及び浄化槽行政に係る施策を総合的に実施していくとの観点から、平成19年4月に浄化槽関係事務を環境保全課に一元化した。

今後の生活排水対策については、第2次高知市生活排水対策推進計画（計画期間：平成19年度～平成33年度までの15年間）に基づき「次代に繋げる豊かな水環境の再生に向けて」を基本理念として施策の展開を図っていくこととしている。また、平成23年10月に高知市生活排水処理構想を策定し、平成29年には高知市生活排水処理構想を改定した。

こうした浄化槽行政を進める上で大きな課題として、浄化槽の設置から維持管理等の全般にわたる適正な実施が挙げられる。このため、平成21年度から電子地理情報システム（G I S）を活用した「浄化槽管理システム」の構築に着手し、平成23年度から運用を開始した。このシステムでは、既設浄化槽の設置状況等の全体把握を進めるとともに、施工から使用状況、保守点検・清掃及び法定検査の実施状況等に関するデータの蓄積を行っている。

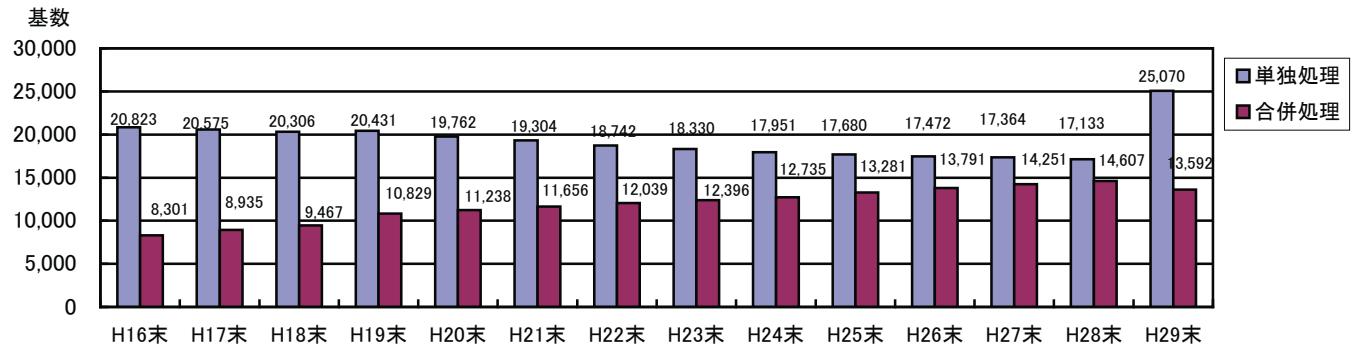
法定検査を受けていない浄化槽等、生活排水の処理状況が把握できていない家屋も多いため、平成23年度から平成25年度に、県の緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用し実地調査を行い、システムの補完を行った。平成26年度以降は、関係機関と受検率向上に向けての取組を検討していくこととなった。

また、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、平成元年度から合併処理浄化槽設置補助事業を行っており、現在までに旧高知市からの合算で約7,660基の補助を行い、公共用水域の水質保全に寄与している。

平成25年度からは補助制度の改定を行い、新築に対する補助を取り止め、単独処理浄化槽又はくみ取り便所から高度処理型合併処理浄化槽への転換補助とし、転換を促進するよう配管工事費及び単独処理浄化槽・くみ取り便槽撤去費に対する補助を新設した。

平成29年度からは、「浄化槽管理システム」の改修を行い、住基システムとの連携を図り浄化槽使用人口の把握が可能となった。

【浄化槽設置基数（各年度末現在、推計値）】



※ 資料：環境保全課（H29年より算定方法変更）

【浄化槽補助実績（各年度）】

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
補助基數	5人槽	184	207	203	178	216	153	89	71	57	66
	6～7人槽	81	82	66	50	54	50	24	19	34	17
	8～10人槽	12	11	10	14	1	7	0	3	2	1
	11～50人槽										0
	計	277	300	279	242	271	210	113	93	93	84
補助金額(千円)	99,590	107,226	98,860	85,592	94,482	74,394	51,080	41,877	43,204	37,554	26,052

※ 資料：環境保全課

(注) 平成25年度からは、新築への補助を廃止し、高度処理型合併処理浄化槽への転換補助に加え単独処理浄化槽の撤去費（国費補助）及びくみ取り便槽撤去費・配管工事費（市単）の補助を新設した。補助金額はそれらを含んだ額。

【汚水処理人口普及状況】

	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	
住民基本台帳人口 ①	336,845	100%	335,855	100%	334,035	100%
汚水処理人口 ②	277,710	82.44%	281,576	83.84%	285,193	85.38%
公共下水道	190,091	56.43%	192,490	57.31%	194,214	58.14%
合併処理浄化槽	82,057	24.36%	83,526	24.87%	85,399	25.57%
農業集落排水施設	4,053	1.20%	4,062	1.21%	4,094	1.23%
コミュニティ・プラント	1,509	0.45%	1,498	0.45%	1,486	0.44%
未普及人口 ①-②	59,135	17.56%	54,279	16.16%	48,842	14.62%
					43,405	13.07%
					74,380	22.54%

(注) 農業集落排水施設及びコミュニティ・プラントは旧春野町との合併によるもの。

(H29年より算定方法変更)

【法定検査の実施状況】

① 受検率（平成 29 年度・高知市分）

検査区分	浄化槽区分	検査対象基数 ①	検査受検基数 ②	受検率 ②/①
7 条検査	合併処理	436	317	72.7%
11条検査	合併処理	13,592	7,633	56.2%
	単独処理	25,070	3,672	14.6%
	小計	38,662	11,305	29.2%
合計		38,662	11,622	30.1%

(11 条対象基数に 7 条検査対象基数が算入されているため合計は 11 条検査の合計基数とする。)

② 検査結果（平成 29 年度・高知市分）

検査区分	浄化槽区分	受検基数	判定			
			適正	概ね適正	不適正	
7 条検査	合併処理	317	200	82	35	
			63.1%	25.9%	11.0%	
11条検査	合併処理	7,633	4,784	2,690	159	
			62.7%	35.2%	2.1%	
	単独処理	3,672	2,038	1,535	99	
		11,305	55.5%	41.8%	2.7%	
			6,822	4,225	258	
			60.3%	37.4%	2.3%	
合計		11,622	7,022	4,307	293	
			60.4%	37.1%	2.5%	

※ 資料：一般財団法人高知県環境検査センター（浄化槽法による知事の指定検査機関）

【浄化槽清掃業者一覧】

① 高知市域（春野地域を除く）清掃業許可業者

(平成 28 年 11 月 24 日現在)

業者名	所在地	電話番号	営業区域
(有)クリーン社	高知市福井町2187番地31	875-2345	春野地域を除く 市全域
(株)高知パイプクリーナー	高知市桟橋通4丁目16番40号	832-5544	
(株)コトブキ	高知市万々473番地7	875-0303	
(株)寿サービス工業	高知市万々486番地	822-7250	
(有)シー・エス高知	高知市南ノ丸町12番地9	832-2555	
(有)四国淨管	高知市南御座19番地31	884-1319	
(株)四国清掃工業	高知市南ノ丸町12番地7	833-4128	
(有)淨研高知	高知市福井町2269番地189	873-7739	
(有)西部企業	高知市大谷公園町6番22号	844-4444	
(株)タイヘイ	高知市桟橋通6丁目8番39号	831-1888	
(有)高坂設備清掃	高知市朝倉己1097番地1	840-1313	
マルナカ興業(有)	高知市高須新町3丁目4番1号	882-8661	
(株)大和	高知市長浜4413番地13	841-1251	
吾北清掃(有)	高知市葛島4-8-8 (高知支店)	861-4198	

② 春野地域の浄化槽清掃業許可業者

(平成 28 年 11 月 24 日現在)

業者名	所在地	電話番号	営業区域
(有)高北衛生	土佐市蓮池2447-4	852-0198	春野地域
(有)高岡サービス	土佐市高岡町甲2133-1	852-4614	
(有)いのえいせい	吾川郡いの町大内3112	893-3700	
(有)春野衛生	高知市春野町西分2693-1	894-3920	
西分衛生(有)	高知市春野町西分140	894-2543	
日高衛生	高岡郡日高村下分3071-4	0889-24-5655	
(有)高坂設備清掃土佐支店	土佐市塚地550	852-3066	
(有)高岡設備清掃工業	土佐市蓮池859	852-3827	
(株)宇佐公益社	高岡郡日高村下分1084-23	0889-24-4555	

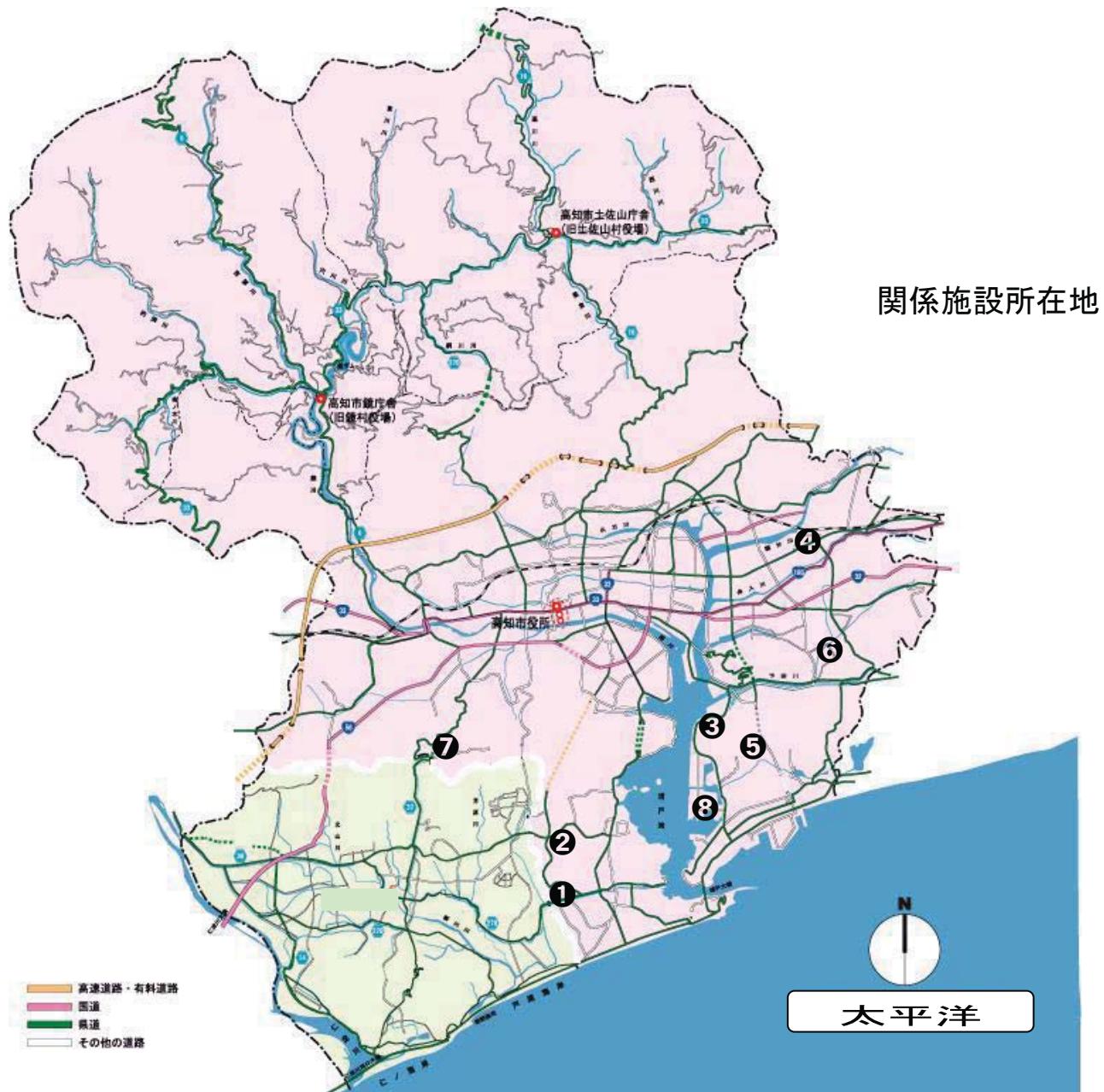
第7章 施設・機材

1 施設	63
2 機材	78
3 その他	79

第7章 施設・機材

1 施設

廃棄物を円滑に収集・処理して公衆衛生の向上を図るために次の施設を設けている。



高知市役所 (代) 822-8111
環境政策課 823-9209 (内 3703)
廃棄物対策課 823-9427 (内 3295)

① クリーンセンター (環境業務課)
856-5374 (内 52206)

② 清掃工場 842-1171 (内 3390)
ヨネツクこうち 841-2311

③ 菖蒲谷プラスチック減容工場
高知市環境事業公社
884-4424 (内 3888)

- ④ 高知市再生資源処理センター 866-5613
- ⑤ 三里最終処分場 847-2337
- ⑥ 東部環境センター 883-1155 (内 3303)
- ⑦ 高知県魚さい加工公社 805-1660
- ⑧ エコ産業団地

※ () 内は内線電話

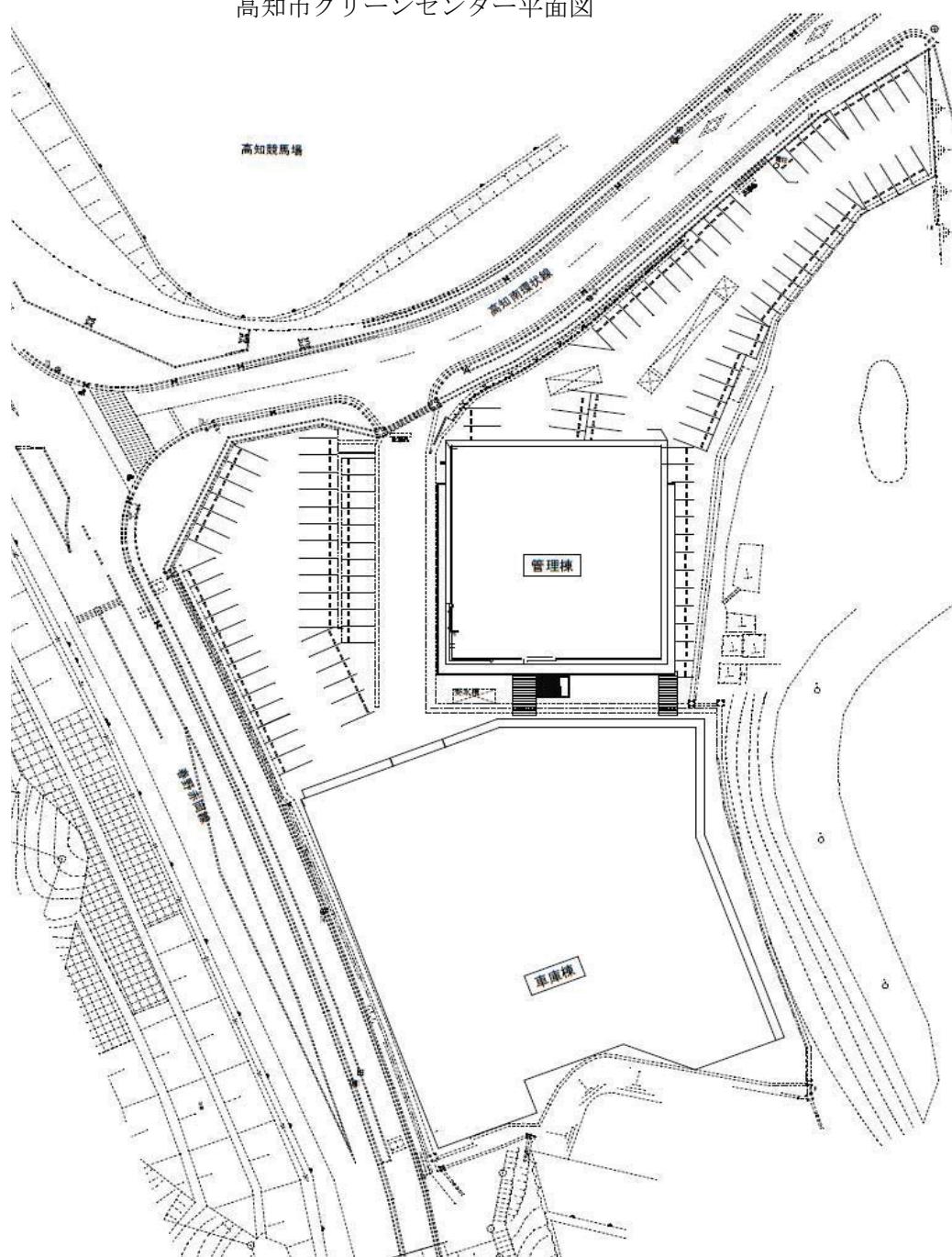
収集・処理施設一覧

No	名称	所在地	業務の内容
①	高知市クリーンセンター	高知市長浜宮田 2000-10 TEL 088-856-5374	可燃ごみ、プラスチック製容器包装、可燃粗大ごみ及び美化ごみの収集
②	高知市清掃工場	高知市長浜 6459 番地 TEL 088-842-1171	可燃ごみ、可燃粗大ごみ等の焼却処理
③	高知市菖蒲谷 プラスチック減容工場	高知市仁井田 3636 番地 TEL 088-884-4424	プラスチック製容器包装の圧縮・梱包、ペットボトルの中間処理
④	高知市再生資源 処理センター	高知市大津乙 1786 番地 1 TEL 088-866-5613	紙類、布類、ビン類、カン・金属類の再資源化、水銀含有物の中間処理
⑤	高知市三里最終処分場	高知市池 2571 番地 TEL 088-847-2337	美化ごみ、不燃ごみ等の埋立処分
⑥	高知市東部環境センター	高知市介良丙 1200 番地 TEL 088-883-1155	し尿及び浄化槽汚泥の処理

① 収集車両基地

名 称	高知市クリーンセンター		
所 在 地	高知市高知市長浜宮田 2000-10		
着 工	平成 25 年 11 月 19 日		
竣 工	平成 27 年 3 月 13 日		
敷 地 面 積	8,541.48 m ²		
建 物 面 積	管理棟 2,984.59 m ² 車庫棟 2,474.47 m ²		
収容可能台数	72 台		
洗 車 設 備	8 台		
排 水 処 理	合併処理浄化槽による浄化処理後放流		
付 帯 施 設	地区集会室		
付 帯 設 備	燃料備蓄設備（軽油 40 kℓ）※高知市清掃工場に設置 太陽光発電設備（100 kW） 非常用自家発電装置（135 kW） 受水槽（12t）		
建 設 費	1,496,056 千円	本体工事費 1,261,989 千円 付帯工事費 45,238 千円 用 地 費 82,298 千円 千円 調 査 費 40,320 千円 事 務 費 66,211 千円	国庫補助金 1,512 千円 起 債 1,460,100 千円 一般財源 34,444 千円

高知市クリーンセンター平面図

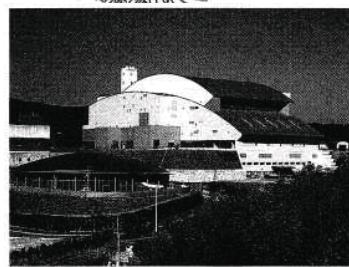
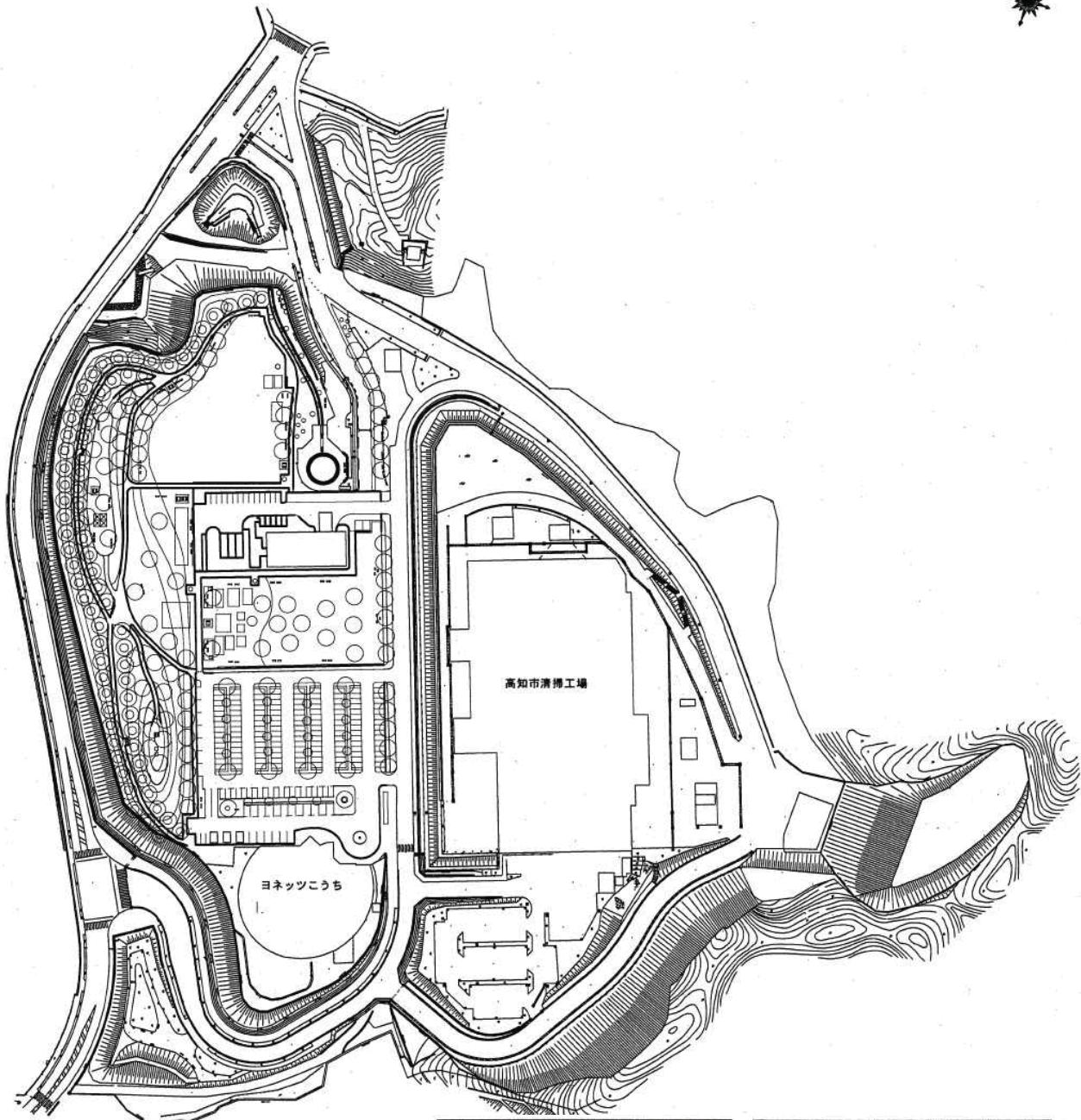


② 焼却施設

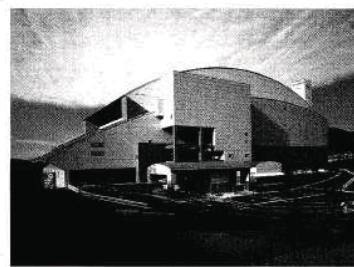
名 称	高知市清掃工場		
所 在 地	高知市長浜 6459 番地		
着 工	平成 10 年 12 月 19 日		
竣 工	平成 14 年 3 月 29 日		
敷 地 面 積	112,451 m ²		
建 物 面 積	建築面積 11,126 m ² 延べ面積 28,843 m ²		
施 工 業 者	三菱・大林・大旺・ミタニ建設工事共同企業体 代表者：三菱重工業		
炉 型 式	全連続燃焼方式 (ストーカ式焼却炉)		
処 理 能 力			
ごみ焼却炉	600 t / 24 h (200 t / 24 h × 3 炉)		
灰溶融炉	80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2 系列)		
ごみ破碎機	40 t / 5 h (可燃性粗大ごみ破碎機)		
灰 溶 融 方 式	プラズマ方式		
最 大 発 電 容 量	9,000 kw		
受 入 供 給 設 備	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 10,600 m ³		
通 風 設 備	平衡通風式		
灰 出 し 設 備	灰溶融方式 (焼却灰, 飛灰) ※休止中		
ガス冷却設備	廃熱ボイラー		
排ガス処理設備	ろ過式集塵装置, 有害ガス除去装置		
建 設 費	33,325,486 千円	本体工事費 30,180,323 千円 付帯工事費 2,655,319 千円 用 地 費 45,744 千円 調 査 費 191,496 千円 事 務 費 252,604 千円	国庫補助金 6,217,029 千円 起 債 25,754,300 千円 一 般 財 源 1,354,157 千円
排ガス基準 (O ₂ 12%換算 値)	ばいじん量 0.01g/Nm ³ 以下 硫黄酸化物 1.55 Nm ³ /h (30ppm) 以下 塩化水素 49mg/Nm ³ (30ppm) 以下 窒素酸化物 55ppm 以下 ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/Nm ³ 以下 水銀 0.05mg/Nm ³ 以下		

エコ・パーク宇賀敷地平面図

S=1:1000

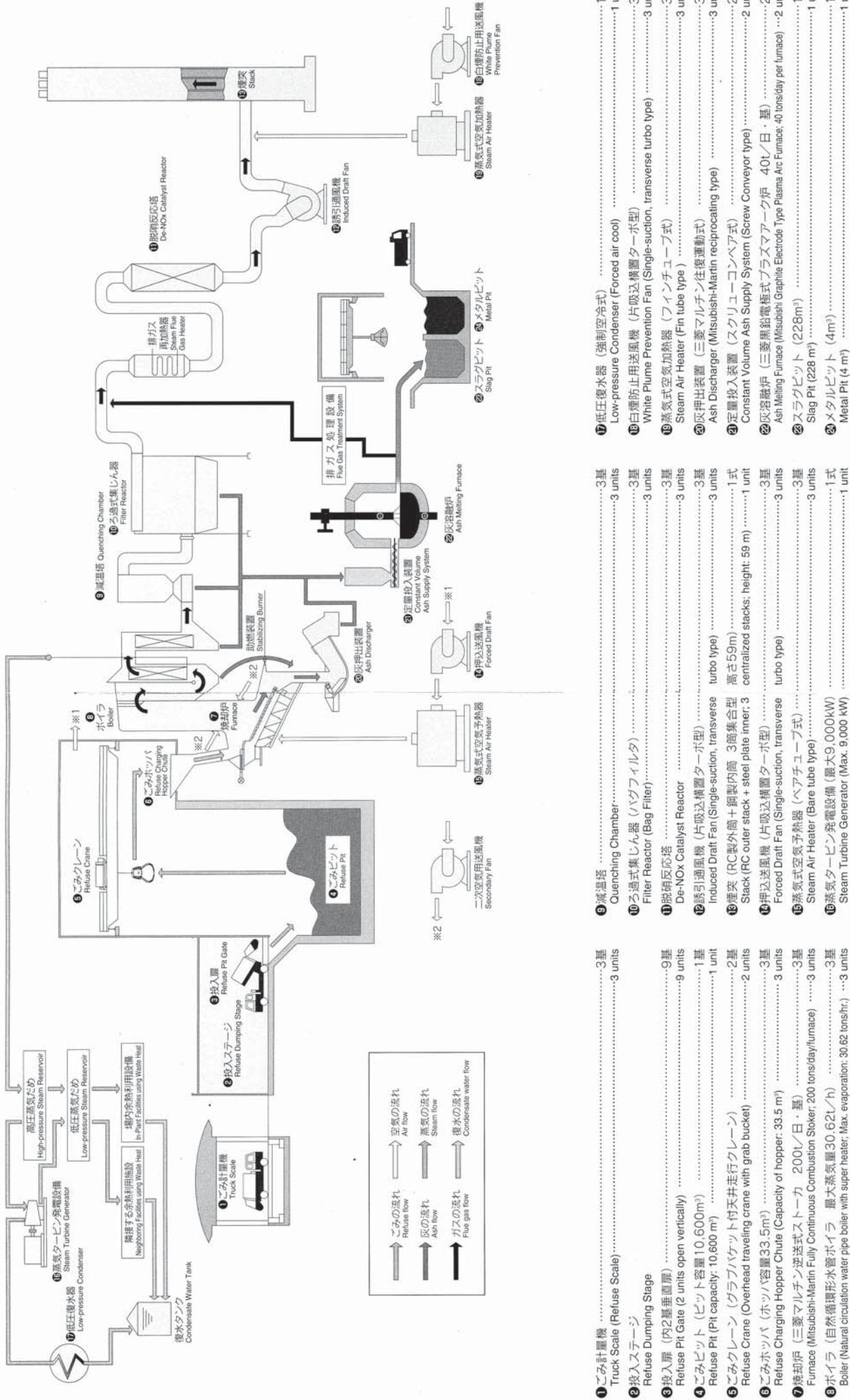


工場棟（南西より）



工場棟（南東より）

■ごみ処理施設系統図 REFUSE TREATMENT FACILITY FLOW CHART



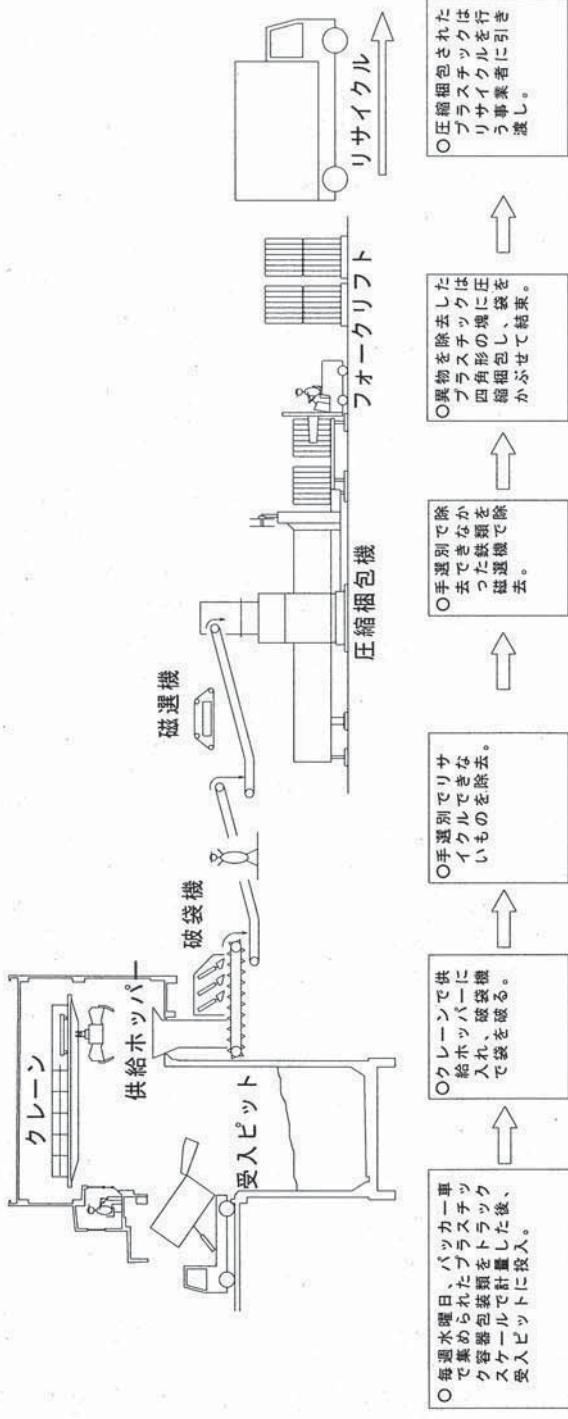
③ 減容施設

名 称	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場
所 在 地	高知市仁井田 3636 番地
処 理 設 備	圧縮梱包
着 工	平成 13 年 6 月 30 日 (圧縮梱包化工事)
竣 工	平成 14 年 3 月 15 日 (圧縮梱包化工事)
敷 地 面 積	9,098 m ²
建 物 延 面 積	3,058 m ²
施 工 業 者	三菱レイヨン・エンジニアリング（株） 大竹事業所
処 理 方 法	圧縮梱包方式 (油圧一方締め方式)
処 理 能 力	2.5 t / h × 5 h / 日 × 2 系列 = 25 t / 日
貯留及び投入方式	ピットアンドクレーン方式 ピット容量 1,812 m ³
処理物貯留方法	ストックヤード 107 m ²
建 設 費	圧縮梱包設備工事 222,600 千円

④ 再資源化施設

名 称	高知市再生資源処理センター
所 在 地	高知市大津乙 1786 番地 1
敷 地 面 積	6,378 m ²
建 物 施 設	工 場 (鉄骨スレート平屋建) 462.75 m ² 事 務 所 (鉄筋コンクリート 2 階建) 384.71 m ² 倉 庫 (鉄骨スレート平屋建) 1,629.34 m ² 計 量 所 (鉄骨鋼板平屋建) 24 m ² 機械電気室 (鉄骨スレート 2 階建) 84 m ²
設 備	自動計量 30 t 秤 1 基 押蓋式スクラッププレス機 2 基 主押能力 150 t 50 C P 仕上製品重量 200 kg 主押能力 200 t 100 C P 仕上製品重量 400 kg リサイクル型蛍光管破碎機 1 基 処理能力 直管型 2,700 本 / h 環形 900 本 / h

菖蒲谷プラスチック減容工場処理系統図



処理能力
25t/日 (2.5t/時間 × 5時間 × 2系列)

○毎週水曜日、バックカーカーで集められたプラスチック容器包装類をトラックスケールで計量した後、受入ピットに投入。

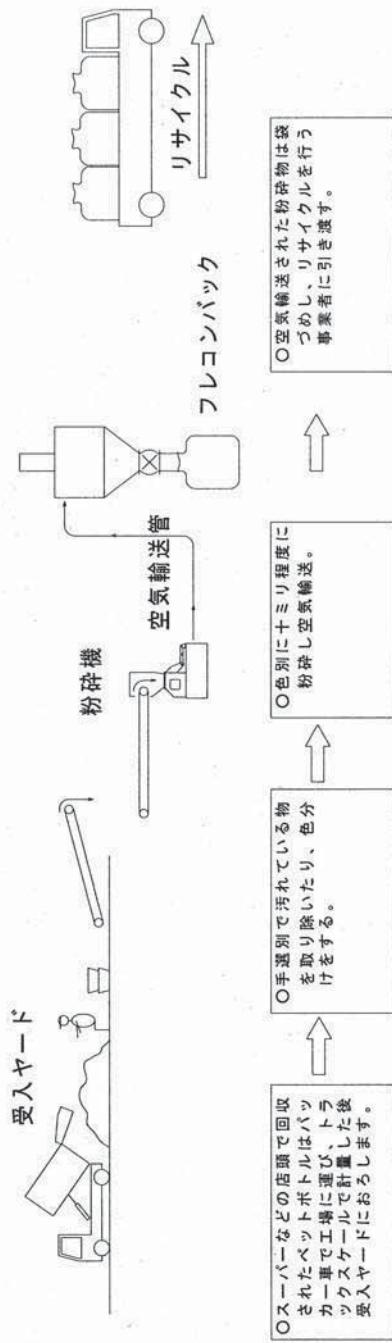
○クレーンで供給ホッパーに入れ、破袋機で袋を破る。

○手選別でリサイクルできないうものを除去。

○異物を除去したプラスチックは四角形の塊に引き締められ、梱包して結束。

○圧縮梱包されたプラスチックはリサイクルを行なう事業者に引き渡す。
・ベレット等のプラスチック製品としてリサイクル
・油化（熱分解して油に戻す方法）
・高炉原料化
(製鉄所で鉄を作る時に原料として利用)
・コークスが化学原料化
(製鉄所のコークス炉で油やガス、コークスとして利用)
・ガス化熱溶融
(アンモニア、肥料、ナイロン、燃料電池などの化学工業用原料として利用)

ペットボトル処理の流れ



処理能力<粉碎機>
1.0t/日 (0.1t/時間 × 5時間 × 1系列)

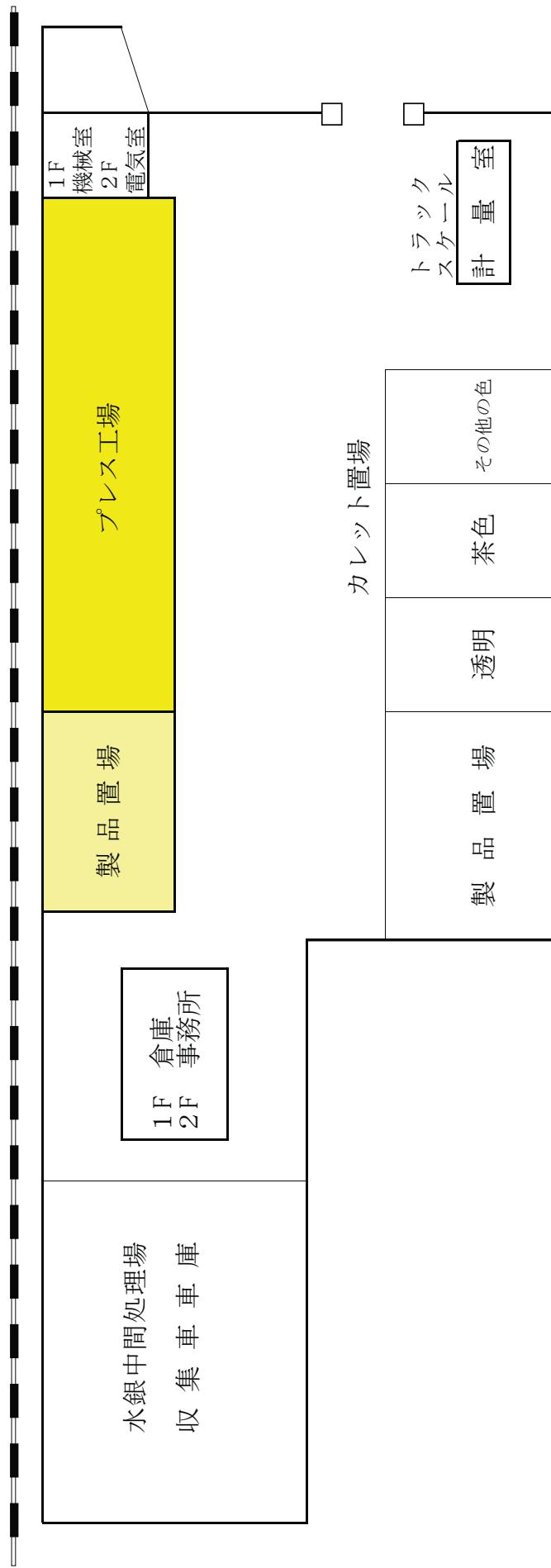
○スーパーなどの店頭で回収されたペットボトルはバッカーカーで工場に運び、トラックスケールで計量した後受入ヤードにおろします。

○色別にナミリ程度に粉砕し空気輸送。
○手選別で汚れている物を取り除いたり、色分けをする。

○空気輸送された粉砕物は袋づめし、リサイクルを行う事業者に引き渡す。

ペットボトルのリサイクル(一例)
・衣料品(作業服、ワイシャツ、フリースなど)
・日用雑貨(ダストボックス、ハンガー、ファイルなど)
・じゅうたん、カーペット
・洗剤用ボトル
・化学ぞうきん、水切り袋
・土木資材(マンホールふたなど)

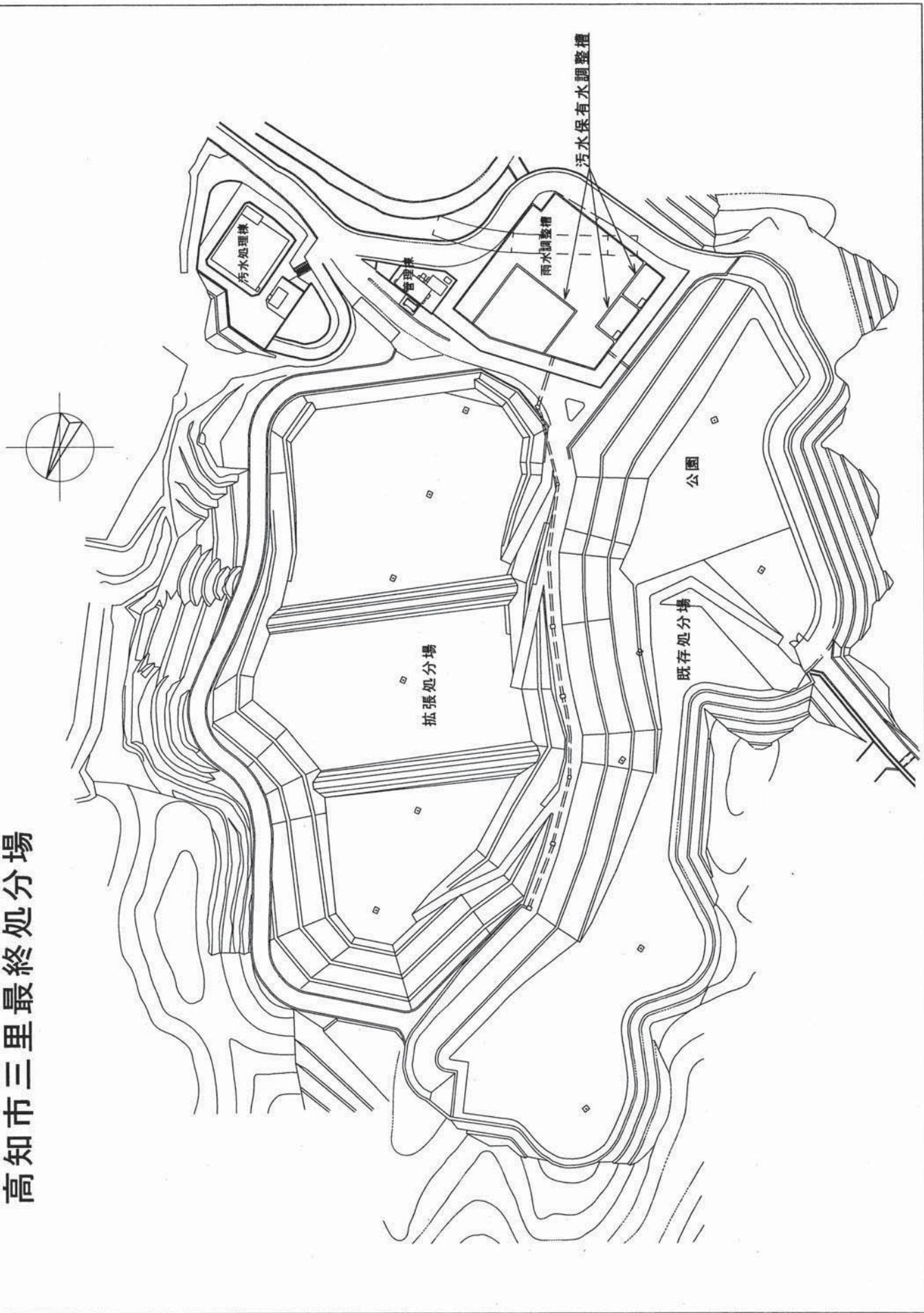
高知市再生資源処理センター平面図



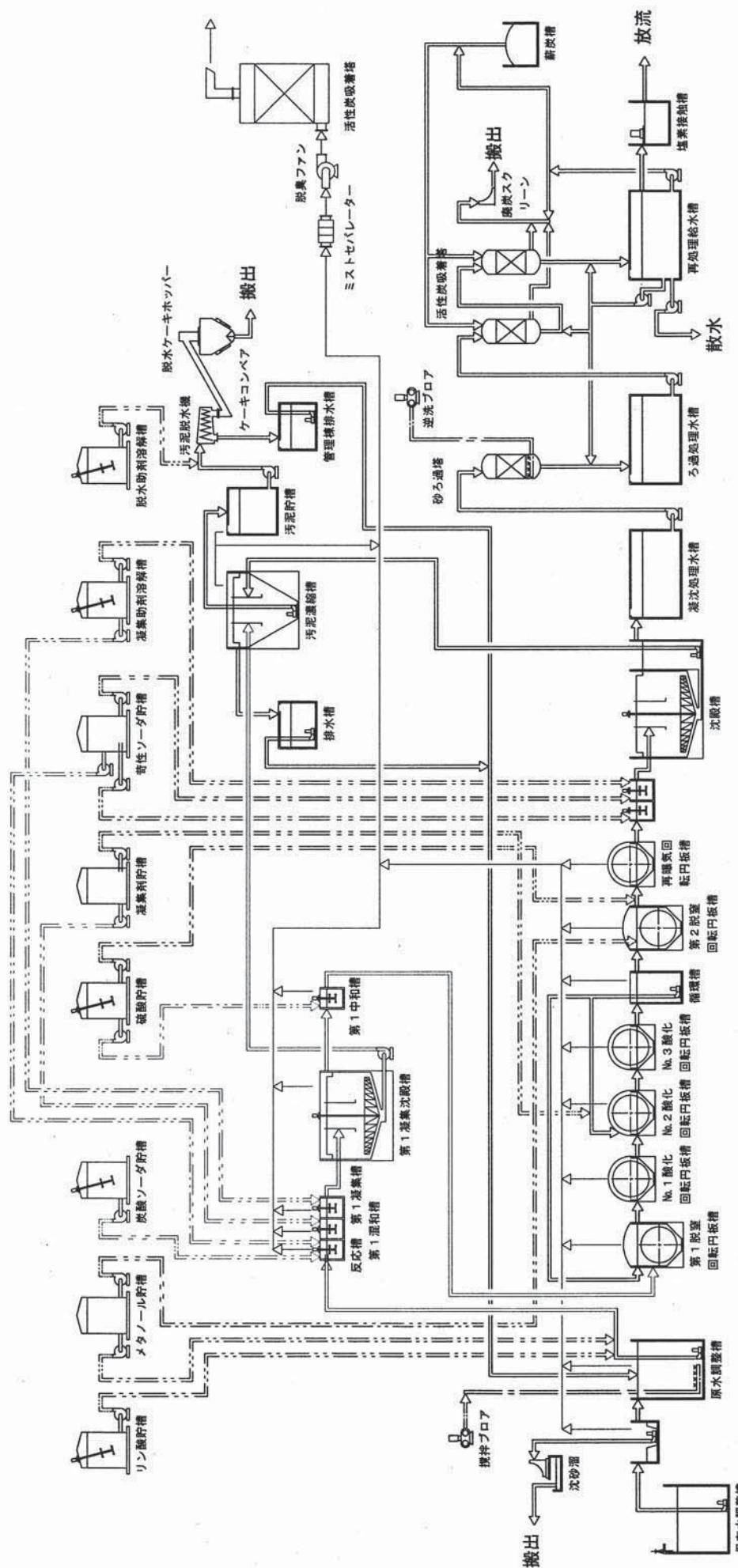
⑤ 埋立処分地

名 称	高知市三里最終処分場				
所 在 地	高知市池 2571 番地				
着 工	昭和 56 年 6 月 25 日	(増量処分地整地) 平成 8 年 5 月 24 日	(拡張処分場整備) 平成 9 年 1 月 27 日		
竣 工	昭和 60 年 3 月 31 日	平成 8 年 9 月 28 日	平成 11 年 3 月 14 日		
総 面 積	155,841.63 m ²				
埋 立 面 積	63,300 m ²	(拡張処分場整備前 30,300 m ²)			
埋 立 容 量	698,000 m ³	(拡張処分場整備前 318,000 m ³)			
埋 立 残 容 量	127,362 m ³ (平成 30 年 3 月末)				
施設整備施工業者	大旺建設株 (拡張整備は大旺・大山・近藤建設工事共同企業体 [代表: 大旺])				
埋立廃棄物の種類	不燃ごみ等				
埋 立 方 法	準好気性埋立 (セル方式)				
埋 立 期 間	35 年以上を計画 (拡張処分場整備前 13 年 6 か月)				
浸出汚水処理施設					
処理施設施工業者	三菱化工機株				
建 物 延 面 積	1 F 処理棟 579 m ² , 動力棟 40 m ² , 2 F 管理棟 200 m ²				
処 理 能 力	290m ³ /日				
処 理 方 法	前処理+回転円板法+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭+滅菌				
汚 泥 処 理	濃縮→埋立処分				
建 設 費	(既存処分場整備分) 2,745,000 千円 調整槽建築工事費 282,532 千円 処理施設建設工事 380,000 千円 施設整備工事 479,576 千円 付帯工事費 467,941 千円 用 地 費 1,110,292 千円 事 務 費 24,659 千円 (拡張整備分) 2,746,403 千円 用地造成工事費 513,446 千円 施設整備工事費 988,709 千円 用 地 費 1,201,074 千円 設計委託料 14,972 千円 事 務 費 28,202 千円				
規 制 基 準 値	P H	5.8~8.6			
	B O D	60 mg/l 以下			
	S S	60 mg/l 以下			
	C O D	—			
	T—N	日間平均: 60 mg/l 以下, 日最大: 120 mg/l 以下			
	T—P	日間平均: 8 mg/l 以下, 日最大: 16 mg/l 以下			
	大腸菌群数	日間平均: 3,000 個/ml 以下			
	その他の項目	水質汚濁防止法排水基準のとおり			

高知市三里最終処分場



三里最終処分場浸出汚水処理施設系統図

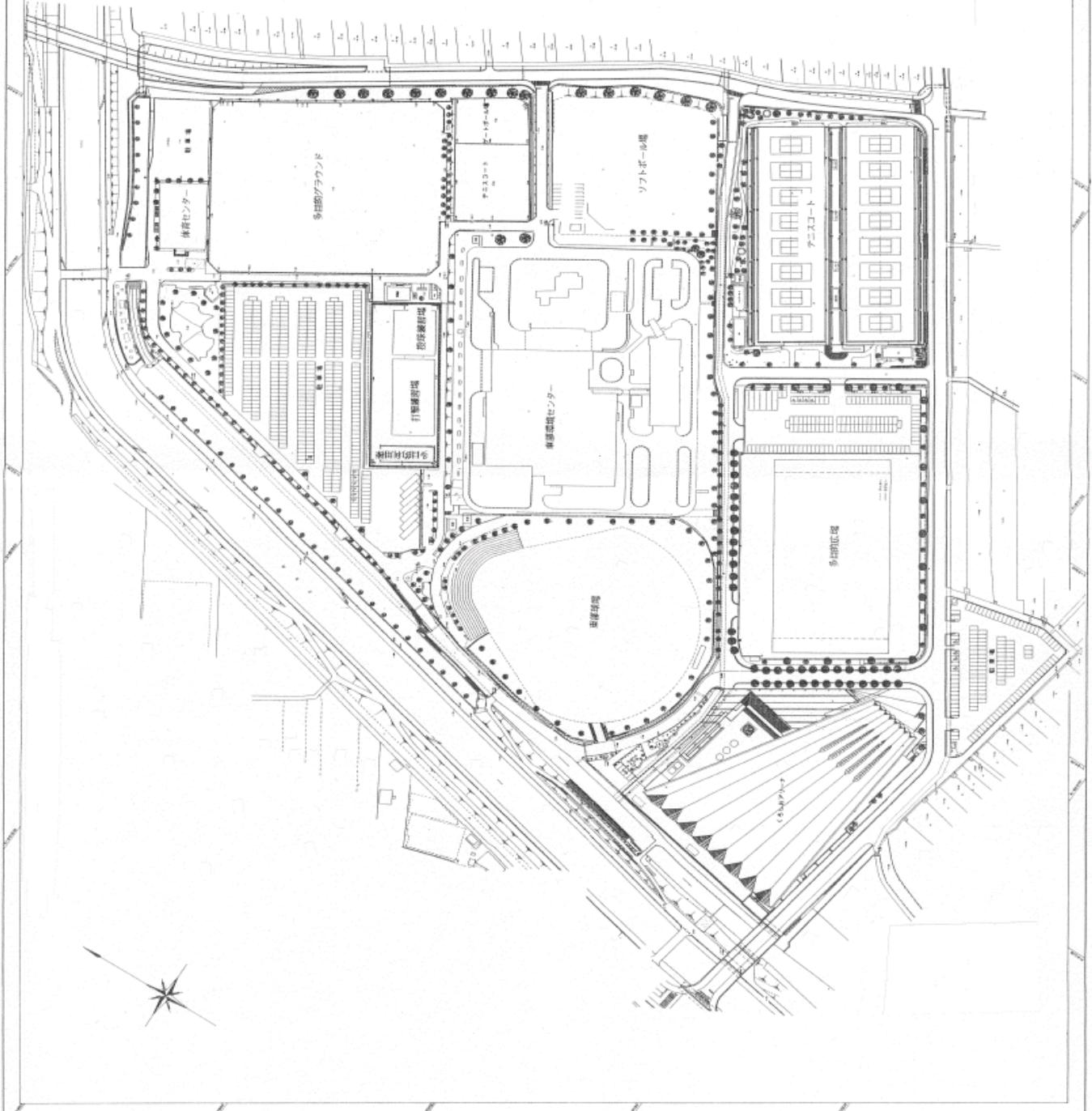


⑥ し尿処理施設

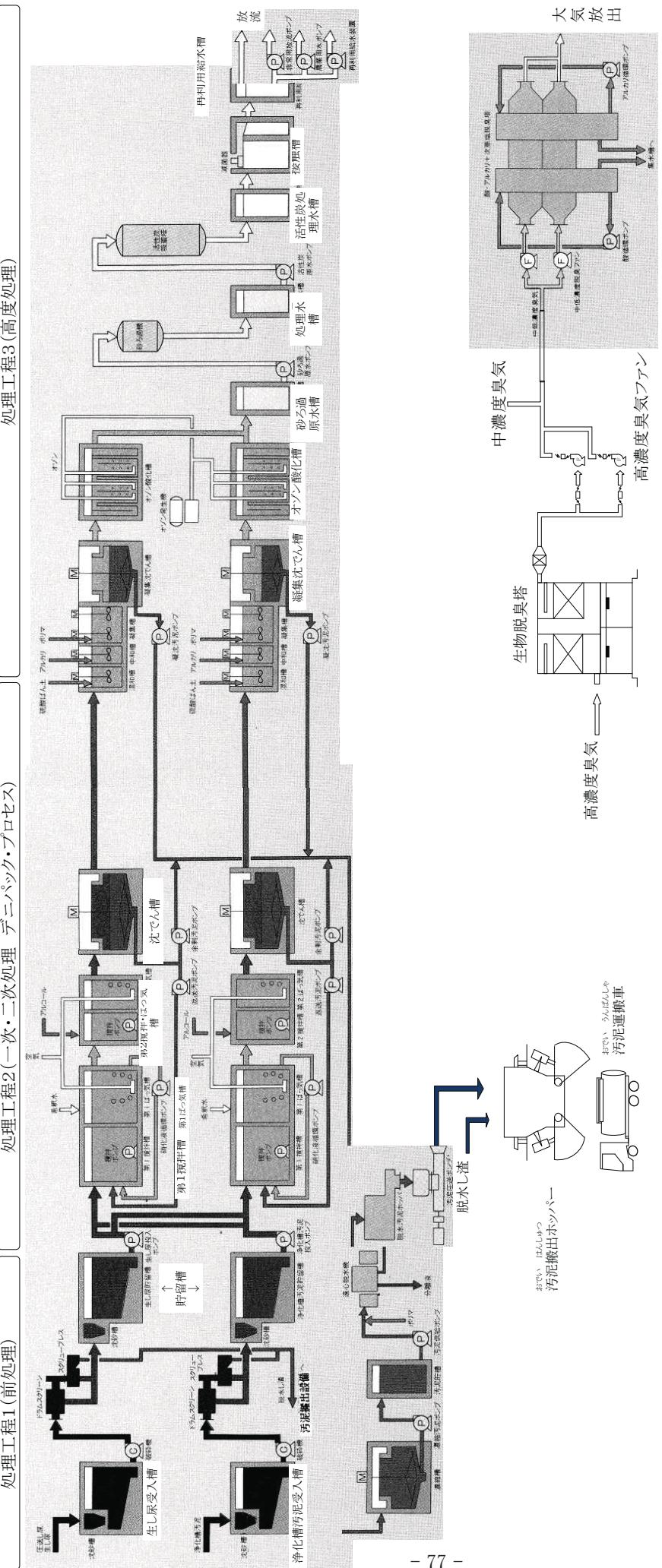
名 称	高知市東部環境センター																							
所 在 地	高知市介良丙 1200 番地																							
着 工	昭和 56 年 10 月 7 日																							
竣 工	昭和 59 年 6 月 27 日																							
本 格 運 転	昭和 59 年 7 月 1 日																							
敷 地 面 積	43,000 m ²																							
施 設 構 造	R C 造 全建屋方式																							
建 物 延 面 積	処理棟 8,314 m ² (地上 2 F, 地下 1 F) 管理棟 1,950 m ² (2 F)																							
施 工 業 者	㈱荏原製作所																							
処 理 方 式	低希釈二段活性汚泥法 + 凝集沈殿 + オゾン + 砂ろ過 + 活性炭吸着																							
処 理 能 力	390 kℓ／日 (195 kℓ／日 × 2 系列)																							
希 釈 用 水	10 倍希釈 3,510 m ³ ／日以下 (地下水及び工業用水)																							
汚 泥 処 理	遠心脱水 → 清掃工場等へ搬出																							
臭 気 処 理	生物脱臭 + 薬液脱臭																							
建 設 費	8,213,000 千円 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>本体工事費</td> <td>4,788,000 千円</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle; font-size: 2em;">}</td> <td>国庫補助金</td> <td>1,676,307 千円</td> </tr> <tr> <td>付帯工事費</td> <td>1,561,685 千円</td> <td>県補助金</td> <td>37,438 千円</td> </tr> <tr> <td>用 地 費</td> <td>1,440,652 千円</td> <td>起 債</td> <td>4,856,000 千円</td> </tr> <tr> <td>調 査 費</td> <td>57,921 千円</td> <td>一般財源</td> <td>1,643,255 千円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>364,742 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			本体工事費	4,788,000 千円	}	国庫補助金	1,676,307 千円	付帯工事費	1,561,685 千円	県補助金	37,438 千円	用 地 費	1,440,652 千円	起 債	4,856,000 千円	調 査 費	57,921 千円	一般財源	1,643,255 千円	事 務 費	364,742 千円		
本体工事費	4,788,000 千円	}	国庫補助金	1,676,307 千円																				
付帯工事費	1,561,685 千円		県補助金	37,438 千円																				
用 地 費	1,440,652 千円		起 債	4,856,000 千円																				
調 査 費	57,921 千円		一般財源	1,643,255 千円																				
事 務 費	364,742 千円																							
性 能 保 証 値 日間平均	P H	5.8～8.6	(5.8～8.6)																					
	B O D	10 mg／ℓ 以下	(20 mg／ℓ)																					
	S S	10 mg／ℓ 以下	(50 mg／ℓ)																					
	C O D	15 mg／ℓ 以下	(該当なし)																					
	T - N	10 mg／ℓ 以下	(日間平均 60 mg／ℓ , 日最大 120mg／ℓ)																					
	T - P	1 mg／ℓ 以下	(日間平均 8 mg／ℓ , 日最大 16mg／ℓ)																					
	色 度	15 度以下	(該当なし)																					
	大腸菌群数	0 個／mℓ	(3,000 個／mℓ)																					

※ () 内は規制基準値

白鷺苑全体平面図



高知市東部環境センター処理系統図



2 機材

車両（収集関係のみ）

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

収集区分	車種		環境業務課所管台数	
	型式	積載量	正規車	予備車
可燃ごみ	パッカ一車	4 m ³	2	6
		5 m ³	17	0
		6 m ³	18	4
可燃粗大ごみ	プレスパッカ一車	0.35 t	3	4
		4 m ³	1	1
		6 m ³	6	2
美化ごみ等	ダンプ	2 t	1	0
合計			48 台	17 台

3 その他

① 余熱利用施設

ヨネツツこうちは、高知市清掃工場のごみ焼却時の熱エネルギーを有効利用した施設であり、温水プール等でのスポーツ活動の振興や環境に関する情報発信や啓発を行っている。

名 称	ヨネツツこうち			
所 在 地	高知市長浜 6459 番地 (高知市清掃工場隣接地)			
着 工	平成 12 年 9 月 29 日			
竣 工	平成 14 年 2 月 28 日			
施 設 面 積	敷地：約 5,800 m ² , 延床：4,446.4 m ²			
施 設 内 容	<p><u>1 階</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○エントランスゾーン <ul style="list-style-type: none"> ロビー, フロント, 余熱利用展示コーナー 喫茶コーナー・休憩コーナー等 ○プール・温浴ゾーン <ul style="list-style-type: none"> エクササイズプール, 子どもプール, ジャグジー ウォータースライダー, 流水プール等 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> 浴室, サウナ, 脱衣室, シャワー室, 更衣室, 化粧室等 <p><u>2 階</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境学習室, トレーニング室, 休憩コーナー, 機械室等 <p><u>地 下</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機械室等 <p><u>屋 外</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○駐車場 209 台, 駐輪場 4 棟 			
施 工 業 者	<p>[建築工事]</p> <p>ミタニ・中勝・須工ときわ建設工事共同企業体 代表者：ミタニ建設工業(株)</p> <p>[電気設備工事]</p> <p>株齊藤電工</p> <p>[給排水衛生設備工事]</p> <p>四国パイプ・マエカワ建設工事共同企業体 代表者：四国パイプ工業(株)</p> <p>[空調設備工事]</p> <p>大一・日東建設工事共同企業体 代表者：大一設備(株)</p>			
建 設 費	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">1,949,797 千円</td> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 施設整備工事費 1,815,164 千円 基本構想・設計費 59,797 千円 事務費 74,836 千円 </td> <td style="text-align: left; vertical-align: bottom;"> 起債 1,833,100 千円 一般財源 116,697 千円 </td> </tr> </table>	1,949,797 千円	施設整備工事費 1,815,164 千円 基本構想・設計費 59,797 千円 事務費 74,836 千円	起債 1,833,100 千円 一般財源 116,697 千円
1,949,797 千円	施設整備工事費 1,815,164 千円 基本構想・設計費 59,797 千円 事務費 74,836 千円	起債 1,833,100 千円 一般財源 116,697 千円		

② 緑地公園等

清掃工場の敷地全体を、環境をテーマとした学習の場、市民の憩いとふれあいの場として利用できるよう、宇賀清掃工場の工場棟を解体撤去し同跡地を緑地公園等として整備するとともに、旧管理棟の一部をリニューアルした。平成 19 年 4 月から広く一般に開放した。

名 称	エコ・パーク宇賀
所 在 地	高知市長浜 6459 番地（高知市清掃工場敷地）
整 備 期 間	平成 16～18 年度
整 備 面 積	32,400 m ²
利 用 時 間	8:00～17:00 (ただし、4～6 月及び 9 月は 18:00 まで、7、8 月は 19:00 まで)
休 園 日	12 月 29 日～1 月 3 日
施 設 内 容	○多目的広場 ○芝生広場 ○いこいの森 ○来場者用駐車場 ○トイレ（障害者用含む） ○公園内各所に遊具、休養所、ベンチを設置 主な遊具　・幼児向け シーソー、ブランコ、コンビネーション ・高学年向け スカイロープ、ザイルクライミング ・高齢者向け 背伸びベンチ、足踏み歩行板
整 備 費	工事費 740,800 千円（旧工場解体費を含む）

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨	81
2 医療廃棄物	81

第8章 広域連携で進める取組

1 魚腸骨

(公財)高知県魚さい加工公社は、県内の鮮魚店等から排出された魚腸骨から魚粉等を製造し、飼料として販売している。

平成16年度まで日高村で操業していたが、高知市神田へ新施設を建設し、平成17年4月から操業を開始した。

平成29年度に同公社が受け入れた魚腸骨は2,808トンであり、前年より0.3%の減少となった。また、契約している排出事業者数は199件(平成30年3月31日現在)となっている。

処理(受入)量

(単位:t)

年 度	合計
24	3, 740
25	3, 757
26	3, 646
27	3, 086
28	2, 817
29	2, 808

うち高知市発生量

(1, 985)

(1, 935)

(1, 840)

(1, 758)

(1, 685)

(1, 599)

2 医療廃棄物

(財)高知県医療廃棄物処理センターは、県内で排出された医療廃棄物を高知市仁井田の営業所で受け入れていたが、平成23年1月に(公財)エコサイクル高知と合併し、平成23年10月1日から日高村に新たに建設された施設で処理を行っている。

平成29年度に同施設が処理した医療廃棄物は感染性・非感染性を合わせると6,317klであり、前年度より1.51%の減少となった。

また、契約している排出事業者数は414件(平成30年3月31日現在)となっている。

(単位:kl)

年 度	処 理	実 績		対前年
		感染性	非感染性	
24	5, 605	4, 309	1, 296	+4. 10%
25	5, 786	4, 600	1, 186	+3. 23%
26	5, 884	4, 763	1, 121	+1. 69%
27	6, 069	4, 964	1, 105	+3. 14%
28	6, 414	5, 338	1, 076	+5. 68%
29	6, 317	5, 362	955	-1. 51%

第9章 公社等

エコサイクル高知	82
高知県魚さい加工公社	82
高知市環境事業公社	83

第9章 公社等

平成30年4月における公社等の内容は以下のとおりである。

エコサイクル高知

名 称	公益財団法人 エコサイクル高知 Tel 0889-24-6210
設 立	平成6年4月19日（平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）
目 的	産業廃棄物および医療廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。
業 務 内 容	① 産業廃棄物の処理及び市町村の委託を受けた一般廃棄物の処理に関する最終処分場の管理運営 ② 医療廃棄物の中間処理に関する事業
役 員	代表理事 1（副知事） 副理事長 2（高知市長、高知県農業協同組合中央会会長） 専務理事 7（南国市長、高知県林業振興・環境部長、高知県町村会会长、高知県・理事 医師会会长、高知市医師会会长、高知市環境部長、民間2） 監 事 2（県町村会事務局長、民間）
資 産	高知県 2,200万円、高知県建設業協会 1,750万円 出捐金 6,100万円 高知市 719万円、高知県医師会 300万円 高知県産業廃棄物協会 250万円、他市町村等 881万円
所 在 地	事務局 高岡郡日高村本村字焼坂659-1

高知県魚さい加工公社

名 称	公益財団法人 高知県魚さい加工公社 Tel 088-805-1660
設 立	平成9年3月26日（平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）
目 的	魚腸骨の適正な再生利用等に関する各種事業を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上ならびに県内の水産食料品流通の安定化の確保を図る。
業 務 内 容	魚腸骨の再生利用等、これらに関する各種事業
役 員	代表理事 1（高知市環境政策課長） 専務理事 1（高知県魚さい加工公社事務局長） 理 事 7（高知県環境対策課長、南国市環境課長、土佐市北原クリーンセンター所長、須崎市環境保全課長、香南市環境対策課長、民間2） 監 事 2（民間2）
資 産	出捐金 1,000万円（高知県 450万円、高知市 331万円、他市町村等 219万円）
所 在 地	高知市神田1646-1

高知市環境事業公社（第6章の内容を再掲）

名 称	公益財団法人 高知市環境事業公社 TEL 088-884-4424
設 立	昭和50年2月24日（平成25年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行）
目 的	高知市の清掃事業の公共性を確保し、廃棄物等の適正な処理と関連する事業を推進することにより、住民の生活環境を清潔に保ち、もって公衆衛生の向上に寄与する。
業 務 内 容	① し尿の収集運搬事業 ② プラスチック製容器包装等リサイクル事業 ③ その他、公社の目的達成に必要な事業
役 員	理事長 1 専務理事 1（高知市派遣職員） 理事 4（高知市環境部副部長、民間3） 監事 2（高知市副会計管理者、税理士）
資 産	出資金 1,000万円（高知市全額出資 [基本財産500万円 運用財産500万円]）
所 在 地	高知市仁井田3636

第10章 条例・規則等

1 平成30年度一般廃棄物処理実施計画	84
2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	95
3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則	103
4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	108
5 高知市ふれあい収集事業実施要綱	112
6 高知市一般廃棄物処理指導要綱	115
7 高知市産業廃棄物処理指導要綱	117
8 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分の公表に関する要綱	123
9 高知市産業廃棄物処理施設設置審議会条例	125
10 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則	126
11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱	129
12 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員設置に関する規則	131
13 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員就業要綱	134
14 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱	136
15 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱	138
16 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱	140
17 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱	142
18 高知市食べきり協力店登録制度実施要綱	145
19 高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	147
20 高知市廃棄物処理施設整備基金条例	150
21 高知市次期清掃工場整備基金条例	151
22 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程	152
23 高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付要綱	155
24 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	157
25 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則	162
26 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例	166
27 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例	170
28 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例施行規則	172
29 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	173
30 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例規則	175
31 手数料	177

第10章 条例・規則等

1 平成30年度一般廃棄物処理実施計画

高知市告示第92号

平成30年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月1日

高知市長 岡 崎 誠 也

平成30年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条第1項の規定により、平成30年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

第1 一般廃棄物処理の基本的事項

1 用語の定義

(1) 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）

ア 可燃ごみ

以下に掲げる家庭系ごみで、概ね容量45リットルのポリ袋（650mm×800mm）に収納できる大きさのもの

(ア) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

(イ) プラスチック製容器包装及びペットボトルを除くプラスチック製のもの

(ウ) 廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却した後に資源を回収することがふさわしいもの又は複数の材料を使用している廃棄物のうち、その材料の半分以上のものについて焼却処理することがふさわしいもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

イ プラスチック製容器包装

家庭系ごみのうち、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容リ法」という。）に基づき収集するプラスチック製の容器包装廃棄物（ペットボトルを除く。）

ウ ペットボトル

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するペットボトル

エ 資源物

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するビン（透明、茶色及びその他の色），専ら再生利用の目的となるカン、金属類、紙類及び布類

オ 可燃粗大ごみ

可燃ごみのうち、概ね容量45リットルのポリ袋（650mm×800mm）に収納できない大きさのもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

カ 家電品

家庭生活の用に供する電気機械器具であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器に該当しないもの

キ 水銀含有廃棄物

家庭系ごみのうち、蛍光灯、乾電池、体温計等水銀含有物

ク 発火器具・ライター類

家庭系ごみのうち、未使用の花火、マッチ、ライター等

ケ 不燃ごみ

上記に該当しない家庭系ごみ（火災ごみを除く。）で、廃棄物の適正な処理をする上で、埋立処分することがふさわしいもの

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）

ア 可燃ごみ

事業系ごみのうち、廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

イ 食品循環資源

事業系ごみのうち、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第3項に規定する廃棄物

ウ 再生利用されることが確実である魚さい

食品循環資源のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第2条第2号に規定する指定を受けた再生利用業（再生輸送）を行う業者（以下「再生輸送業者」という。）が収集し、公益財団法人高知県魚さい加工公社で処分する魚腸骨

エ 木くず

事業系ごみのうち、素材が木質素材（竹を含む。）で構成されている製品又は木材（竹を含む。）若しくは木（竹を含む。）の根の部分（土砂を取り除いたものに限る。）が廃棄物となったもの

オ 再生利用されることが確実である木くず等

再生輸送業者が収集し、かつ、廃掃法第7条第12項に規定する一般廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）又は規則第2条の3第2号に規定する指定を受けた再生利用業（再生活用）を行う業者（以下「再生活用業者」という。）が処分する木くず又は食品循環資源

カ 堆肥化されることが確実である汚泥等

事業系ごみのうち、再生輸送業者、市町村が委託した者又は排出者が収集し、かつ、処分業者が処分する有機性汚泥（無害のものに限る。）、刈草又は動物のふん尿

(3) 火災ごみ

現に自らが居住する居宅等が火災に遭ったため発生した廃棄物で、灰や燃焼物が付着したもの又は分別区分を遵守することが困難なもの。ただし、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、軽量鉄骨造若しくは補強コンクリート造等の耐火性能を有する建築物又は土台、基礎若しくはフーチング等の定着物若しくは浄化槽若しくは配管設備等の工作物を除く。

(4) 災害廃棄物

地震動及びこれに伴う津波により発生する廃棄物並びに避難所生活等により発生する廃棄物（風水害等その他自然災害により発生する廃棄物を含む。）

(5) 美化ごみ

ア 散乱ごみ

所定のごみ集積所（以下「ステーション」という。）以外の場所に投棄された一般廃棄物で、景観向上や生活環境の保全上、速やかに処理することが好ましいもの。ただし、多量ごみは除く。

イ 町内清掃ごみ等

町内会及び自治会等が主催する地域住民の自発的な地域行事及び環境美化活動により収集又は排出された廃棄物

(6) 市が収集しないごみ

以下に掲げる家庭系ごみ

ア 家電リサイクル法対象機器

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する機械器具

イ パーソナルコンピュータ等

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6に掲げる指定再資源化製品として、指定再資源化事業者が自主回収を実施するパーソナルコンピュータ及び密閉形蓄電池

ウ 処理困難物

消火器、LPGボンベ（カセットボンベを除く。）、フロンガス充てん機器、農薬、薬品、発火性・引火性のある危険物、ピアノ、自動車用タイヤ及び廃F R P船

2 処理区域

高知市全域

3 計画期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 基本理念及び基本方針

基本理念	環境負荷の少ない循環型社会の構築
基本方針	ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）への働きかけ及び資源等の再生利用（リサイクル）を積極的に推進します。 ごみ処理過程での再資源化及び熱エネルギーの有効活用を推進します。 環境への負荷が少ない適正処理を推進します。

5 計画目標

排出抑制目標	1人1日当たりのごみ排出量（資源となる物を除く。）を、目標となる平成34年度において、平成23年度（基準年）時点の推計値928gから66g以上を削減、維持します。
リサイクル目標	リサイクル率を目標となる平成34年度までに、22%以上を目指します。

第2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

1 ごみ（別表1）

平成30年度処理計画量	120,200t
-------------	----------

2 し尿、浄化槽汚泥（別表2）

平成30年度処理計画量	一般し尿	浄化槽汚泥
106,400kl	21,000kl	85,400kl

第3 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

1 ごみ

家庭系ごみは、分別収集によりごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては、分別区分の遵守により一層の適正処理に努める。

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、ごみの減量・再資源化に努め、分別処理を徹底し、自ら処理できない場合には、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は廃掃法第7条第1項の規定により高知市が許可を付与した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）に収集・運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

(1) 市・市民・事業者の役割

市の役割	市民や事業者に対する普及啓発や情報提供 市民や事業者の自主的な取組の支援・促進 市民や事業者に対してごみの減量及び分別排出の徹底を指導 ごみの減量化及び再生利用のための分別収集の推進
------	--

	<p>リターナブル容器の利用促進 収集運搬、中間処理や最終処分の体制の整備・充実 環境に配慮した適正な処理の確保 リサイクル製品等のグリーン製品の積極的な購入 廃内ごみの減量化、リサイクル等の推進など</p>
市民の役割	<p>環境に配慮したライフスタイルづくり 必要なものを必要な量だけ購入 詰め替え商品や繰り返し使用できる商品の選択 再生品や再生利用可能な商品の積極的な購入 マイバッグの持参等による簡易包装への協力 修理、修繕による、製品の長期間の使用 リサイクルショップ、フリーマーケットなどの活用 ごみの排出ルールの厳守 ちゅう芥類の水切りの徹底 店頭回収（食品トレイ、ペットボトル等）への協力 地域における資源物回収への参加・協力など</p>
事業者の役割	<p>【生産者等として】 再生資源の素材及び材料の優先的な調達及び使用 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の製造及び販売 再生品であることの適切な表示及び情報提供 過剰包装の自粛と簡易包装の推進 リターナブル容器の利用及び回収の促進と、使い捨て容器の使用抑制 再生品、エコマーク商品等の販売促進 修理・修繕体制や自主回収システムの整備 ごみ処理及びリサイクル技術の開発 食品廃棄物の排出抑制に向け、仕入れの工夫や消費者の理解等の促進など 【排出者として】 排出事業者責任を果たす ごみ排出量を可能な限り減量 ごみの分別排出の徹底 排出したごみの適正な処理費用の負担 リサイクル製品等のグリーン製品の積極的な購入など</p>

(2) 排出抑制に関する施策

ごみ減量・リサイクルに関する啓発活動等の実施	<p>ア 環境標語の募集や優秀作品のパッcker車への掲示 イ 環境啓発ポスターの募集や優秀作品の地域の掲示板等への掲示 ウ 小・義務教育学校児童と保護者を始めとする市民を対象とした清掃施設の見学会等の啓発活動や、地域、学校等での出前講座を実施 エ 食品ロス削減に向けての啓発活動</p>
普及啓発冊子の充実及び各種メディアの活用	<p>ア 市民の実践行動に結びつくような分別チラシや家庭ごみ辞典、ごみ減量マニュアル等の普及啓発用冊子の充実 イ 市の広報やホームページを始め、テレビ、ラジオ等、さまざまな媒体を活用した情報発信</p>

総合的なごみ減量・リサイクル教育の推進	ア 小・義務教育学校児童用副読本の作成及び配布 イ ごみ減量啓発パネルの掲示 ウ 出前講座の開催
再生品等の利用促進	ア 市民や事業者等によるリユース・リサイクル活動の促進 イ グリーン購入について普及啓発
市民とのコミュニケーションの活性化	ア 廃棄物行政について、広報やホームページ等で積極的に情報発信 イ 廃棄物行政地区説明会（ごみ懇談会）を継続して開催
家庭での生ごみ減量の支援・促進	生ごみ処理容器の購入費の助成
市民等の自主的活動の促進	ア 市民や環境NPO等と連携した、環境にやさしい消費者（グリーンコンシューマー）の育成 イ 廃棄物減量等推進員との協力、連携のもとに、資源・不燃物登録団体制度による資源物回収の推進
事業者の自主的活動の促進	ア 小売店による簡易包装やマイバッグ運動等の取組を促進 イ 高知クリーン推進会の機密OA用紙等の共同回収等の活動を通じた事業系ごみの減量及びリサイクルの推進
量販店等による自主回収の促進	量販店等で行われている牛乳パック、食品トレイ等の店頭回収の促進
事業所への適正処理の啓発及び指導	ア 分別排出の徹底や家庭系ごみステーションへの排出防止等、適正処理の啓発及び指導 イ ごみ減量への取組や多量排出事業者に対してごみ減量リサイクル計画書の作成についての働きかけ
不法投棄対策の強化	ア 定期的なパトロール並びに啓発及び指導 イ 不法投棄が多発する場所での防止対策の強化
環境美化マナーの徹底	ア 環境美化重点地域内のポイ捨て禁止の啓発及び指導 イ イベント主催者に対するごみの発生抑制及び分別管理の働きかけ
不法焼却禁止の啓発及び指導	パトロール並びに啓発及び指導
小型焼却炉の規制	ア 小型焼却炉の届出制度の推進 イ 焼却炉での適正な焼却や維持管理基準に適合した焼却の方法を指導

2 し尿、浄化槽汚泥

各関係機関と連携を図りながら、適正な維持管理の徹底を図る。

第4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

1 ごみ

(1) 家庭系ごみ

ごみの分別及び減量の意識を高めるために、ポリ袋に入れる場合は、透明・半透明袋の使用を指導する。また、ステーションに、指定日の夜明けから午前8時までに排出するように指導する。

No	種類	収集する区分
1	可燃ごみ	週2回ステーション収集
2	可燃粗大ごみ	月1回ステーション収集
3	不燃ごみ	
4	家電品	

5	プラスチック製容器包装	週1回ステーション収集
6	ペットボトル	拠点収集
7	紙類（ダンボール）	月1回ステーション収集
8	紙類（新聞紙・チラシ）	
9	紙類（雑誌）	
10	紙類（飲料用紙パック）	
11	紙類（雑がみ）	
12	布類	
13	カン	
14	金属類	
15	びん（透明）	
16	びん（茶色）	
17	びん（その他の色）	
18	水銀含有廃棄物	
19	発火器具・ライター類	

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、自ら処理できない場合は、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか、又は許可業者若しくは再生輸送業者に収集を依頼する。

No	種類
1	可燃ごみ
2	再生利用されることが確実である魚さい、木くず等
3	食品循環資源
4	堆肥化されることが確実である汚泥等

ただし、廃掃法第11条第2項の規定に基づき、特に市長が処理の必要性を認めた産業廃棄物（ペットボトル）については、一般廃棄物とあわせて処理できるものとする。

2 し尿及び浄化槽汚泥

高知市全域	
し尿	戸別収集
浄化槽汚泥	戸別収集

第5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1 収集・運搬

(1) 家庭系ごみ

ア 可燃ごみ等

No	種類	収集・運搬主体
1	可燃ごみ	市（直営）
2	可燃粗大ごみ	
3	不燃ごみ	市（委託）
4	家電品	市（直営・委託）
5	プラスチック製容器包装	市（直営）
6	ペットボトル	市（委託）
7	資源物	

8	水銀含有廃棄物	
9	発火器具・ライター類	市(直営)

イ 多量ごみ

多量ごみについては、排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。

ウ 犬・ねこ等の死体

飼い主が行うものとする。ただし、申込みがあった場合は、市が行う。

(2) 事業系ごみ

収集・運搬主体(市全域)	
可燃ごみ	排出者及び許可業者
再生利用されることが確実である魚さい及び、木くず等	排出者及び再生輸送業者
食品循環資源	排出者及び再生輸送業者
堆肥化されることが確実である汚泥等	排出者、市が委託した者及び再生輸送業者

(3) 火災ごみ

排出者が自ら市の処理施設へ搬入するか、又は市の許可業者に委託する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、市が行う。この場合においては、市の指導に従いごみを排出するものとする。また、消防署等公的機関の発行する被災証明書等の提示があり、かつ、市の処理施設が定める搬入計画書の提出があつたときは、一般廃棄物処理手数料を免除する。

(4) 災害廃棄物

市が生活環境保全上等の理由により特に必要性を認めたものについては、基本的に市が処理主体となる。さらに、災害関係法令の適用や通知を踏まえ、市が処理主体となって処理する範囲と、事業者等の排出者責任となる範囲等を明確にした上で、統括的処理責任を果たすよう取り組む。

(5) 生活環境に著しく悪影響を及ぼすごみ

保健福祉部門等の要請を受けたものについては当該部門と協議し、必要なものについては市が行う。

(6) 美化ごみ

ア 散乱ごみ

当該地の所有者又は管理者が行うものとする。

イ 町内清掃ごみ等

排出者等と協議の上、必要なものについては、市が行う。

(7) し尿及び浄化槽汚泥

	鏡地区、土佐山地区及び春野地区を除く地域	鏡地区	土佐山地区	春野地区
し尿	公益財団法人高知市環境事業公社			
浄化槽汚泥	許可業者		許可業者	

2 処理主体及び処理方法

(1) 家庭系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市(直営)	焼却・資源化	市(委託)	資源化(セメント原料)
可燃粗大ごみ				

発火器具・ライター類				
家電品	市(直営・委託)			
不燃ごみ	市(委託)	選別	市(直営)	埋立て
プラスチック製容器包装	市(施設の運転 管理は委託)	資源化		
ペットボトル				
資源物	市(委託)	選別・破碎	市(委託)	水銀処理
水銀含有廃棄物				
犬・ねこ等の死体	市(直営・委託)	焼却		

(2) 事業系ごみ

	市全域			
	中間処理		最終処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	市(直営)	焼却・資源化	市(委託)	資源化(セメント原料)
再生利用されること が確実である魚さい	公益財団法人高知 県魚さい加工公社			
食品循環資源及び再 生利用されることが 確実である木くず等	処分業者及び再生 活用業者	資源化		
堆肥化されることが 確実である汚泥等	処分業者	資源化		

(3) し尿及び浄化槽汚泥

	市全域			
	終末処理		汚泥処理	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿及び浄化槽汚泥	市(施設の運転 管理は委託)	低希釈二段活性 汚泥法処理方式 +高度処理	市(委託)	資源化(堆肥化)
			市(直営)	焼却処理

3 市が収集しないごみ

(1) 家電リサイクル法対象機器

小売店又は家電リサイクル推進事業協力店等に引取りを依頼するか、又は排出者が自ら再商品化料金を支払い、指定引取場所へ持ち込む。

(2) パーソナルコンピュータ等

指定再資源化事業者に引取りを依頼する。

(3) 処理困難物

販売店等に引取りを依頼する。

4 多量ごみ等の自己搬入に関する取扱い

市の処理施設へごみを持ち込もうとする者は、事前に当該処理施設の管理者と協議するものとする。

市全域	
搬入先	高知市清掃工場、高知市菖蒲谷プラスチック減容工場、高知市再生資源処理センター又は高知市三里最終処分場

第6 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

既存施設を活用し、予算の範囲内で必要な維持管理を行っていく。

1 収集車両基地

高知市クリーンセンター

所 在 地 高知市長浜宮田2000番地10

敷地面積 8,541m²

収容可能台数 72台

2 中間処理施設

(1) 高知市清掃工場

所 在 地 高知市長浜6459番地

敷地面積 112,451m²

炉 型 式 全連続燃焼方式（ストーカ焼却炉）

処理能力 ごみ焼却炉 200 t / 24h 3基

破碎機 40 t / 5 h 1基

(2) 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場

所 在 地 高知市仁井田3636番地

敷地面積 9,098m²

処理能力 圧縮梱包設備（プラスチック製容器包装） 12.5 t / 5 h 2系列

粉碎設備 （ペットボトル） 0.5 t / 5 h 2系列

圧縮梱包設備（ペットボトル） 2.0 t / 5 h 1系列

3 再資源化施設

高知市再生資源処理センター

所 在 地 高知市大津乙1886番地1

敷地面積 6,378m²

主な設備 自動計量30 t はかり 1基

押蓋式スクラッププレス機 2基

（主押能力 150 t 及び200 t）

4 最終処分施設

(1) 高知市三里最終処分場

所 在 地 高知市池2571番地

埋立地面積 63,300m²

全体容量 698,000m³

残余容量 127,445m³ (H30年2月末)

埋立方式 セル方式

(2) 高知市春野一般廃棄物最終処分場

所 在 地 高知市春野町秋山2863番地

埋立地面積 5,700m²

全体容量 34,000m³ 最終覆土完了

5 し尿処理施設

高知市東部環境センター

所 在 地 高知市介良丙1200番地

敷地面積 43,000m²

処理方式 低希积二段活性汚泥法処理方式+高度処理

処理能力 390k1/日 (195k1/日 2系列)

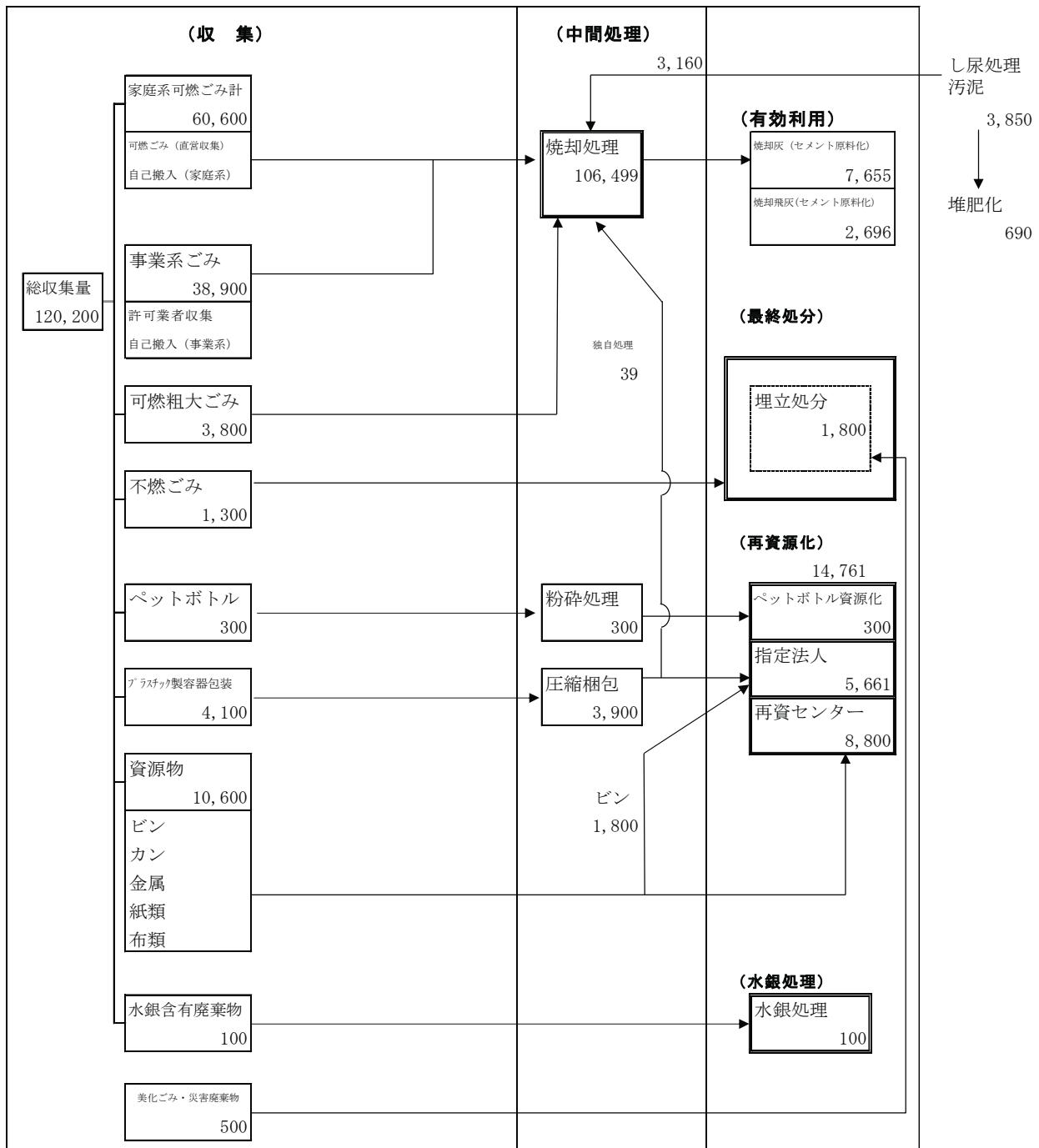
第7 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- 1 一般廃棄物のうち、次の廃棄物において再生利用されることが確実であると判断した場合は、再生輸送業者及び再生活用業者の指定を行い、再生利用の促進を図る。
家庭系ごみ：木くず、がれき類、食品循環資源及び刈草
- 2 し尿の適正処理を推進するため、次の施策を行う。

安定的なし尿処理の実施	公益財団法人高知市環境事業公社に協力し、経営の健全・安定化を図る。
し尿処理施設の適切な運用	設備の更新等により施設の長期使用を図り、処理汚泥の堆肥化及び処理水の有効利用を行う。
合併処理浄化槽の普及促進	下水道事業計画区域外等や下水道事業計画区域のうち、当分の間、下水道整備の見込まれない地区での合併処理浄化槽設置について補助を行う。

別表1 ごみ処理実施計画量 (単位: t)

計画処理人口 331,716 人



別表2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画量 (単位: kL)

計画処理人口 331,716 人



2 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

〔 平成6年1月1日
条例第1号 〕

改正 平成7年10月1日 条例第45号
平成8年4月1日 条例第21号
平成9年4月1日 条例第11号
平成10年4月1日 条例第22号
平成11年4月1日 条例第12号
平成12年4月1日 条例第2号
平成12年12月26日 条例第64号

平成13年4月1日 条例第12号
平成16年4月1日 条例第11号
平成17年4月1日 条例第83号
平成18年10月1日 条例第56号
平成19年10月1日 条例第45号
平成24年4月1日 条例第45号
平成25年1月1日 条例第28号
平成26年1月1日 条例第1号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第28号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、分別及び再生利用の促進等による減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、環境美化の促進並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用 活用しなければ不要となる物若しくは廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- (2) 多量排出事業者 事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する土地又は建物の占有者若しくは占有者がいる場合はその管理者をいう。
- (3) 適正処理困難物 法第6条の3第1項の規定により、一般廃棄物のうちその適正な処理が困難であると環境大臣が指定したものをいう。
- (4) 施行令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて一般廃棄物の減量推進及び適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理並びに再生品の使用等による再生利用に関し、事業者及び市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する技術の開発、情報の収集及び調査研究に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物を分別し、資源の回収等を行う市民の自主的な活動を支援するものとする。
- 5 市は、廃棄物を排出する事業所相互間の再生利用の活動に関し、情報提供等の支援を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物の減量及び適正な処理等のため、次に掲げる事項について、その推進に努めなければならない。
 - (1) 長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保を図ること。
 - (2) 製品の包装、容器等の適正化を図り、再び使用することが可能な包装、容器等の普及や、使用後の回収策を講ずること。
 - (3) 再生品の使用に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、その適正な処理が困難となることのないようにすること。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正処理等のため、次に掲げる事項について、その促進に努めるものとする。

(1) 廃棄物を分別して排出し、資源の回収等を行う団体及び事業者の活動に参加、協力すること。

(2) 商品の内容、包装及び容器等について、再生品その他廃棄物の減量に配慮した製品の使用等により廃棄物の再生利用を図ること。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。）は、当該土地又は建物及びそれに面する歩道などの清掃を行いその清潔の保持に努めるとともに、境界に屏、その他の囲いを設ける等みだりに廃棄物を捨てられないよう当該土地又は建物の適正な管理に努めなければならない。

2 遺棄された犬、ねこ等の死体を発見した者は、速やかに市長に届け出なければならない。

3 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚し、又はこれらの場所においてみだりに紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶等（飲料を収納し、又は収納していた缶その他の容器をいう。以下同じ。）その他の廃棄物を捨ててはならない。

4 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

5 第3項に規定する公共の場所で物品を販売し、又はビラ、チラシその他物品を配布した者は、当該行為に伴いその付近に散乱した物品等を速やかに収集し、それらの場所を清掃するよう努めなければならない。

(空き缶等回収容器の設置及び管理)

第6条の2 缶その他の容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業を行う者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に空き缶等を回収するための回収容器（以下「回収容器」という。）を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

2 市長は、自動販売業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(環境美化重点地域)

第6条の3 市長は、特に環境美化の促進及び美観の保護を図る必要があると認められる地域を環境美化重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定し、又は指定した重点地域を変更し、若しくは廃止するときは、規則で定めるところによりその3か月前までに告示しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）を毎年度当初告示するものとする。

(一般廃棄物の排出方法)

第7条の2 市民は、市が収集する一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、指定の収集日時に所定のごみ集積所に排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

第7条の3 市及び市から一般廃棄物の収集又は運搬（以下「収集運搬」という。）の委託を受けた者以外の者は、ごみ集積所に置かれた廃棄物のうち、再生利用の対象として規則で定めるもの（以下「資源ごみ」という。）については、これを収集運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第7条の4 市長は、前条の規定に違反して、資源ごみの収集運搬をしようとする者又は収集運搬をした者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第7条の5 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告に従わない者に対し、資源ごみの収集運搬をしてはならないこと及びこれらの行為を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(市長の指示)

第8条 市長は、多量排出事業者で規則で定めるものに対し、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の作成を指示することができる。

2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者で別表1に定めるものに対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法その他必要な事項を指示することができる。

(適正処理困難物の処理等)

第9条 市長は、法第6条の3第2項の規定に基づき、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その適正処理について必要な協力を求めるものとする。

(占有者の義務)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法によりなるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画に従い、適正に処理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長に届け出る等により、その指示に従わなければならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 爆発性のある物
- (3) 著しく悪臭を発する物
- (4) 特別管理一般廃棄物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの
(一般廃棄物処理手数料)

第11条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表2に定めるとおりとする。

(市が処分する産業廃棄物の種類及び処分手数料)

第12条 市が処分する産業廃棄物は、別表3に規定するもので、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲の量のもののうち、市長が認めるものとし、その処分手数料は、同表に定めるとおりとする。

(手数料の減免等)

第13条 市長は、天災その他特別の理由があると認めたときは、第11条の手数料を減免することができる。

2 前2条及び前項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業等の許可等)

第14条 凈化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可是、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第7条の規定による一般廃棄物処理業及び浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条 削除

(審議会)

第16条 一般廃棄物の減量推進及び適正な処理等の円滑な事業運営を図るため、高知市廃棄物処理運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第17条 市長は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する市民のうちから、廃棄物減量等推進員(以下「推進員」という。)を置くことができる。

- 2 推進員は、地域において、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動を推進するものとする。
(許可の取消し等)

第18条 この条例又はこの条例に基づく規則で定めた許可に関する事項並びに許可条件に違反した場合には、市長はその許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(技術管理者の資格)

第19条 法第21条第3項に規定する条例で定める市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第20条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
(罰則)

第21条 第7条の5の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

第23条 重点地域内において、第6条第3項の規定に違反してたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす又は空き缶等を捨てた者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の相当規定によってなされたものとみなす。
(春野町の編入に伴う経過措置)
- 3 春野町の編入(以下「編入」という。)の日から平成25年3月31日までの間、旧春野町の区域において市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に係る手数料(次項の手数料を除く。)の徴収については、この条例の規定にかかわらず、春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年春野町条例第14号。以下「春野町条例」という。)の例による。
- 4 前項に規定する期間、旧春野町の区域において市が行う犬、ねこ等の死体の収集及び運搬に係る手数料は、1体につき1,000円とする。
- 5 前2項の手数料の減免については、第13条第1項の規定を準用する。
- 6 編入の日前に春野町条例の規定に基づきされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきされたものとみなす。
- 7 編入の際現に春野町条例第25条の規定により許可を受け旧春野町の区域内において一般廃棄物処理業及び処分業を行っている者は、平成20年3月31日までの間、引き続き当該区域内において当該許可に係る一般廃棄物処理業及び処分業を行うことができる。

附 則(平成7年10月1日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表2の(1)イの項及び(2)の改正規定並びに別表3の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表2の(1)(イの項を除く。)の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表2の(1)イの項及び(2)並びに別表3の規定は、平成8年4月1日以後の処理又は処分に係る手数料から適用し、同日前の処理又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年4月1日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例の一部改正)
- 2 高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(昭和49年条例第63号)の一部を次のように改正する。
第47条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則(平成9年4月1日条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(廃棄物処理手数料等の経過措置)
- 3 第21条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定については、施行日以後に処理又は処分されたものに係る手数料から適用し、施行日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年4月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月1日条例第12号)

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前において第6条の規定による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第15条の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第64号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成13年5月1日以後に処分されたものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年1月1日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、平成16年7月1日以後に処理又は処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年4月1日条例第83号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月1日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月1日条例第45号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日条例第45号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年1月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年1月1日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(廃棄物処理手数料等の経過措置)

4 第40条の規定による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2及び別表3の規定は、平成26年4月1日以後に処理又は処分するものに係る手数料から適用し、同日前に処理又は処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

別表1

市長が指示することができる多量の一般廃棄物

区分	排出量	
(1) ごみ	常時多量排出量	1日平均10キログラム以上
	一時多量排出量	30キログラム以上
(2) その他一般廃棄物	市長が必要と認める量以上	

別表2

一般廃棄物処理手数料

(1) 市が収集、運搬及び処分する場合

種別	取扱区分			単位	処理手数料
アシ尿	定額制	回数割	普通便槽	1世帯当たり収集1回につき	410円
			改良便槽		820円
	従量制	人頭割		世帯人員1人につき1箇月	410円
		回数割		収集1回につき	410円
イ 犬、ねこ等の死体	従量割	従量	割	18リットルにつき	240円
				1体につき	1,030円

備考

- 1 定額制は、規則で定める一般世帯で、規則で定める定期収集（以下「定期収集」という。）のうち月1回の収集を行うものに適用し、世帯人員には同居者を含む。
- 2 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上水を使用するものをいう。
- 3 し尿処理手数料は、回数割の額に人頭割又は従量割の額を加算した額とする。
- 4 人頭割の基礎となる世帯人員には、1歳未満の乳児は含まない。
- 5 従量制は、定額制を適用しないすべての場合を対象とする。
- 6 定額制の規定にかかわらず、規則で定める場合については、従量制を適用する。
- 7 し尿に係る収集は、定期収集を原則とし、定期収集以外の収集については、収集1回につき、特別収集手数料620円を加算する。
- 8 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定による水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域におけるし尿に係る収集は、規則で定めるところにより、収集1回につき、特別収集手数料310円を加算する。ただし、前項の特別収集手数料が加算される場合は、これを加算しない。

(2) 市が処分のみをする場合

種 別	単 位	処分手数料
ア 多量の一般廃棄物（し尿を除く。）	10キログラムまでごとに	120円
イ プラスチック製容器包装・ペットボトル	10キログラムまでごとに	290円
ウ 水銀含有廃棄物	5キログラムまでごとに	710円
エ 犬、ねこ等の死体	1体につき	410円

備考

一般家庭の廃棄物で、アの項にあっては30キログラム未満、イの項にあっては10キログラム未満 ウの項にあっては5キログラム未満のものについては、それぞれの項の規定にかかわらず、処分手数料を徴収しない。

別表3

産業廃棄物処分手数料

種別	単位	処分手数料
ペットボトル	10キログラムまでごとに	290円

3 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

〔 平成6年1月1日 〕
規則第1号

改正 平成7年10月1日 規則第73号
平成8年4月1日 規則第23号
平成10年4月1日 規則第75号
平成12年4月1日 規則第16号
平成12年4月1日 規則第52号
平成13年6月1日 規則第59号

平成13年7月1日 規則第68号
平成14年4月1日 規則第48号
平成18年10月1日 規則第111号
平成20年1月1日 規則第43号
平成24年4月1日 規則第50号
平成28年4月1日 規則第89号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

（環境美化重点地域の告示）

第1条の2 条例第6条の3第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定日、変更日又は廃止日
- (2) 指定、変更又は廃止に係る区域
(多量排出事業者)
- (再生利用の対象として規則で定めるもの)

第1条の3 条例第7条の3に規定する再生利用の対象として規則で定めるものは、紙類、布類、瓶類、缶・金属類及び家電品（家庭生活の用に供する電気機械器具であつて特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器に該当しないものをいう。以下同じ。）とする。
(指導及び勧告)

第1条の4 条例第7条の4規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は勧告書（第1号様式）により行うものとする。

（措置命令）

第1条の5 条例第7条の5の規定による措置命令は、命令書（第1号様式の2）により行うものとする。
(多量排出事業者)

第2条 条例第8条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) その他市長が必要と認める者
(一般世帯)

第3条 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める一般世帯とは、次に掲げるものを除く一般家庭とする。

- (1) 共同便所を使用する世帯。ただし、市長が認定するものを除く。
- (2) 便槽が小さく1月に1回を超えて収集する必要のある世帯
- (3) 構造不良便槽で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯
- (4) 自家営業世帯及びこれに類する世帯並びに集会等で世帯の人数に比して常に多くの排出量がある世帯
- (5) 便槽で洗浄水を使用するため多くの排出量がある世帯
(定期収集)

第3条の2 条例別表2の(1)備考1に規定する規則で定める定期収集とは、週、月その他あらかじめ設定

した一定の期間でもって定期的に収集することをいう。

(手数料の特例)

第4条 条例別表2の(1)備考6に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 新たにし尿の処理を開始し、又は廃止したとき。
- (2) 広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり、便槽が満水し、市長が当該地区を指定したとき。
- 2 前項第2号に規定する浸水があると認められるときは、収集しようとする者は、当該設備の占有者と協議して、浸水の事実を確認のうえ計量しなければならない。
- 3 第1項第2号の場合における手数料のうち、360リットル以内の手数料並びに条例別表2の(1)備考7及び8に規定する特別収集手数料は、条例第13条の規定により免除する。
(特別収集手数料の加算)

第4条の2 条例別表2の(1)備考8に規定する特別収集手数料の加算については、水洗便所に改造しなければならない期間の満了する日の属する月の翌月以後の収集から行うものとする。

(手数料の徴収方法)

第5条 条例別表2の(1)の手数料のうち、し尿に係るもののみの徴収については、別に定める。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に係る条例別表2の(2)及び別表3に定める手数料については、各月ごとに、前月に処理したものについて徴収する。
- 3 前項に規定する手数料の徴収は、納入通知書によることとし、その納期限は各月の末日とする。
- 4 第1項及び第2項に規定する手数料以外の手数料については、その都度徴収する。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りでない。

(手数料の減免手続)

第6条 条例第13条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、市長に減免申請書(第1号様式の3)を提出しなければならない。ただし、次に定める者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている者
- (2) 第4条第3項の適用を受けようとする者
- (3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

(一般廃棄物処理業等の許可等の申請)

第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条又は浄化槽法第35条の規定による許可若しくは許可の更新(以下「許可等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業 許可・許可更新 申請書(第2号様式)
- (2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業 許可・許可更新 申請書(第3号様式)
(許可等)

第8条 市長は、許可等の決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付する。

- (1) 一般廃棄物処理業 一般廃棄物処理業許可証(第4号様式)
- (2) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証(第5号様式)
- 2 市長は、許可等に当たっては、許可条件を付するものとする。
- 3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、前条の申請書に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめその事由を付して市長に協議し、承認を受けなければならない。
- 4 許可業者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。
(許可条件の変更)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前条第2項の許可条件を変更することができる。この場合、事前に書面をもって許可業者に通知する。

(営業の休止及び廃止)

第10条 許可業者は、その営業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(組合等の届出)

第11条 許可業者が組合等を設立したときは、その規約等及び構成員名簿を添えて市長に届け出なければならぬ。

2 前項の届出事項に変更を生じたとき又は解散したときは、速やかに届け出なければならない。

(施設、器材の検査)

第12条 許可業者は、積換場、処理場、車庫、車両、器材等（以下「施設等」という。）について2年ごとに市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査に合格したものについて、検査証（第6号様式）を交付する。

3 前項の検査証は、適当な箇所に表示しなければならない。ただし、車両については、検査証を備え付けるとともに許可車である旨の表示をしなければならない。

(従業員証)

第13条 許可業者は、従業員が業務に従事するときは、従業員証（第7号様式）を携帯させなければならぬ。

(検査証の再交付)

第14条 許可業者は、第12条第2項の検査証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその事由を記載し、市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の返納)

第15条 許可業者は、許可等の期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、許可証をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。

2 許可業者は、許可を取り消されたとき又は第12条第1項の検査の期間が満了したとき若しくは検査が不合格となった施設等があるときは、既に交付を受けた検査証の全部若しくは一部をその日から7日以内に市長に返納しなければならない。

3 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、分割し、又は解散したときは、それぞれ本人、相続人、合併後存続する法人、分割により許可に係る営業を承継する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び検査証を返納しなければならない。

(審議会の委員)

第16条 高知市廃棄物処理運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公益を代表する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 廃棄物再生事業者を代表する者
- (5) 許可業者を代表する者
- (6) 知識、経験を有する者

(審議会の職務)

第17条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量及び再生利用等の推進に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が委嘱されたときにおける当該職を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長)

第19条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(審議会)

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の幹事等)

第21条 審議会に幹事及び書記を置く。

- 2 幹事及び書記は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、審議会において意見を述べることができる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。

(委任)

第23条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

- 3 春野町の編入の日前に春野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成13年春野町規則第3号）の規定に基づきされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則（平成7年10月1日規則第73号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料について適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成8年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第75号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成12年4月1日規則第16号）抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 9 第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正前の規則の規定による様式は、

第29条、第36条、第43条、第44条、第48条及び第50条の規定による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成12年4月1日規則第52号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月1日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日規則第68号）抄

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月1日規則第48号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に交付された浄化槽清掃業許可証の様式については、この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5号様式にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定による様式は、新規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成18年10月1日規則第111号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の規定は、この規則施行の日以後に処分されるものに係る手数料から適用し、同日前に処分されたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第50号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

〔 平成16年2月1日
規則第10号 〕

改正 平成20年1月1日 規則第42号
平成24年9月1日 規則第83号

平成26年3月15日 規則第17号

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成10年規則第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請）

第2条 法第8条第2項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第1号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の設置等の許可）

第3条 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設（設置・変更）許可証（第2号様式）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請）

第4条 省令第4条の4第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第3号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査等）

第5条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により使用前の検査をし、法第8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請）

第6条 省令第5条の3第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第4号様式）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出）

第7条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第5号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第8条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場埋立処分終了届出書（第6号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第9条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第7号様式）によるものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認）

第10条 市長は、法第9条第5項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準命令」という。）第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（第8号様式）により行うものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第12条 第10条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第11項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第13条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第9号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第10号様式)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第15条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第16条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(第11号様式)によるものとする。

(合併又は分割の認可)

第17条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(相続の届出)

第18条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第12号様式)によるものとする。

(再生利用業の指定申請等)

第19条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第13号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第20条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第14号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定の期限等)

第21条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第22条 市長は、指定をし、又は第20条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(第15号様式)以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出)

第23条 再生利用指定業者は、第19条の規定による申請の内容(事業の範囲を除く。)に変更が生じたときは、速やかに再生利用業変更届出書(第16号様式)により市長に届け出なければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第24条 再生利用指定業者は、その廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用業廃止届出書(第17号様式)により市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第25条 第5条、第10条及び第15条の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

	第8条の2第5項	第15条の2第5項
第5条	第9条第2項	第15条の2の6第2項
	第8条第2項	第15条第2項
第10条	第9条第5項	第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法 第9条第5項
	第1条第3項	第2条第3項
第15条	第9条の5第1項	第15条の4において読み替えて準用する 法第9条の5第1項

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第26条 法第19条の11第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳（第18号様式）によるものとする。

2 法第19条の11第3項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書（第19号様式）により行うものとする。

(許可証等の書換えによる交付等)

第27条 一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証、指定証、産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第7号及び様式第7号の2）、産業廃棄物処分業許可証（省令様式第9号及び様式第9号の2）、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（省令様式第13号及び様式第13号の2）、特別管理産業廃棄物処分業許可証（省令様式第15号及び様式第15号の2）又は産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証（省令様式第20号）（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による届出（事業の全部の廃止に係るものを除く。）をしたとき。
- (2) 法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により氏名又は住所（法人にあっては、その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更に係る届出をしたとき。
- (3) 第23条の規定による届出をしたとき。
- (4) 第24条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による返納を受けたときは、当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付するものとする。

(許可証等の返納)

第28条 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出をしたとき。
- (2) 法第9条の2第1項又は法第15条の3の規定による許可の取消しがあったとき。
- (3) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可が効力を失ったとき。
- (4) 法第14条の2第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項又は法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。
- (5) 法第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しがあったとき。
- (6) 第21条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。

2 許可証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を受け、かつ、第3条の規定による一般廃棄物処理施設の設置（変更）許可証の交付を受け、

又は省令第10条の2，第10条の6，第10条の14，第10条の18若しくは第12条の5の規定による許可証の交付を受けたとき。

(2) 第20条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第29条 法第15条の2の5の規定により産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行おうとする者は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（第20号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書（第21号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

3 第1項の届出事項に変更等があったときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（第22号様式）により市長に届け出なければならない。

(身分証明書の有効期間)

第30条 法第19条第3項の規定による証明書の有効期間は、交付の日から起算して2年とする。

(提出書類等の部数)

第31条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2通とする。

(その他)

第32条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりなされた申請、指定その他の手続は、この規則の相当する規定によってなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日前に高知市再生利用個別指定業者に関する要綱を廃止する要綱（平成16年2月1日制定）による廃止前の高知市再生利用個別指定業者に関する要綱の規定によりなされた申請、届出その他の手續は、同日以後においては、この規則の相当規定により行ったものとみなす。

(春野町の編入に伴う経過措置)

4 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に効力を有する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和54年高知県規則第53号）の規定に基づきされた処分、手續その他の行為のうち、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、別に定めのあるものを除き、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

5 編入の際現に春野町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱（平成13年5月1日春野町制定。

以下「春野町要綱」という。）の規定に基づき一般廃棄物再生利用業の指定を受けている者は、当該指定の期間は、旧春野町の区域に限り、市長の指定を受けたものとみなす。

6 前項に定めるもののほか、編入の日前に春野町要綱の規定に基づきされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定に基づきされたものとみなす。

附 則（平成20年1月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月1日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月15日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

5 高知市ふれあい収集事業実施要綱

〔平成30年7月17日〕
告示第167号

改正 平成30年12月1日 告示第221号

(趣旨)

第1条 この要綱は、単身世帯等の高齢者及び障害者が安心して暮らすことができる環境を整備するため、高知市ふれあい収集事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理実施計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画で、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第7条の規定により高知市（以下「市」という。）が毎年度告示を行っているものをいう。
- (2) 家庭系ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物であって、一般廃棄物処理実施計画に基づき家庭から排出されるものをいう。
- (3) ごみ集積所 家庭系ごみを一時的に集積し、収集を行う場所であって、ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱（平成28年告示第193号）第3条第1項の規定による届出をして設置されたものをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

(対象世帯)

第4条 事業の対象となる世帯（以下「対象世帯」という。）は、別表に掲げる地区に居住する次の各号のいずれかに該当する者のみの世帯で、家庭系ごみを自らごみ集積所へ排出することが困難なものその他市長が必要と認める世帯とする。

- (1) 70歳以上の高齢者で、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けているもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、対象世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の対象としない。

- (1) 親族、近隣の住民等の協力により家庭系ごみを排出することができる場合
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設等に入所し、又は病院、診療所等に入院している場合

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象世帯を戸別に訪問し、家庭系ごみ（可燃ごみ及びプラスチック製容器包装に限る。以下同じ。）を収集すること。
- (2) 前号の訪問の際に、当該対象世帯に声掛けをし、安否の確認をすること。

(収集日)

第6条 家庭系ごみの収集日は、対象世帯が居住する地区の可燃ごみの収集日のうち、木曜日又は金曜日とする。

(収集場所)

第7条 家庭系ごみの収集場所は、対象世帯の居宅の玄関前とする。ただし、収集に支障がある場合は、対象世帯と協議の上、収集場所を決定するものとする。

(利用の申請)

第8条 対象世帯は、事業を利用しようとするときは、高知市ふれあい収集事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、当該申請をした対象世帯と面談を行い、第5条第2号に規定する事業内容の利用の有無を確認した上で、次条第1項に規定する高知市ふれあい収集事業対象世帯認定審査委員会（同項を除き、以下「委員会」という。）の審査を経て、速やかに事業の利用の可否を決定し、高知市ふれあい収集事業利用可否決定通知書（様式第2号）により当該対象世帯に通知するものとする。

(高知市ふれあい収集事業対象世帯認定審査委員会)

第10条 第8条の申請に係る審査を適正に行うため、環境部環境業務課（以下「環境業務課」という。）内に高知市ふれあい収集事業対象世帯認定審査委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、環境業務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、環境業務課の職員のうちから、委員長が指名する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(排出方法)

第11条 第9条の規定により事業の利用の決定を受けた対象世帯（以下「利用世帯」という。）は、家庭系ごみを一般廃棄物処理実施計画に定めるところにより分別し、おおむね45リットル以内の透明又は半透明のポリ袋に入れた上で、散乱等を防止するため蓋付きの容器に入れ排出しなければならない。

(安否確認等)

第12条 市は、収集日に利用世帯の家庭系ごみの排出がなく、かつ、声掛けに対し応答がない場合は、申請書に記載された緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、必要に応じて関係機関に情報の提供を行うものとする。

(変更届)

第13条 利用世帯は、第8条の申請の内容に変更が生じたときは、高知市ふれあい収集事業変更届出書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(利用の休止及び再開)

第14条 利用世帯は、入院、旅行その他の理由で事業の利用を休止しようとするとき、又は休止していた事業の利用を再開しようとするときは、あらかじめ環境業務課に連絡しなければならない。

(収集の中止)

第15条 市長は、利用世帯が次の各号のいずれかに該当したときは、必要に応じて利用世帯の調査をし、事業の中止を決定するものとする。

- (1) 事業の利用中止の申出があつたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 連絡がないまま、長期不在の状況であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業を行うことが著しく困難な事情があると認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定による中止を決定したときは、高知市ふれあい収集事業中止決定通知書（様式第4号）により利用世帯に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業に従事する職員は、高知市個人情報保護条例（平成18年条例第37号）の規定に基づき、事業の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって個人情報を取り扱うものとする。

- 2 市長は、事業の実施に当たって、個人情報の保護を図るため、職員研修を実施する等適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

別表

旭地区 長浜地区 御畠瀬地区 浦戸地区 鏡地区

6 高知市一般廃棄物処理指導要綱

〔平成17年4月1日
告示 第98号〕

(目的)

第1条 この要綱は、一般廃棄物処理に係る事業者及び一般廃棄物処理業者並びに他市町村（以下「事業者等」という。）の責任を明確にするとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）に定めるものほか、一般廃棄物の適正な処理のために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 事業者 事業活動に伴い一般廃棄物を排出する事業者で、高知市の一般廃棄物処理業者に当該一般廃棄物の処理（再生することを含み、積卸しを伴わない運搬を除く。以下同じ。）を委託する者をいう。
- (3) 一般廃棄物処理業者 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けようとする者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による指定を受けようとする者並びにこれらの規定により既に指定を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。
- (4) 他市町村 その区域内における一般廃棄物を処理するに当たって、高知市の処理業者に当該一般廃棄物の処理を委託する高知市以外の市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、法の規定を遵守し、一般廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

- 2 事業者等は、一般廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。
- 3 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講すべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(市域外一般廃棄物処理（受託）の協議)

第4条 高知市域外で排出された一般廃棄物（以下「市域外一般廃棄物」という。）は、高知市域内においてこれを処理することはできない。ただし、事業者等が市域外一般廃棄物処理（受託）協議（通知）書（第1号様式。以下「協議書」という。）を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する場合において、事業者等が他市町村のときは、協議書を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定に基づく通知に代えるものとする。
- 3 第1項ただし書に規定する市長の承認期間は、1年を限度とする。

(市域外一般廃棄物に係る通知及び勧告)

第5条 市長は、前条第1項ただし書の規定による協議があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を市域外一般廃棄物処理（受託）協議通知書（第2号様式）により、当該事業者等に通知するものとする。

- 2 市長は、この要綱の目的を達成する上で支障があると認められる場合には、前条第1項ただし書の規定による協議に係る事業者等に対し、市域外一般廃棄物処理（受託）変更・廃止勧告書（第3号様式）により、市域外一般廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更又は市域外一般廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うことができる。
- 3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、その結果を市域外一般廃棄物処理改善報告書（第4号様式）により、市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認めるときは、第4条第1項ただし書の

規定に基づく協議に係る計画（以下「協議に係る計画」という。）の廃止の勧告を行うものとする。

5 市長は、第2項又は前項の規定により市域外一般廃棄物の搬入の禁止の勧告又は協議に係る計画の廃止の勧告を行った場合は、協議書を事業者等に返却するものとする。

（市域外一般廃棄物処理（受託）協議内容の変更）

第6条 事業者等は、第4条第1項ただし書による協議内容に変更があったときは、新たに協議書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、変更前の協議書は廃止することとする。

（他市町村との連携）

第7条 市長は、市域外一般廃棄物の高知市域内での適正な処理を推進するため、他市町村と密接な連携を図るものとする。

（一般廃棄物の処理に関する試験についての申請）

第8条 一般廃棄物を排出する者から一般廃棄物を受け取り当該一般廃棄物の処理に関する試験（以下「試験」という。）を行おうとする者は、事前に試験に係る計画を一般廃棄物の処理に関する試験承認申請書（第5号様式）により市長に提出し、その承認を得るものとする。

（試験に係る承認等）

第9条 市長は、前条の承認申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、その結果を試験を行おうとする者に通知するものとする。

2 市長は、試験が生活環境の保全上支障を生じさせる内容のものである場合は、当該試験に係る計画を中止させなければならない。

3 市長は、この要綱の目的を達成する上で必要があると認められる場合は、試験実施施設その他関連施設に立入検査をすることができる。

（試験における禁止事項）

第10条 処理業者は、試験に際し、処理料金を受領してはならない。

2 試験に使用する一般廃棄物は、試験を実施する上で必要最小限の量としなければならない。

（国等に関する特例）

第11条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が試験を行う場合は、この要綱の規定にかかるわらず、事前に市長と協議しなければならない。

（指導に従わない者に対する措置）

第12条 市長は、この要綱に基づく勧告及び指示に従わない事業者等については、必要に応じてその内容を公表するものとする。

（書類の提出）

第13条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ3部とする。

（その他）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

7 高知市産業廃棄物処理指導要綱

〔 平成10年4月1日
告示第67号 〕

改正 平成11年3月1日 告示第28号
平成16年7月1日 告示第135号
平成17年1月1日 告示第11号

平成20年1月1日 告示第18号
平成28年3月15日 告示第42号
平成29年4月1日 告示第43号

(目的)

第1条 この要綱は、事業者及び産業廃棄物処理業者（以下「事業者等」という。）が産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行う場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに産業経済活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項及び第5項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者及びこれらの規定による既に許可を受けている者（以下「処理業者」という。）をいう。
- (4) 産業廃棄物の処理 産業廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分をいう。
- (5) 中間処理 産業廃棄物を減量化、安定化又は無害化させるために、産業廃棄物を焼却、破碎又は中和させるなどの処理をいう。
- (6) 中間処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第1号から第13号の2までに掲げる施設
 - イ 処理業者が業の用に供するために設置する政令第7条第1号から第13号の2までに定める規模に満たない施設その他破碎、圧縮、選別等の施設
- (7) 最終処分場 政令第7条第14号に掲げる施設をいう。
- (8) 事前協議書 第7条第1項に規定する協議書をいう。
- (9) 関係市町村 第6条第1項各号に規定する区域を管轄する市町村をいう。

(事業者等の責務)

第3条 事業者等は、産業廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民の生命及び財産に被害を与えないようにしなければならない。

2 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場の設置等に関する事前協議書の策定に当たっては、事前に関係市町村及び地域住民への説明を行うとともに、他法令等の規制がある場合はその解除等の手続をとらなければならない。

3 事業者等は、産業廃棄物の処理を行う場合は、マニフェストシステムによる適正な処理を図らなければならぬ。

4 高知市が実施する公共事業にあっては、仕様書にマニフェストシステムによる産業廃棄物の処理を明記しなければならない。

(高知県及び関係市町村との連携)

第4条 高知市は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、高知県及び関係市町村と密接な連携を図るものとする。

(立地基準)

第5条 事業者等は、次の各号に掲げる地域又は地区には、原則として最終処分場を設置してはならない。

- (1) 自然公園特別地域（高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第13条第1項の規定による自然公園特別地域をいう。）

- (2) 自然環境保全地域（高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）第18条第1項の規定による自然環境保全地域をいう。）
- (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定による地すべり防止区域をいう。）
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域をいう。）
- (5) 保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定による保安林をいう。）
- (6) 水道の取水地点から上流1,000メートル以内の区域
- (7) 鏡川清流保全条例（平成元年条例第37号）第8条第1項の規定による水質管理区域及び同条例第15条第1項の規定による自然環境保全区域

2 事業者等は、前項第6号の規定にかかわらず、同号の区域以外の区域であっても水道水源を汚染することが明らかな場合は、最終処分場を設置してはならない。

（地域住民等の同意）

第6条 事業者等は、中間処理施設又は最終処分場を設置する場合は、次の各号に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 隣接地の土地所有者及び土地の使用権原を有する者
 - (2) 設置しようとする施設の敷地境界から中間処理施設にあっては300メートル以内、最終処分場にあっては500メートル以内に居住する地域住民の世帯主の3分の2以上の者
 - (3) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、放流地点から下流500メートル以内の水利権者
- 2 前項の同意は、次の各号のいずれかに該当する中間処理施設については、これを要しない。
- (1) 移動可能な施設であって、次のいずれかに該当する特定建設作業を行なう場所に設置するもの（焼却施設を除く。）
 - ア 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2に規定する作業
 - イ 振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第2に規定する作業
 - ウ 高知市公害防止条例施行規則（昭和50年規則第75号）別表5に規定する作業
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定による工業専用地域に設置するもの（事前協議）

第7条 事業者等は、中間処理施設若しくは最終処分場を設置し、又はその構造若しくは規模の変更を行う場合は、事前に、第1号様式による事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 事業者等は、前項の協議内容に変更があった場合は、新たに事前協議書を作成し、市長に提出しなければならない。

（産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画）

第8条 事業者等は、最終処分場の設置に際しては、次に掲げる災害防止のための計画を定めて、事前協議書に添付するものとする。

- (1) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
- (2) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
- (3) 火災の発生の防止に関する事項
- (4) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項

（関係市町村長等に対する照会）

第9条 市長は、事業者等から事前協議書が提出された場合は、当該協議書の内容を第2号様式により高知県知事及び関係市町村の長に照会し、関係法令との整合性等について意見を求めるものとする。

2 市長は、事前協議書の内容について、他法令等の規制の有無等を関係部局に照会するものとする。（事前協議内容の変更等の勧告）

第10条 市長は、事前協議の内容に変更を要する場合又は計画の廃止が相当と認める場合は、第3号様式により事業者等に協議内容の変更又は計画の廃止の勧告を行うものとする。

2 事業者等は、協議内容の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、第4号様式によりその結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行

うものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により計画の廃止の勧告を行った場合は、事前協議書を事業者等に返却するものとする。

(事前協議書の取下げ)

第11条 事業者等は、次に掲げる場合には、第5号様式により事前協議書を取り下げるものとする。

- (1) 前条第1項の変更の勧告に対し、必要な措置を講ずることができない場合
- (2) 第7条第1項の規定により提出した事前協議書の内容を変更又は廃止する場合

(事前協議の完了)

第12条 市長は、事前協議の内容に支障がないと認める場合又は勧告により事前協議内容の変更の勧告が改善されたと認めた場合は、第6号様式による事前協議完了通知書を事業者等に送付し、併せてその写しを高知県及び関係市町村の長に送付するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議)

第13条 高知県の区域外の事業場で発生した産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）は、高知市の区域内においてはこれを処理（積卸しを伴わない運搬を除く。）することができない。ただし、事業者等が第7号様式による県外産業廃棄物処理(受託)協議書を市長に提出し、その承認を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の市長の承認期間は、5年を限度とする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る通知及び勧告)

第14条 市長は、前条第1項の規定に基づく協議があった場合には、審査後その結果を第8号様式により当該事業者等に通知するものとする。

2 市長は、この要綱の目的を達成するうえで支障があると認められる場合には、前条第1項の規定に基づく協議に係る事業者等に対し、第9号様式により、県外産業廃棄物の搬入量、搬入期間、種類その他の事項についての変更若しくは県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告を行うものとする。

3 事業者等は、前項の変更の勧告を受けた場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、その結果を第10号様式により市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の報告において、勧告事項が改善されていないと認める場合は、当該計画の廃止の勧告を行うものとする。

5 市長は、第2項又は前項の規定により県外産業廃棄物の搬入の禁止の勧告又は当該計画の廃止の勧告を行った場合は、県外産業廃棄物処理(受託)協議書を事業者等に返却するものとする。

(県外産業廃棄物処理(受託)協議内容の変更)

第15条 事業者等は、第13条第1項に基づく協議内容に変更があった場合は、新たに県外産業廃棄物処理(受託)協議書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合、変更前の協議書は廃止することとする。

(分析試験結果の報告)

第16条 県外産業廃棄物を再生利用以外の目的のために処理する事業者等は、当該廃棄物の分析試験を年2回以上行い、その試験結果の報告書を市長に提出するものとする。

(環境調査)

第17条 事業者等は、中間処理施設及び最終処分場を設置しようとする場合は、事前に別表1に掲げる項目について環境調査を行い、周辺の環境に与える影響の予測・検討を行うものとする。

(排水基準等の遵守)

第18条 事業者等は、最終処分場の設置及び維持管理について、次の各号に定める基準等を遵守しなければならない。

- (1) 地下水の監視のため、水質監視用井戸を設置し、別表2に掲げる項目について、低水位・高水位時の年2回以上水質検査を行うこと。
- (2) 最終処分場からの排水を公共用水域に放流する場合は、別表2の一般項目の29から32までは毎月、その他の項目については年2回以上水質検査を行うこと。
- (3) 水質検査の結果、排水基準を超えた場合は、速やかに産業廃棄物の搬入を停止し、その原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、市長に報告すること。
- (4) 水質検査の結果を記載した書類は、当該最終処分場の廃止までの間これを保存すること。

- 2 前項の規定により行った水質検査の結果については、毎年1月31日までに前年行った水質検査結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の報告があったときは、その内容を地域住民に公開できるものとする。
(工事完了検査等)

第19条 事業者等は、第2条第6号及び第7号に定める産業廃棄物の処理施設の設置工事等が完了したときは、第11号様式による工事完了報告書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて前項の産業廃棄物の処理施設の設置工事等に関して中間検査を行い、前項の報告書の提出があったときは、速やかに工事完了の検査を行うものとする。
- 3 市長は、工事完了の検査を行った結果、事業者等に指示事項がないと認められるときは、検査済証を交付するものとする。

(許可申請等の時期)

第20条 政令第7条に定める産業廃棄物処理施設の設置許可申請は、第12条の事前協議の完了後に行うものとする。

- 2 法第14条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第6項又は第14条の5第1項に規定する許可申請は、前条第3項の工事完了の検査済証の交付を受けた後に行うものとする。

(事故の措置)

第21条 事業者等は、産業廃棄物の処理施設等その他関連施設の故障、破損等により事故が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、速やかにその状況を市長に報告するものとする。

- 2 事業者等は、前項に規定する場合において、市長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

(廃止又は休止)

第22条 事業者等は、中間処理施設の一部若しくは全部を廃止し、又は休止したときは、遅滞なく第12号様式による産業廃棄物の処理施設廃止(休止)届出書を市長に提出しなければならない。

(指導に従わない者に対する措置)

第23条 市長は、この要綱に基づく勧告に従わない事業者等については、必要に応じて内容を公表するものとする。

(書類の提出)

第24条 この要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、各3部とする。

(国等に関する特例)

第25条 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公益法人が産業廃棄物の処理施設を設置しようとするときは、この要綱の規定にかかわらず、市長との協議により行うものとする。

(その他)

第26条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に効力を有する高知県産業廃棄物処理指導要綱(平成3年3月15日制定。以下「県要綱」という。)の規定に基づいて行った高知県知事若しくは高知県の保健所長(以下「知事等」という。)の行為又はこの要綱の施行の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、この要綱の施行の日以後において高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

- 3 鏡村及び土佐山村の編入(以下この項において「編入」という。)の際限に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行為又は編入の際限に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。
(春野町の編入に伴う経過措置)

- 4 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に効力を有する県要綱の規定に基づいて行った知事等の行

為又は編入の際現に知事等に対して行っている行為でこの要綱に相当する規定の存するものは、編入の日以後において、高知市長の行った行為又は高知市長に対して行っている行為とみなす。

附 則 (平成11年3月1日告示第28号)

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日告示第135号)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月1日告示第14号)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月1日告示第18号)

この要綱は、平成20年1月1日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月15日告示第42号)

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第43号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1(第17条関係)

環境調査書

地形、地質等の事前調査の結果 その1

調査項目	結果
(1) 地形調査	(谷口形状) (谷の開口幅、奥行、比高差)
(2) 地質調査	(在来地盤の成層状況) (断層の有無)
(3) 地下水調査	(地下水の水位及び水質)
(4) 表流水等調査	(計画地内に流入する表流水量) (放流先河川名及び水質汚濁に係る環境基準の類型) (放流先河川の低水量及び現況水質) (放流先河川の利水状況)
(5) 降水	(平均降雨量及び最大月間降雨量)
(6) 文化財	(文化財の有無)
(7) 搬入道路	(搬入道路の種類) (道路幅員及び舗装状況)
(8) 土地利用	(土地利用の状況) (他法令の規制解除条件)
(9) 騒音	(騒音レベル)
(10) 既往災害	(目安として過去20年の地滑り、崩壊等の災害の発生の有無)

別表2(第18条関係)

排水基準

項目		許容限度
有害物質	1 カドミウム及びその化合物	0.03mg／1
	2 シアン化合物	1mg／1
	3 有機燐化合物	1mg／1
	4 鉛及びその化合物	0.1mg／1

	5 六価クロム化合物	0.5mg／1
	6 ひ素及びその化合物	0.1mg／1
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg／1
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと
	9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg／1
	10 トリクロロエチレン	0.1mg／1
	11 テトラクロロエチレン	0.1mg／1
	12 ジクロロメタン	0.2mg／1
	13 四塩化炭素	0.02mg／1
	14 1・2-ジクロロエタン	0.04mg／1
	15 1・1-ジクロロエチレン	1mg／1
	16 シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4mg／1
	17 1・1・1-トリクロロエタン	3mg／1
	18 1・1・2-トリクロロエタン	0.06mg／1
	19 1・3-ジクロロプロペン	0.02mg／1
	20 チウラム	0.06mg／1
	21 シマジン	0.03mg／1
	22 チオベンカルブ	0.2mg／1
	23 ベンゼン	0.1mg／1
	24 セレン及びその化合物	0.1mg／1
	25 1・4-ジオキサン	0.5mg／1
	26 ほう素及びその化合物	10mg／1(海域以外) 230mg／1(海域)
	27 ふつ素及びその化合物	8mg／1(海域以外) 15mg／1(海域)
	28 アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg／1 注
一般項目	29 水素イオン濃度	5.8~8.6
	30 生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg／1
	31 化学的酸素要求量(COD)	20mg／1
	32 浮遊物質量	60mg／1
	33 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg／1
	34 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	20mg／1
	35 フェノール類含有量	1mg／1
	36 銅含有量	3mg／1
	37 亜鉛含有量	5mg／1
	38 溶解性鉄含有量	10mg／1
	39 溶解性マンガン含有量	10mg／1
	40 クロム含有量	2mg／1
	41 大腸菌群数	日間平均 3,000 個／cm ³
	42 窒素含有量	日間平均 60mg／1
	43 磷含有量	日間平均 8mg／1

注 アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

8 高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分の公表に関する要綱

〔 平成29年4月1日 〕
〔 告示第44号 〕

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく行政処分を公表するに当たって必要な事項を定め、もって廃棄物の適正な処理の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 許可業者 次に掲げる者をいう。

- ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- イ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けた者
- ウ 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた者
- エ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- オ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者
- カ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者
- キ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者
- ク 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者

(2) 行政処分法の規定による不利益処分のうち、次条各号のいずれかに該当するものをいう。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 次の各号のいずれかの行政処分を許可業者に行った場合は、当該行政処分について公表の対象とする。

- (1) 法第7条の4第1項若しくは第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可の取消し、法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可の取消し、法第14条の3の2第1項若しくは第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可の取消し、法第14条の6において準用する法第14条の3の2第1項若しくは第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可の取消し又は法第15条の3第1項若しくは第2項の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）
- (2) 法第7条の3の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の全部若しくは一部の停止の命令、法第14条の3の規定による産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の事業の全部若しくは一部の停止の命令又は法第14条の6において準用する法第14条の3の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の事業の全部若しくは一部の停止の命令（以下「事業の停止」という。）
- (3) 法第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設の使用の停止の命令又は法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の使用の停止の命令（以下「施設の停止」という。）

(公表の内容)

第4条 公表の内容については、次に掲げるものとする。

- (1) 許可業者の氏名、名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可の種類及び許可番号
- (3) 行政処分の内容及び理由
- (4) 行政処分年月日
- (5) 許可の取消しの日又は事業の停止若しくは施設の停止の期間
- (6) その他必要な事項

(公表の方法)

第5条 市長は、第3条に規定する公表の対象とする行政処分を許可業者に行った場合は、速やかに次に掲げ

る方法により公表をする。

- (1) 高知市ホームページへの掲載
 - (2) 報道機関への資料提供
- (公表の期間)

第6条 高知市ホームページで前条の公表をする期間は、原則として次の各号に掲げる行政処分の程度に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 許可の取消し 許可の取消しの日から 5年間
- (2) 事業の停止又は施設の停止 事業の停止又は施設の停止の期間
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

9 高知市産業廃棄物処理施設設置審議会条例

〔 平成 27 年 4 月 1 日
条 例 第 68 号 〕

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 15 条の 2 第 3 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の設置の許可に際して専門的知識を有する者の意見を聴くため、高知市産業廃棄物処理施設設置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるかについて審議を行い、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市産業廃棄物処理施設設置審議会(高知市産業廃棄物処理施設設置審議会規則(平成 10 年規則第 98 号)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧審議会」という。)は、審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際に旧審議会の委員として市長から委嘱又は任命されている者及び旧審議会の会長に選任されている者は、施行日において審議会の委員に委嘱若しくは任命され、又は会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、旧審議会の委員及び会長としての残任期間に相当する期間とする。

10 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則

平成 15 年 4 月 1 日
規則 第 38 号

改正 平成 16 年 7 月 1 日 規則第 89 号
平成 17 年 5 月 1 日 規則第 103 号
平成 19 年 4 月 1 日 規則第 51 号
平成 20 年 4 月 1 日 規則第 115 号
平成 21 年 4 月 1 日 規則第 62 号

平成 23 年 4 月 1 日 規則第 43 号
平成 24 年 4 月 1 日 規則第 52 号
平成 26 年 3 月 15 日 規則第 18 号
平成 29 年 4 月 1 日 規則第 79 号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全、環境美化の促進等を図るため、高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員(以下「パトロール員」という。)を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 パトロール員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 警察官としての在職経験を有する 65 歳未満の者
- (2) 環境行政及び廃棄物対策に理解と熱意を有する 65 歳未満の者
- (3) その他市長が必要と認める者

(欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、パトロール員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

(身分)

第4条 パトロール員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 パトロール員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

- 2 パトロール員は、その者の勤務に関する評価を経た上で再任されることがある。
- 3 第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づきパトロール員に委嘱された者が、任期中に 65 歳に達したときは、その任期中はパトロール員の身分を有するものとする。

(必要書類の提出)

第6条 パトロール員として委嘱を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書(様式第 1 号)
 - (2) 欠格条項申告書(様式第 2 号)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 パトロール員として委嘱を受けた者は、直ちに誓約書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。
 - 3 前 2 項に規定する提出書類の記載事項に異動があったときは、パトロール員は、遅滞なくその旨を書面で届け出なければならない。

(職務)

第7条 パトロール員は、廃棄物対策課長(以下「所属長」という。)の命を受け、廃棄物の不法投棄のパトロール等に従事する。

2 前項に規定するものほか、パトロール員は、所属長の命を受け、住民の廃棄物に関する各種相談事業、廃棄物の不法投棄の予防に関する事業その他市長が必要と認める事業に従事する。

(報告)

第8条 パトロール員は、所属長が定める方法により、前条に規定する職務の執行状況を報告しなければならない。

(服務)

第9条 パトロール員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等に従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。

2 パトロール員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 パトロール員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(身分証明書)

第10条 パトロール員は、職務に従事するときは、常に身分証明書（様式第4号）を携帯し、必要があるときは、関係者に提示しなければならない。

2 パトロール員は、解雇されたときは、速やかに身分証明書を返還しなければならない。

3 パトロール員は、身分証明書を紛失し、又は毀損したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報酬等)

第11条 パトロール員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）の定めるところによる。

(報酬期間)

第12条 報酬の計算期間は、1か月とし、毎月1日から当該月の末日までとする。

(報酬の支給日)

第13条 報酬の支給日は、当該月の末日とする。ただし、その日が高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日とする。

2 前項の支給日について、市長が特に必要と認めたときは、これを繰り上げて支給することができる。

(被服等の貸与)

第14条 市長は、パトロール員に職務遂行上必要な被服等を貸与することができる。

(災害補償)

第15条 パトロール員が公務により災害を受けたときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第55号）を適用する。

(解雇)

第16条 市長は、パトロール員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により解雇を申し出たとき。
- (2) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。
- (3) パトロール員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (4) 勤務実績が不良又は適格性が欠如していると認められるとき。
- (5) 心身の故障のため、職務を遂行することができなくなったとき。
- (6) おおむね30日以上の期間にわたり、所在不明となっているとき。
- (7) パトロール員の設置を必要としなくなったとき又はパトロール員に過員を生じることとなったとき。
- (8) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 パトロール員が前項第1号の規定により解雇を申し出る場合は、解雇の日の1ヶ月前までに、書面により市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

3 パトロール員は、前項の規定により解雇を申し出た後も辞令が発せられる日までは引き続き勤務するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、パトロール員が死亡したときは、当該死亡した日に解雇されたものとみなす。
(その他)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 1 日規則第 89 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 5 月 1 日規則第 103 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日規則第 51 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の様式（その 2）（裏）の規定 平成 18 年 4 月 1 日
 - (2) 改正後の様式（その 1）（裏）の規定 平成 18 年 8 月 9 日
- （経過措置）
- 3 この規則による改正前の高知市産業廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 115 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式は、この規則による改正後の高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日規則第 52 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 15 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行する。

11 高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員就業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市環境部廃棄物対策課に勤務する高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員（以下「パトロール員」という。）の就業に関し、高知市廃棄物不法投棄防止パトロール員設置に関する規則（平成15年規則第38号）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(異動届)

第2条 パトロール員が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に異動届を提出しなければならない。

- (1) 現住所又は氏名を変更したとき。
- (2) パトロール員の扶養家族に異動があったとき。
- (3) 通勤経路又は通勤方法に変更が生じたとき。

(勤務日)

第3条 パトロール員の勤務日は、高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の月曜日から金曜日までの間の4日間とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

(勤務時間)

第4条 パトロール員の勤務時間は、午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間15分とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

2 前項に規定する勤務時間は、4週を通じ、1週間につき29時間を超えない範囲内で変更することができる。

(休暇の種類)

第5条 パトロール員の休暇は、年次有給休暇、夏季特別休暇及び忌引休暇とする。

(年次有給休暇)

第6条 年次有給休暇は、パトロール員の委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までにおける休暇とし、その日数は、10日とする。ただし、委嘱の期間が6月に満たないときは、委嘱月を12で除した数に10日を乗じて得た日数（その日数に端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。）とする。

2 年次有給休暇は、原則として、1日を単位として与えるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときで、市長が職務に支障がないと認めたときは、1時間を単位として与えることができる。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、10日を限度として、当該年度の翌年に繰り越すことができる。

4 市長は、年次有給休暇をパトロール員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げるときは、他の時季に与えることができる。

(夏季特別休暇)

第7条 夏季特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において3日以内とする。

(忌引休暇)

第8条 忌引休暇は、パトロール員の親族が死亡したときにおける休暇とし、その日数は、高知市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成7年規則第22号）別表第2の日数欄に掲げる日数の範囲内で必要と認める期間とする。

(出勤簿等)

第9条 パトロール員は、定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、あらかじめ市長に公務により出勤簿に押印することができない旨届出をしているときは、この限りでない。

(遅刻及び早退)

第10条 パトロール員は、やむを得ない理由により遅刻し、又は早退しようとするときは、その都度市長に届け出なければならない。

(届出の義務)

第11条 パトロール員は、休暇を受け、又は欠勤しようとするときは、前日又は当日に理由を付して市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、病気その他の事故により届け出ることができなかつたときは、事後に速やかに届け出なければならない。

(出張及び出張旅費)

- 第12条 市長は、職務上必要があると認めたときは、パトロール員に出張を命ずることができる。
- 2 パトロール員は、出張先において日程を変更しようとするときは、速やかに所属長に連絡してその承認を受けなければならない。
- 3 パトロール員は、出張を終えたときは、帰庁後5日以内に命ぜられた事項について文書により復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。
- 4 第1項の規定により出張を命ぜられたパトロール員に対し支給する旅費は、高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）第10条第1項第4号の規定によるものとする。

(報酬の減額)

- 第13条 パトロール員は、勤務日に勤務をしないときは、月額報酬に12を乗じて、年間の勤務日数で除した額に当該勤務をしない日数を乗じて得た額を当該月額報酬から減額する。

- 2 パトロール員は、1月につき全期間を通じて勤務しないときは、当該月に係る報酬は支給しない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、パトロール員の就業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日前にこの要綱による改正前の高知市産業廃棄物不法投棄防止パトロール員取扱要綱の規定により委嘱されたパトロール員については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

12 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員設置に関する規則

〔 平成 24 年 4 月 1 日 〕
規 則 第 51 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日 規則第 78 号

(趣旨)

第1条 この規則は、ごみ集積所に置かれた資源物等を持ち去ることを防止し、及びごみの減量と再資源化を促進するため、高知市資源物等持ち去り防止パトロール員（以下「パトロール員」という。）を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 パトロール員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) ごみの減量、再資源化等の環境行政に理解と熱意を有する65歳未満の者
- (2) 警察官としての在職経験を有する65歳未満の者
- (3) その他市長が必要と認める者

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、パトロール員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 破産者で復権を得ないもの

(身分)

第4条 パトロール員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 パトロール員の任期は、特に期限を付した場合を除き、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

- 2 パトロール員は、その者の勤務に関する評価を経た上で再任されることができる。
- 3 第2条第1号又は第2号の規定に基づきパトロール員に委嘱された者が、任期中に65歳に達したときは、その任期中はパトロール員の身分を有するものとする。

(必要書類の提出)

第6条 パトロール員として委嘱を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（様式第1号）
 - (2) 欠格条項申告書（様式第2号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市長は、必要と認めるときは、パトロール員として委嘱を受けようとする者に身元保証書（様式第3号）の提出を求めることができる。
 - 3 パトロール員として委嘱を受けた者は、直ちに誓約書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
 - 4 前3項に規定する提出書類の記載事項に異動があったときは、パトロール員は、遅滞なくその旨を書面で届け出なければならない。

(職務)

第7条 パトロール員は、環境業務課長（以下「所属長」という。）の命を受け、ごみ集積所に置かれた資源物等を持ち去ることを防止するためのパトロール等に従事する。

2 前項に規定するもののほか、パトロール員は、所属長の命を受け、ごみの排出に関する各種相談事業、ごみの減量に関する事業その他市長が必要と認める事業に従事する。

(報告)

第8条 パトロール員は、所属長が定める方法により、前条に規定する職務の執行状況を報告しなければならない。

(服務)

第9条 パトロール員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則等に従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。

2 パトロール員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 パトロール員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(身分証明書)

第10条 パトロール員は、職務に従事するときは常に身分証明書（様式第5号）を携帯し、必要があるときはその関係者に提示しなければならない。

2 パトロール員は、解雇されたときは、速やかに身分証明書を返還しなければならない。

3 パトロール員は、身分証明書を紛失し、又は毀損したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報酬等)

第11条 パトロール員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）の定めるところによる。

(報酬期間)

第12条 報酬の計算期間は、1か月とし、毎月1日から当該月の末日までとする。

(報酬の支給日)

第13条 報酬の支給日は、当該月の末日とする。ただし、その日が高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日とする。

2 前項の支給日について、市長が特に必要と認めたときは、これを繰り上げて支給することができる。

(被服等の貸与)

第14条 市長は、パトロール員に職務遂行上必要な被服等を貸与することができる。

(災害補償)

第15条 パトロール員が公務により災害を受けた場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第55号）を適用する。

(解雇)

第16条 市長は、パトロール員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により解雇を申し出たとき。
- (2) 故意又は過失により市に損害を与えたとき。
- (3) 心身の故障のため、職務を遂行することができなくなったとき。
- (4) パトロール員としてふさわしくない行為があったとき。
- (5) 勤務実績が不良又は適格性が欠如していると認められるとき。
- (6) パトロール員の設置を必要としなくなったとき又はパトロール員に過員を生じることとなったとき。

- (7) おおむね30日以上の期間にわたり、所在不明となっているとき。
 - (8) その他市長が特に必要と認めたとき。
- 2 パトロール員が前項第1号の規定により解嘱を申し出る場合は、解嘱の日の1ヶ月前までに、書面により市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 パトロール員は、前項の規定により解嘱を申し出た後も辞令が発せられる日までは引き続き勤務するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、パトロール員が死亡したときは、当該死亡した日に解嘱されたものとみなす。
- （その他）

第17条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

13 高知市資源物等持ち去り防止パトロール員就業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市環境部環境業務課に勤務する高知市資源物等持ち去り防止パトロール員（以下「パトロール員」という。）の就業に関し、高知市資源物等持ち去り防止パトロール員設置に関する規則（平成24年規則第 号）に規定するものほか必要な事項を定めるものとする。

(異動届)

第2条 パトロール員が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に異動届を提出しなければならない。

- (1) 現住所又は氏名を変更したとき。
- (2) パトロール員の扶養家族に異動があったとき。
- (3) 通勤経路又は通勤方法に変更が生じたとき。

(勤務日)

第3条 パトロール員の勤務日は、高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、これを変更することができる。

(勤務時間)

第4条 パトロール員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前6時から午後2時45分までの間において5時間45分とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

2 前項に規定する勤務時間は、4週を通じ、1週間につき29時間を超えない範囲内で変更することができる。

3 第1項の休憩時間は正午から午後1時までとし、正午までに勤務を終える場合は休憩時間を置かないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(休暇の種類)

第5条 パトロール員の休暇は、年次有給休暇、夏季特別休暇及び忌引休暇とする。

(年次有給休暇)

第6条 年次有給休暇は、パトロール員の委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までにおける休暇とし、その日数は、10日とする。ただし、委嘱の期間が6月に満たないときは、委嘱月を12で除した数に10日を乗じて得た日数（その日数に端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。）とする。

2 年次有給休暇は、原則として、1日を単位として与えるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときで、市長が職務に支障がないと認めたときは、1時間を単位として与えることができる。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、10日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

4 市長は、年次有給休暇をパトロール員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げるときは、他の時季にこれを与えることができる。

(夏季特別休暇)

第7条 夏季特別休暇は、7月1日から9月30日までの間において3日以内とする。

(忌引休暇)

第8条 忌引休暇は、パトロール員の親族が死亡したときにおける休暇とし、その日数は、高知市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成7年規則第22号）別表第2の日数欄に掲げる日数の範囲で必要と認める期間とする。

(出勤簿等)

第9条 パトロール員は、定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、あらかじめ市長に公務により出勤簿に押印することができない旨の届出をしているときは、この限りでない。

(遅刻及び早退)

第10条 パトロール員は、やむを得ない理由により遅刻し、又は早退しようとするときは、その都度市長に届け出なければならない。

(届出の義務)

第11条 パトロール員は、休暇を受け、又は欠勤しようとするときは、当日までに理由を付して市長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、病気その他の事故により届け出ることができなかつたときは、事後に速やかに届け出なければならない。

(出張及び出張旅費)

第12条 市長は、職務上必要があると認めたときは、パトロール員に出張を命ずることができる。

2 パトロール員は、出張先において日程を変更しようとするときは、速やかに所属長に連絡してその承認を受けなければならない。

3 パトロール員は、出張を終えたときは、帰庁後5日以内に命ぜられた事項について文書により復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭で復命することができる。

4 第1項の規定により出張を命ぜられたパトロール員に対し支給する旅費は、高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年条例第18号）第10条第1項第4号の規定によるものとする。

(報酬の減額)

第13条 パトロール員は、勤務日に勤務をしないとき又は1時間単位で勤務をしないときは、時間単価（月額報酬に12を乗じて、1年間勤務をしたとした場合の勤務日数で除して得た額を第4条第1項に規定する勤務時間数で除して得た額をいう。）に当該勤務をしない時間数を乗じて得た額を当該月額報酬から減額する。

2 前項の勤務をしない時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 パトロール員は、1月につき全期間を通じて勤務しないときは、当該月に係る報酬は支給しない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パトロール員の就業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

14 高知市廃棄物減量等推進員に関する要綱

(平成11年10月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）第17条の規定による廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、一般廃棄物の減量推進及び適正な処理について熱意と識見を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 町内会・自治会の代表者
 - (2) 公民館長
 - (3) 衛生組合の代表者
 - (4) 資源・不燃物登録団体の代表者
 - (5) ごみ集積所の代表者
 - (6) 前各号の団体等（以下「団体等」という。）から推薦を受けた者
- 2 推進員は、任意の協力に基づくボランティアとし、その職務に対する報酬は支給されない。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠、追加等の事由による推進員の任期は、現任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関する次に掲げる事項
 - ア 地域住民に対する清掃行政の推進に係る市の計画方針の連絡に関すること。
 - イ 地域住民の廃棄物の減量及び適正処理等に対する意見、要望等の市への連絡及び調整に関すること。
 - ウ その他廃棄物の減量及び適正処理の普及・啓発に関し必要な事項
- (2) 分別収集の指導啓発に関する次に掲げる事項
 - ア ごみ集積所の清潔保持の指導啓発に関すること。
 - イ 分別収集日時の遵守の指導啓発に関すること。
 - ウ 分別排出方法の徹底の指導啓発に関すること。
- (3) 地域における美化活動の参加の促進に関すること。
- (4) 不法投棄に関する市への通報等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の減量及び適正な処理をするための市の施策への協力その他の活動の推進に関すること。

(担当区域)

第5条 推進員が前条の職務を担当する区域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 町内会・自治会、公民館及び衛生組合の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の区域
- (2) 資源・不燃物登録団体及びごみ集積所の代表者又は当該団体等から推薦を受けた者の当該団体等の所管するごみ集積所の利用者の居住する区域

(推進員証)

第6条 推進員は、職務に従事するときは、その身分を証するため、高知市廃棄物減量等推進員証（様式第1号。以下この条において「推進員証」という。）を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

2 推進員は、解嘱されたときは、速やかに推進員証を返還しなければならない。

(解嘱)

第7条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 推進員としての適格を欠くと認められる場合
- (2) 団体等から廃棄物減量等推進員変更届（様式第2号）が提出された場合
- (3) 自己の都合により解嘱を申し出たとき
- (4) その他その職を解くことが必要と認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月20日制定)

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

15 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量・再資源化に積極的に取り組んでいる商店等事業所をごみ減量・リサイクル推進事業所（以下「推進事業所」という。）として認定し、これを広く市民に周知することにより、消費者、事業者及び行政が一体となったごみの減量及びリサイクルの推進を図ることを目的とする。

(推進事業所の認定要件)

第2条 推進事業所の認定を受けることができる事業所は、高知市内の商店及び商店街（商店街振興組合その他商店街の振興のために組織された団体をいう。）のうち、当該事業活動（商店街にあってはその構成員の事業活動をいう。以下同じ。）に伴い排出する廃棄物を自ら適正に処理している事業所で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 販売等に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア 商品の簡易包装
- イ 商品の量り売り
- ウ 買い物袋持参の奨励
- エ 詰め替え用商品の販売
- オ 不透明ごみ袋（半透明のものを除く）の販売自粛
- カ 商品の修理サービス
- キ エコマーク、グリーンマーク商品の販売

(2) リサイクルの推進に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア ペットボトルの回収（回収容器の貸与を受けて実施しようとするものを含む。）
- イ その他資源化可能な商品等の回収

(3) 事業活動に関し次の事項に取り組んでいること。

- ア 紙ごみ等の排出抑制・リサイクル
- イ 再生紙、再生品等環境に配慮した資材、備品の使用
- ウ その他環境保全に配慮した事業活動

(4) ごみの減量及びリサイクルの推進に関する啓発・情報発信に取り組んでいること。

(推進事業所の認定申請)

第3条 推進事業所の認定を受けようとする事業所は、ごみ減量・リサイクル推進事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(推進事業所の認定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、推進事業所の認定の可否を決定し、その旨を当該申請に係る事業所に通知するものとする。

2 市長は、推進事業所の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(認定証等の交付)

第5条 市長は、推進事業所の認定を決定した事業所（以下「認定推進事業所」という。）に対し、ごみ減量・リサイクル推進事業所認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）及び認定推進事業所である旨を表示する物品（以下「表示物」という。）を交付するものとする。

(認定推進事業所の公表・支援等)

第6条 市長は、認定推進事業所の所在地、名称その他必要と認められる事項を高知市広報誌その他の手段により市民に公表し、その活動を顕彰するものとする。

2 市長は、認定推進事業所に対し、ごみの減量及びリサイクルの推進に関する助言、情報提供、資機材の貸与その他必要な支援を行うものとする。

(認定推進事業所の義務)

第7条 認定推進事業所は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条により交付を受けた表示物を事業所内の見やすい場所に表示すること。
- (2) 第2条各号に掲げる事項に積極的に取り組むこと。

- (3) 市が実施するごみの減量及びリサイクルの推進に関する事業に協力すること。
(認定の取消し)

第8条 市長は、認定推進事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、推進事業所の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなったと認めるとき。
- (2) この要綱及び推進事業所の認定に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 事業所を廃止したとき、又は推進事業所の認定について辞退を申し出たとき。
- (4) その他認定が不適当と認められるとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月16日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

16 ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱

(平成28年11月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの収集作業の安全性の確保及びその効率化を図り、市民の良好な生活環境の保全に寄与するため、ごみ集積所の設置及び管理について、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物処理実施計画 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する実施計画で、条例第7条の規定により本市が毎年度告示を行っているもの
- (2) ごみ集積所 家庭系ごみ（一般廃棄物処理実施計画に基づき家庭から排出される一般廃棄物をいう。）を一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (3) 可燃ごみ集積所 ごみ集積所のうち、家庭から排出される可燃ごみ及びプラスチック製容器包装を一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (4) 資源物・不燃ごみ集積所 ごみ集積所のうち、家庭から排出される資源物、可燃粗大ごみ、家電品、水銀含有廃棄物、発火器具・ライター類及び不燃ごみを一時的に集積し、ごみの収集を行う場所
- (5) 管理団体等 可燃ごみ集積所の用に供する土地の所有者又は可燃ごみ集積所を利用する団体その他可燃ごみ集積所の管理を行う者
- (6) 登録団体等 資源物・不燃ごみ集積所の所在する区域の町内会、自治会その他これに類する組織
(ごみ集積所の設置の届出)

第3条 ごみ集積所を設置しようとする者は、事前に市長との協議を行った上で当該ごみ集積所の区域の住民その他関係者との協議を行い、可燃ごみ集積所設置等届出書（様式第1号）又は資源物・不燃ごみ集積所設置等届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。既に設置しているごみ集積所の場所を変更し、又は廃止しようとするととも同様とする。

2 前項の規定による届出は、原則として、可燃ごみ集積所については管理団体等が、資源物・不燃ごみ集積所については登録団体等が行うものとする。

(ごみ集積所の設置基準)

第4条 ごみ集積所は、可燃ごみ集積所にあってはおおむね20世帯以上、資源物・不燃ごみ集積所にあってはおおむね100世帯以上の利用世帯につき1か所設置できるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(ごみの収集)

第5条 市長は、ごみ集積所のごみを別に定める期日に収集するものとする。

(ごみ集積所の管理)

第6条 ごみ集積所の管理は、管理団体等又は登録団体等及び当該ごみ集積所の利用者（以下「利用者等」という。）が共同で、自らの責任の下に行うものとする。

(ごみ集積所の利用)

第7条 利用者等は、その利用に当たっては一般廃棄物処理実施計画に従ってごみを分別し、かつ、所定のごみ集積所にあらかじめ指定された日の夜明けから午前8時までの間に指定された方法で排出しなければならない。

2 市長は、前項に違反してごみを排出していると認められる場合は、当該ごみを収集しないことができる。
(清潔の保持)

第8条 利用者等は、ごみ集積所及びその周辺の清潔の保持に努めなければならない。

(市長による指導等)

第9条 市長は、必要に応じ、利用者等に対し、ごみ集積所の管理や利用について指導等をすることができる。

2 市長は、前項の指導等について必要な事項を記録し、保管するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ごみ集積所の設置及び管理について必要な事項は、市長が別に定め

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にごみ集積所の設置及び管理に関する要綱を廃止する要綱（平成28年11月1日制定）による廃止前のごみ集積所の設置及び管理に関する要綱の規定により設置されているごみ集積所は、この要綱の規定により設置されたごみ集積所とみなす。

17 高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱

(平成8年5月30日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量の推進に資するため、生ごみ処理容器の購入者に対して、予算の範囲内で容器の購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象容器)

第2条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理容器（以下「容器」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 好気性処理容器 生ごみを土中の微生物を利用して好気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。
- (2) 嫌気性処理容器 生ごみを発酵促進剤を使用して嫌気性発酵により分解し堆肥化する容器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、指定販売業者（容器を販売する業者として市長が指定したものという。以下同じ。）で容器を購入し、及び使用する者であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民票に記録されている者であって、現に当該地に居住しているものであること。
- (2) 前号の居住地において容器を設置し、適正に維持管理ができる者であること。
- (3) 当該容器による堆肥化物を適正に自家処理できる者であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、容器1基につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度として、容器の購入価格（消費税及び地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- (1) 好気性処理容器 2,000円
- (2) 嫌気性処理容器 1,500円

2 補助基準の合計は、1世帯につき2基を限度とする。

3 前項に規定する容器の基準の計算の方法は、次条の補助金の交付の申請に係る容器の基準に当該申請の日前5年間に当該補助金の交付の決定を受けた容器の基準を加えたものとする。

(交付申請)

第5条 指定販売業者で容器を購入し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器の購入後3か月以内に、生ごみ処理容器購入補助金交付申請書（第1号様式）に当該容器の購入に係る領収書その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付決定書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正させることができる。

2 市長は、補助金を交付することが不適當であると認めるときは、生ごみ処理容器購入補助金交付申請却下決定書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものみなす。

(補助金の交付)

第8条 補助金は第6条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後交付するものとする。

(協力義務)

第9条 補助決定者は、容器を有効に活用し、生ごみの有効利用とごみの減量化に努めるものとする。

(調査又は指導)

第10条 市長は、補助決定者に対し、容器の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金の交付が不適当と認められるとき。

(指定販売業者の指定)

第12条 指定販売業者の指定を受けようとする業者（以下「業者」という。）は、生ごみ処理容器指定販売業者指定申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の指定について次に掲げる要件を満たしていると認められる場合は、指定販売業者として指定するとともに、その旨を生ごみ処理容器指定販売業者指定通知書（第5号様式）により、業者に通知するものとする。

- (1) 容器を販売できること。
- (2) 本市に店舗を有すること。
- (3) 容器の設置及び使用方法についての説明・指導ができること。
- (4) 補助金交付についての事務に協力できること。
- (5) 申請者が希望した場合、容器を宅配できること。
- (6) その他市長が必要と認める要件を備えていること。

3 市長は、第1項の申請について、前項の要件を満たさないと認められる場合は、生ごみ処理容器指定販売業者指定却下通知書（第6号様式）により業者に通知するものとする。

4 第1項の指定の有効期間は、別に定める。

5 前項の有効期間満了後引き続き指定販売業者の指定を受けようとする業者は、指定の更新を受けなければならない。

(指定販売業者の指定の取消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、指定販売業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、指定販売業者の指定を受けたとき。
- (2) 前条第2項の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他指定販売業者としてふさわしくないと認められるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による補助金の交付は、平成8年8月1日以後に容器を購入したものから適用する。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入の日（次項において「編入日」という。）前に鏡村生ごみ処理器具購入事業費補助金交付要綱（平成13年4月1日鏡村制定。以下「鏡村要綱」という。）又は土佐山村生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成11年10月15日土佐山村制定）の規定に基づき容器（電動式を除く。以下同じ。）に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき受けたものとみなす。

4 編入日前に、鏡村要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

5 春野町の編入の日（以下「編入日」という。）前に春野町生ごみ処理容器設置補助金交付要綱（平成7年

6月1日春野町制定。以下「春野町要綱」という。)の規定に基づき容器に係る補助金の交付を受けた者については、この要綱の相当規定に基づき補助金の交付を受けたものとみなす。

- 6 編入日前に、春野町要綱の規定に基づき容器を購入した者に係る補助金の額については、なお従前例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月18日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定は、平成16年11月1日以後に補助金の交付決定を受けた申請者から適用し、同日前に交付決定を受けた申請者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)附則第1項から第6項までの規定は、平成20年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後の容器の購入に係る補助金について適用し、同日前の容器の購入に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定に基づき補助金の交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

- 3 改正前の要綱の規定に基づく様式は、この要綱による改正後の高知市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第3条第1号の規定は、平成24年7月9日から適用する。

18 高知市食べきり協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の実施する外食時の食べ残しを削減するための活動（以下「食べきり運動」という。）の趣旨に賛同する飲食店、宿泊施設等（以下「事業所」という。）を高知市食べきり協力店（以下「協力店」という。）として登録し、これを広く周知することにより、食べ残しの削減に対する市民の意識の高揚を図るとともに、市民、事業所及び行政が一体となった食べきり運動の推進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たす事業所（以下「対象事業所」という。）を経営等する者の申請により、当該対象事業所の店舗ごとに協力店として登録を行うものとする。

- (1) 市内で営業し、かつ、飲食物を提供する事業所であること。
- (2) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない事業所であること。

(登録申請)

第3条 対象事業所を経営等する者は、前条の登録を受けようとするときは、高知市食べきり協力店登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、同一の者が経営等する複数の店舗において当該登録を受けようとするときは、店舗ごとに申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、協力店として取り組む内容を次に掲げる事項のうちから選択するものとする。

- (1) 食べきり運動の啓発
- (2) 小盛り・小分けメニューの設定
- (3) 顧客の苦手な食材への対応
- (4) 前3号に掲げるもののほか、食べ残しを削減するための工夫

(登録の決定)

第4条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、適当と認めたときは高知市食べきり協力店登録決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは高知市食べきり協力店登録申請却下決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、登録決定に際し、必要な条件を付することができる。

(ステッカーの交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により登録決定を受けた対象事業所（以下「登録事業所」という。）に対し、登録事業所である旨を表示する物品（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

(登録事業所の公表等)

第6条 市長は、登録事業所の所在地、名称、取組内容その他必要と認められる事項を本市のホームページ、広報紙等により市民に公表し、その取組を周知するものとする。

2 市長は、登録事業所に対し、食べきり運動に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(登録事業所の役割)

第7条 登録事業所は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ステッカーを事業所内の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 第3条第2項各号に掲げる事項のうち、登録の決定を受けた内容について積極的に取り組むこと。
- (3) 食べきり運動及びそれに関連する事業に協力すること。

(登録内容の変更等)

第8条 登録事業所を経営等する者は、登録内容に変更があったときは、高知市食べきり協力店登録内容変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 登録事業所を経営等する者は、第2条の登録を中止するときは、高知市食べきり協力店登録中止届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第9条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) この要綱及び登録決定の際に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条第2項の規定による登録中止の届出があったとき。
- (4) その他登録が不適当と認められるとき。

2 登録事業所を経営等する者は、前項の規定により登録が取り消されたときは、速やかに交付されたステッカーを撤去する等登録事業所である旨の表示を取りやめなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協力店の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

19 高知市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

〔平成13年7月1日
条例 第30号〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 公共の場所における措置（第8条—第10条）
- 第3章 放置自動車の処分等（第11条—第14条）
- 第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会（第15条）
- 第5章 雜則（第16条—第19条）
- 第6章 罰則（第20条・第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、公共の場所の機能の保全並びに市民の快適な生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置 自動車が正当な権原に基づくことなく、公共の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 公共の場所 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路、公園、河川敷その他の公共の用に供する場所をいう。
- (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備、解体、検査、登録その他これらに類するものを業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。
- (6) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 廃物 放置自動車で、自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物の撤去、処分若しくは処理又はこれらのため必要な措置をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、啓発に関する施策その他の必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。）は、本市が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるように努めるとともに、本市が実施する施策に協力しなければならない。

（放置の禁止）

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

（通報等）

第7条 放置自動車を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

第2章 公共の場所における措置

(公共の場所における調査等)

第8条 市長は、公共の場所に關し、前条第1項の規定による通報があったときその他必要があると認めることは、当該職員に当該自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車が放置自動車であると判断したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(撤去勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果又は第12条に規定する処分等をするまでの間に、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(撤去命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を行ったにもかかわらず、放置自動車を撤去しない所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

第3章 放置自動車の処分等

(廃物認定)

第11条 市長は、放置自動車が、第8条第2項の規定により警告書をはり付けた日から起算して規則で定める期間を経過した後において、同条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合又は所有者等は判明したが住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合は、第15条に規定する高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、放置自動車を廃物として認定することができる。

2 市長は、高知市放置自動車廃物判定委員会があらかじめ定める判断基準により当該放置自動車を明らかに廃物として判断できるものについては、前項の規定にかかわらず、高知市放置自動車廃物判定委員会の判定を経ずに、廃物として認定することができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(処分等)

第12条 市長は、放置自動車を廃物として認定したときは、その処分等をすることができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第13条 市長は、廃物として認定しなかった放置自動車（以下「廃物認定外放置自動車」という。）については、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため規則で定める事項を告示しなければならない。

2 前項の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお当該廃物認定外放置自動車の引取りのないときは、当該廃物認定外放置自動車の所有権は本市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第14条 市長は、第12条の規定による処分等をした後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の処分等に要した費用を請求することができる。

第4章 高知市放置自動車廃物判定委員会

(委員会の設置)

第15条 放置自動車の廃物の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に關し必要な事項を審議するため、高知市放置自動車廃物判定委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雜則

(国等に対する要請)

第16条 市長は、国又は他の公共団体若しくは公共的団体に対し、当該団体が設置し、又は管理している公共の場所における放置自動車の適正な処理について、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(事業者等への協力要請)

第17条 市長は、事業者等に対し、廃物と認定した放置自動車の処理について、必要な協力を要請することができる。

(他の法令等との調整)

第18条 この条例は、法令等の規定により、放置自動車の処理に関する手続が定められている場合については、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第20条 第10条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後において、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び放置自動車の発生の防止等に関する他の法令の改廃等により必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

20 高知市廃棄物処理施設整備基金条例

(平成20年3月26日
条例第79号)

(設置)

第1条 本市における一般廃棄物処理施設の整備に要する経費に充てるため、高知市廃棄物処理施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民又は法人その他の団体の寄附金は、前項の積立額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「運用益金」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために行う事業の経費に充てるものとする。

2 前項に定める事業の経費に充当したものを除き、運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるとは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

21 高知市次期清掃工場整備基金条例

(平成28年4月1日
条例第31号)

(設置)

第1条 本市における次期清掃工場の整備に要する経費に充てるため、高知市次期清掃工場整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民又は法人その他の団体の寄附金は、前項の積立額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益（以下「運用益金」という。）は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的を達成するために行う事業の経費に充てるものとする。

2 前項に定める事業の経費に充当したものを除き、運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

22 高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程

[昭和51年9月11日]
告示第52号の2

改正 昭和60年12月25日 告示第100号
平成3年7月10日 告示第75号
平成4年4月1日 告示第32号
平成6年1月1日 告示第1号
平成7年10月1日 告示第103号
平成7年11月20日 告示第113号

平成11年3月23日 告示第38号
平成12年4月1日 告示第61号
平成13年9月1日 告示第188号
平成16年12月1日 告示第215号
平成17年2月1日 告示第37号
平成25年4月1日 告示第43号

(趣旨)

第1条 この規程は、高知市が行うし尿収集手数料の減免（以下「減免」という。）並びに公益財団法人高知市環境事業公社（以下「公社」という。）が行う収集料に対する市の助成（以下「助成」という。）等について、必要な事項を定めるものとする。

（減免並びに助成の対象）

第2条 減免並びに助成の対象は、次の各号に掲げる世帯のうち、市長が認めたものとする。

- (1) 広範な地域に降雨があつた場合等で床下以上の浸水があり、便槽が満水した世帯
- (2) 次に掲げる世帯のうち、高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第1号）別表2の(1)備考8に規定する特別収集手数料（以下「備考8の特別収集手数料」という。）の加算をされる借家居住世帯又は高知市税条例（昭和56年条例第6号）第71条第1項第2号の規定に該当し当該年度分の固定資産税の全額を免除されている世帯で、かつ、当該年度分（4月1日から6月30日までにあっては前年度分）の市町村民税非課税世帯で、別に定める減免申請書を市長に提出しているもの
 - ア 次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯
 - (ア) 65歳以上の者
 - (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者
 - (ウ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者
 - (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者
 - イ 次のいずれかに該当する者を世帯員に含む世帯
 - (ア) 身体障害者手帳に記載された級別が1級又は2級である者
 - (イ) 療育手帳に記載された障害の程度がAである者
 - (ウ) 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級又は2級である者
 - (エ) 高知市福祉医療費助成条例（昭和49年条例第66号）第2条第3号の規定に該当し、同条例に基づき福祉医療費の助成を受けている者
- (3) 備考8の特別収集手数料の加算をされる世帯で、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている世帯

（減免並びに助成の額）

第3条 減免並びに助成の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合は、一世帯につき360リットル以内の額及び高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表2の(1)備考7及び8に規定する特別収集手数料（以下「備考7及び8の特別収集手数料」という。）とする。
- (2) 前条第2号及び第3号の場合は、備考8の特別収集手数料の額とする。

（減免並びに助成の方法）

第4条 第2条第1号の場合は、次の方法による。

- (1) 市が収集する世帯で、収集量が360リットル以内のものについては、収集量相当額及び備考7及び

8の特別収集手数料を免除し、360リットルを越えるものについては、360リットル相当額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除する。

(2) 公社が担当する世帯で、公社が前号に準ずる収集料を当該世帯から徴収しないものについては、公社からの申請に基づきその額を公社に交付する。

(3) 公社が担当する世帯を、市が収集する場合、収集量は360リットル以内とし、それに相当する額及び備考7及び8の特別収集手数料を免除する。

2 第2条第2号及び第3号の場合は、次の方法による。

(1) 市が収集する世帯については、前条第2号の額を免除する。

(2) 公社が担当する世帯で、公社が前条第2号の額を当該世帯から徴収しない場合は、公社からの申請に基づきその額を公社に交付する。

(集会施設の特例)

第4条の2 広範な地域に降雨があつた場合等で床下以上の浸水があり、便槽が満水した集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）は、第2条第1号の世帯とみなし、前2条の規定により減免又は助成するものとする。

(減免並びに助成金の返還)

第5条 市長は、この規程に違反して減免又は助成を受けた者に対しては、既に減免を受けた額又は交付を受けた助成額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この規程は、昭和51年9月11日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。ただし、第2条第1項の減免並びに助成については、昭和51年4月分から適用する。

2 高知市し尿くみ取り手数料助成規程（昭和47年告示第20号）は、廃止する。

附 則（昭和60年12月25日告示第100号）

この告示は、昭和60年12月25日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則（平成3年7月10日告示第75号）

この規程は、平成3年7月10日から施行し、平成3年5月10日から適用する。

附 則（平成4年4月1日告示第32号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年1月1日告示第1号）

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成7年10月1日告示第103号）

(施行期日)

1 この規程は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年11月20日告示第113号）

(施行期日)

1 この規程は、平成7年11月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、平成8年1月1日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月23日告示第38号）

この規程は、平成11年3月23日から施行し、平成10年9月25日から適用する。

附 則（平成12年4月1日告示第61号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月1日告示第188号）

この規程は、平成13年9月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年12月1日告示第215号)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年2月1日告示第37号)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程の規定は、この規程の施行の日以後の処理に係る手数料から適用し、同日前の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日告示第43号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

23 高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市鏡、土佐山及び春野町の区域内（以下「春野地区等」という。）において台風等豪雨により床下以上の浸水があり、便槽が満水し、又はそれに類する状況（以下「流入被害」という。）となった家屋の早期の復旧に資するため、高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、春野地区等に存する家屋のうち市が実施する罹災調査において流入被害が確認された家屋（以下「被害家屋」という。）を所有し、又は使用する世帯とする。ただし、高知市し尿収集手数料減免並びに収集料助成規程（昭和51年告示第52号の2）の規定による減免及び助成の対象となる世帯を除く。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(助成金額)

第3条 助成金の額は、一世帯につき360リットルを上限とするし尿収集料金相当額とし、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付申請書（第1号様式）にし尿収集に係る領収書及び罹災証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、適當と認めたときは高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付決定通知書（第2号様式）により、適當でないと認めたときは所定の助成金交付却下通知書により当該申請をした助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第6条 前条に規定する助成金の決定通知を受けた助成対象者（以下「助成決定者」という）は、高知市鏡・土佐山・春野地区台風等豪雨による被害世帯に対するし尿収集助成金交付請求書（第3号様式）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、助成金を交付するものとする。

(集会施設の特例)

第7条 春野地区等に存する集会施設（町内会・自治会・公民館等の団体がその維持管理に係る費用を負担するものに限る。）のうち、市が実施する罹災調査において流入被害が確認された集会施設は、第2条に規定する被害家屋とみなし、第3条の規定により助成するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の助成金交付決定取消通知書により助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の適正な執行を確保するために必要な限度において、助成決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第11条 助成決定者は、助成金に係る関係書類について、助成金の交付の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年10月3日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

24 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

〔 平成9年12月26日
条例第53号 〕

改正 平成12年4月1日 条例第32号
平成17年1月1日 条例第37号
平成18年4月1日 条例第23号

平成20年1月1日 条例第51号
平成21年1月1日 条例第11号
平成24年4月1日 条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の職・氏名

(2) 本市の区域を営業区域(浄化槽保守点検業を営もうとする区域をいう。)とする営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第9条第4項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名若しくは名称及び営業所の所在地を記載した書類その他の浄化槽の適正な管理に資することを証する書類

(4) その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)

者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。
(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日以前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第9条第1項、第2項及び第4項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿からこれらの場合に係る浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該登録を抹消した浄化槽保守点検業者であった者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、本市の区域内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならぬ。

2 前項の浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、本市の区域の専任でなければならない。

3 浄化槽管理士1人につき専ら保守点検を行うことができる浄化槽の基数については、規則で定める。

- 4 凈化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 5 凈化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触する場合が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。
- 6 凈化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 7 凈化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 8 凈化槽保守点検業者は、第2条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けるときは、第1項の規定により営業所に置くこととされる浄化槽管理士ごとに規則で定める浄化槽管理士身分証（以下「身分証」という。）の交付を受けなければならない。
- 9 凈化槽管理士は、その職務を行うときは、浄化槽の管理者がその資格を容易に確認することができるよう身分証を着用しなければならない。
- 10 身分証の交付、再交付、書換え交付、返納等に関し必要な事項は、規則で定める。

（標識の掲示）

第10条 凈化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
（帳簿の備付け等）

第11条 凈化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - (2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、高知市行政手続条例(平成9年条例第3号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定により処分をした場合には、その理由を示して、直ちにその旨を当該処分をした浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告徵収、立入検査等）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録申請手数料)

第14条 第2条第1項又は第3項の登録を受けようとする者は、申請手数料として29,000円を市に納付しなければならない。

(身分証交付手数料等)

第15条 身分証の交付、再交付又は書換え交付を受けようとする者は、浄化槽管理士身分証交付手数料、浄化槽管理士身分証再交付手数料又は浄化槽管理士身分証書換え交付手数料として2,400円以内で規則で定める額を市に納付しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第5項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第9条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第13条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第13条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に高知県知事の登録を受け本市の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けることなく引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

(鏡村及び土佐山村の編入に伴う経過措置)

3 鏡村及び土佐山村の編入(附則第5項において「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧鏡村又は旧土佐山村の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、第2条第1項の登録を受けないでも引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

(営業所の設置に関する特例)

4 前2項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。

(罰則に関する経過措置)

5 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(春野町の編入に伴う経過措置)

6 春野町の編入(以下「編入」という。)の際現に高知県知事の登録を受け旧春野町の区域内において浄化槽の保守点検を行う事業を営んでいる者は、当該登録の有効期間満了の日までの間は、

第2条第1項の登録を受けないでも引き続き当該区域内において浄化槽保守点検業を営むことができる。

7 前項の規定により浄化槽保守点検業を営むことができる者で、本市の区域内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「本市の区域内に営業所」とあるのは、「営業所」と読み替えるものとする。

8 編入の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年4月1日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料から適用し、施行日前に登録又は更新の登録の申請をしたものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年1月1日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日条例第23号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は平成18年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例（第1条の規定に限る。以下同じ。）による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による浄化槽管理士身分証の交付及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成20年1月1日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年1月1日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

25 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

[平成10年4月1日
規則第56号]

改正 平成12年12月26日 規則第101号
平成14年4月1日 規則第47号
平成18年4月1日 規則第51号
平成21年4月1日 規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成9年条例第53号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(更新の登録の申請)

第2条 条例第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、同条第2項の有効期間の満了の日前30日までに、条例第3条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

(登録申請書の様式)

第3条 条例第3条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者（新規・更新）登録申請書（第1号様式）によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する書類は、誓約書（第2号様式）によるものとする。

2 条例第3条第2項第2号に規定する書類は、器具明細表（第3号様式）によるものとする。

3 条例第3条第2項第3号に規定する連絡をとっている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類は、浄化槽清掃業者に関する書類（第3号様式の2）によるものとする。

4 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (2) 専任の浄化槽管理士の略歴を記載した書面（第4号様式）及び住民票の写し又はこれに代わる書面
- (3) 申請者（法人である場合にあってはその役員、営業に関し成年と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（第5号様式）
- (4) 法人には、登記事項証明書
- (5) 個人にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
- (6) 事業計画書（第6号様式）
- (7) 営業所及び条例第9条第4項に規定する器具の保管場所の所在地番を記載した見取図並びに当該保管場所における当該器具の保管場所を明示した配置図
- (8) 申請者に係る市税について滞納がない旨の納税証明書

(登録簿の様式)

第5条 条例第4条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿は、第7号様式によるものとする。

(変更の届出)

第6条 条例第6条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録事項変更届（第8号様式）に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書
- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）登記事項証明書
- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合においては、第4条第1項及び同条第4項第3号に規定する書類

(4) 条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更 第4条第4項第1号及び第2号に規定する書類

(廃業等の届出)

第7条 条例第7条の規定による廃業等の届出は、浄化槽保守点検業廃業等届（第9号様式）により行わなければならない。

(保守点検を行うことができる浄化槽の基数)

第7条の2 条例第9条第3項に規定する浄化槽の基数は、最大700基とする。

(器具の設置)

第8条 条例第9条第4項に規定する規則で定める器具は、別表のとおりとする。

(浄化槽管理士身分証)

第9条 条例第9条第8項に規定する規則で定める浄化槽管理士身分証（以下「身分証」という。）は、第9号様式の2によるものとする。

2 浄化槽管理士は、条例第9条第8項の規定により身分証の交付を受けようとするときは、浄化槽管理士身分証交付（新規・書換え・再交付）申請書（第9号様式の3。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 浄化槽管理士は、身分証を譲り渡し、又は貸与してはならない。

4 身分証の有効期間は、当該身分証の交付を受けた日から条例第2条第2項の規定による浄化槽保守点検業者（条例第2条第1項の規定により市長の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。以下同じ。）の登録の有効期間の満了の日までとする。ただし、同条第4項の規定によりなお効力を有することとされる従前の登録に係る浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の身分証の有効期限は、当該従前の登録がなお効力を有する日までとする。

5 浄化槽管理士は、身分証の記載事項に変更があったとき（浄化槽保守点検業者が条例第2条第3項の更新の登録を受けるときを含む。）は、交付申請書により、遅滞なく、身分証の書換え交付を市長に申請しなければならない。この場合において、身分証の書換え交付を受けたときは、浄化槽管理士身分証返納届出書（第9号様式の4。以下「返納届出書」という。）により、速やかに従来の身分証を市長に返納しなければならない。

6 前項の規定による身分証の書換え交付の申請があった場合において、当該身分証の有効期間の満了の日までに当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされないときは、当該身分証の有効期限は、当該申請に対する身分証の書換え交付又は身分証の書換え交付を行わない旨の処分がなされる日までとする。

7 浄化槽管理士は、身分証を破り、汚し、又は失ったときは、交付申請書により、身分証の再交付を市長に申請することができる。この場合において、身分証の再交付を受けた後は、返納届出書により、速やかに破った、又は汚した身分証を市長に返納しなければならない。失った身分証を発見したときも、同様とする。

8 浄化槽管理士は、次の各号のいずれかに該当したときは、返納届出書により、遅滞なく、交付を受けている身分証を市長に返納しなければならない。

(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第45条第3項の規定に基づき浄化槽管理士が環境大臣から浄化槽管理士免状の返納を命ぜられたとき。

(2) 条例第8条第1項の規定により浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業者登録簿から登録を抹消されたとき。

(3) 条例第12条第1項の規定に基づき浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業の登録を取り消されたとき。

(4) 浄化槽管理士が浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士でなくなったとき。

(標識)

第10条 条例第10条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は次のとおりとし、その様式は第10号様式によるものとする。

(1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 登録番号及び登録有効期間
- (3) 凈化槽管理士の氏名、浄化槽管理士免状の交付番号
(帳簿の記載事項等)

第11条 条例第11条の規定により営業所ごとに備える帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の保守点検を委託した浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽管理者との契約年月日
- (3) 浄化槽の所在地、処理能力及び処理方式並びにその浄化槽に係る建物の用途
- (4) 保守点検を行った年月日、点検結果及び改善が必要であった場合の改善措置
- (5) 条例第9条第7項の規定により通知した浄化槽清掃業者名及び通知年月日

2 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後営業所ごとに3年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第12条 条例第13条第3項に規定する証明書は、第11号様式によるものとする。

(身分証交付手数料等)

第13条 条例第15条に規定する規則で定める額は、2,400円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日規則第101号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成18年4月1日規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定に基づき平成18年6月30日までに第1条の規定による改正後の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第9条第2項の規定による浄化槽管理士身分証の交付の申請を行った場合において、同年7月1日までに当該申請に対する浄化槽管理士身分証の交付又は浄化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされないときは、第1条の規定による改正前の高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第9条に規定する浄化槽管理士証は、同日後においては当該申請に対する浄化槽管理士身分証の交付又は浄化槽管理士身分証の交付を行わない旨の処分がなされるまでの間は、改正後の規則第9条第1項に規定する浄化槽管理士身分証とみなす。

3 改正条例附則第2項の規定に基づき平成18年7月1日前に交付を受けた改正後の規則第9条第1項に規定する浄化槽管理士身分証のうち、同日から平成19年3月31日までの間に更新の登録を受けた浄化槽保守点検業者の置く浄化槽管理士の浄化槽管理士身分証については、改正後の規則第9条第4項本文の規定にかかわらず、当該浄化槽保守点検業者の更新後の登録の有効期間をその有効期間とする浄化槽管理士身分証とみなす。

附 則 (平成21年4月1日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

	浄化槽管理士1人当たりに備える器具	左欄以外に備える器具
器具の名称	汚泥厚測定器具, スカム厚測定器具, スカム破碎器具, 水素イオン濃度測定器具, 塩素イオン濃度測定器具, 透視度計, 亜硝酸反応測定器具, 残留塩素計, 温度計, 殺虫剤噴霧器, 11メスシリンダー, 油さし, 手かぎ, メジャー, 工具類, 懐中電灯, ロープ, バケツ, ひしゃく, ホース及びノズル, ブラシ, 点検に要する試薬, 薬剤	水準計, 圧力計, ドラム巻取式コード, スコップ, はしご, 棒すり, 携帯用顕微鏡
備考	営業所に置く浄化槽管理士1人に対し, 上に掲げる器具一式を営業所に備えること。	合併処理施設を対象とする場合は, 次の器具を追加すること。 DO測定器具, MLSS測定器具, 汚泥返送用自吸式ポンプ, 換気ファン, 酸素濃度計, ガス検知器(硫化水素用等)

26 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例

平成11年4月1日
条例第39号

改正 平成14年7月5日 条例第27号
平成20年1月1日 条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。以下「法」という。)と相まって、高知市におけるダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策を実施することにより、人の健康に係る被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
- (2) 小型焼却炉 ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号の規定に該当しない廃棄物焼却炉をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、本市の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、必要と認めるときは、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めなければならない。

3 市は、ダイオキシン類の発生及び排出の抑制のための施策について、事業者及び市民に対し、積極的な啓発及び指導に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、ダイオキシン類の発生及び排出のおそれのない製品の製造及び使用に努めるとともに、廃棄物の分別及び再資源化による廃棄物の減量化その他廃棄物を適正に処理することにより、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別及び再資源化に努め、焼却により処理する廃棄物の減量を図る等により、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施するダイオキシン類の発生及び排出の抑制に関する施策に協力する責務を有する。

(ダイオキシン類の濃度の調査測定等)

第6条 市長は、大気、土壤その他ダイオキシン類が残留し、人の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの(以下「汚染対象物」という。)について、計画的かつ効果的に、そのダイオキシン類の濃度を調査測定(法第27条第1項の規定による調査測定を除く。)するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査測定に際しては、その対象となる汚染対象物、範囲、時期等について、あらかじめ、高知市ダイオキシン類対策審議会(以下この条及び次条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により調査測定をしたときは、その結果を審議会に報告するとともに、審議会において特別の理由があると認めた場合を除き、これを公表しなければならない。

(抑制計画の策定)

第7条 市長は、ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため、ダイオキシン類抑制計画(以下「抑制計画」という。)を定めなければならない。

2 抑制計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための施策の大綱
 - (2) ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するための指導基準
 - (3) その他ダイオキシン類の発生及び排出を抑制するために必要な事項
- 3 市長は、抑制計画を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、抑制計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、抑制計画の変更について準用する。

(小型焼却炉の構造基準等)

第8条 小型焼却炉は、規則で定める構造基準に適合しなければならない。

- 2 小型焼却炉を用いた廃棄物の焼却は、規則で定める維持管理基準に適合しなければならない。
- (小型焼却炉の設置の届出)

第9条 小型焼却炉を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 小型焼却炉を設置する施設等の名称及び所在地
- (3) 小型焼却炉の構造
- (4) 小型焼却炉の使用の方法

(経過措置)

第10条 一の焼却炉が小型焼却炉となった際現にその焼却炉を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(小型焼却炉の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更指導及び勧告)

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、又は小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内において、その届出をした者に対し、当該小型焼却炉の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第9条の規定による届出に係る小型焼却炉の設置に関する計画の廃止を指導するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(実施の制限)

第13条 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る小型焼却炉の構造若しくは使用の方法の変更をしてはならない。

- 2 市長は第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る小型焼却炉の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規定で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る小型焼却炉を譲り受け、又は借り受けた者は、当該小型焼却炉に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る小型焼却炉を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該焼却炉を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第9条又は第10条の届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から

30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導及び勧告)

第16条 市長は、小型焼却炉が第8条第1項に規定する構造基準に適合しないと認めるとき、小型焼却炉の使用の方法が適当でないと認めるとき、又は小型焼却炉による廃棄物の焼却の方法が同条第2項に規定する維持管理基準に適合しないと認めるときは、当該小型焼却炉を設置している者に対し、期限を定めて当該小型焼却炉の構造、使用の方法若しくは焼却の方法の改善又は使用の一時停止を指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告するものとする。

(事故時の措置)

第17条 小型焼却炉を設置している者（以下「設置者」という。）は、小型焼却炉の故障、破損その他の事故が発生したときは、直ちに、当該小型焼却炉の使用の一時停止その他の必要な応急の措置を講ずるとともに、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

(小型焼却炉に係る焼却灰等の処理)

第18条 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰その他の燃え殻（以下「焼却灰等」という。）が飛散し、及び流出しないよう措置を講じなければならない。

2 設置者は、小型焼却炉から排出される焼却灰等の処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令の諸規定に従い、当該焼却灰等を適正に処理しなければならない。

(立入調査等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び市民（以下「事業者等」という。）に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は事業者等の当該事業等の用に供する土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物その他の物件の保管等若しくは焼却炉等廃棄物の処理若しくは処分の用に供する施設の構造若しくは維持管理等に關し調査し、若しくは汚染対象物の検査（以下「立入調査等」という。）をすることができる。

2 市長は、前項の規定による立入調査等をするため必要があるときは、必要な最少量に限り土壤その他の物を無償で集取することができる。

3 市長は、立入調査等をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。

4 立入調査等をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び公表)

第20条 市長は、第12条及び第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対して指導を行い、又は違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(1) 第9条から第11条まで、第14条または第15条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の規定に違反して小型焼却炉を設置し、又は小型焼却炉の構造若しくは使用の方法を変更した者

(3) 前条第1項の規定に違反して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(4) 前条第1項の規定に違反して立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がないのに土壤等の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、第12条第2項、第16条第2項及び前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に弁解の機会を付与した上で、その者の氏名等を公表することができる。

3 第1項に掲げるもののほか、市長はダイオキシン類の発生及び排出を抑制するため必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(ダイオキシン類対策審議会)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じてダイオキシン類対策に

関する基本的事項について調査審議するため、高知市ダイオキシン類対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、ダイオキシン類対策に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 5 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者及び市民
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
- 8 審議会の会議及び審議会に提出された資料は、公開するものとする。ただし、審議会の会議において非公開と決定したものについては、この限りでない。
- 9 委員及び特別委員は、前項本文の規定により公開されるべきものを除き、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第21条及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
（検討）
- 2 市長は、この条例（前項ただし書に定める規定に係る部分を除く。以下同じ。）の施行後、ダイオキシン類が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実の程度、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他の法令によるダイオキシン類規制の状況その他の事情に著しい変化があり、必要があると認めるとときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 市長は、臭素系ダイオキシンにつき、人の健康に対する影響の程度、その発生過程等に関する調査研究の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（施行のために必要な準備）

- 4 市長は、抑制計画を定めようとするときは、この条例の施行の日前においても審議会の意見を聞くことができる。

（春野町の編入に伴う経過措置）

- 5 春野町の編入（以下「編入」という。）の際現に旧春野町の区域において、小型焼却炉（編入の日以後に使用されるものに限る。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、第10条に規定する焼却炉を設置している者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条中「当該焼却炉が小型焼却炉となった日から30日以内」とあるのは、「平成20年3月31日まで」とする。

附 則（平成14年7月5日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例第8条から第16条まで及び第20条第1項（第3号から第5号までの規定を除く。）の規定は、平成14年12月1日において現に設置されている小型焼却炉のうち同日以後に使用されるもの及び同日以後に新たに設置される小型焼却炉について適用する。

附 則（平成20年1月1日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

27 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例

〔 平成 22 年 7 月 1 日 〕
〔 条例 第 52 号 〕

(目的)

第1条 この条例は、本市における歩きたばこ等の防止について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩きたばこ等を防止するために必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産の安全性の向上を図り、もって安心で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市の区域内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場その他一般に開放され、不特定多数の者が自由に出入りし、利用できる場所（室内及びこれに準ずる環境にある場合を除く。）をいう。
- (4) 歩きたばこ等 公共の場所において、歩きながら又は立ち止まってたばこを吸うことその他一切のたばこを吸う行為（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、歩きたばこ等の防止を推進するために必要な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、歩きたばこ等の防止についての意識啓発に努めなければならない。
(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、歩きたばこ等をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する歩きたばこ等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(歩きたばこ等禁止区域の指定)

第5条 市長は、この条例の目的を達成するため特に必要があると認める区域を歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該禁止区域の住民、町内会その他関係団体等の意見を聴くものとする。

3 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等及び事業者への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(禁止区域の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による禁止区域の指定の変更又は解除について準用する。
(禁止区域内における歩きたばこ等の禁止)

第7条 市民等は、禁止区域内において歩きたばこ等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、たばこの火の適正な管理及び周囲の状況への十分な配慮ができるときは、この限りでない。

- (1) 公共の場所を管理する者が指定する場所においてたばこを吸うとき。
- (2) 携帯用吸殻入れを使用し、立ち止まってたばこを吸うとき。

(指導又は勧告)

第8条 市長は、前条の規定に違反している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。
- 2 (検討)
市は、この条例の施行後3年以内に、この条例の規定の施行状況について検討を加え、その検討の結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

28 高知市歩きたばこ等の防止に関する条例施行規則

(平成23年2月1日
規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市歩きたばこ等の防止に関する条例（平成22年条例第52号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(歩きたばこ等禁止区域に係る告示)

第2条 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定する歩きたばこ等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の範囲
- (2) 指定の効力が生じる日

2 条例第6条第2項において準用する条例第5条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定を変更し、又は解除する禁止区域の範囲
- (2) 指定の変更又は解除の効力が生じる日

(指導及び勧告の方法)

第3条 条例第8条の規定による指導は口頭により、同条の規定による勧告は勧告書（様式第1号）の提示により行うものとする。

2 条例第8条の規定による指導及び勧告を行う職員は、身分証明書（様式第2号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

29 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

〔 平成30年4月1日
条 例 第 52号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「報告書」という。）の縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（法第9条の3の3第2項の規定に基づく場合にあっては、当該焼却施設に限るものとする。以下「施設」という。）とする。

(縦覧等の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするとき、又は受託者（法第9条の3の3第1項に規定する本市から非常災害により廃棄物の処分の委託を受けた者をいう。以下同じ。）が法第9条の3の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び期間、施設の設置又は変更に關し利害關係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書の提出先及び提出期限その他規則で定める事項を告示するものとする。

(縦覧の場所、期間等)

第4条 法第9条の3第2項の規定による縦覧の場所は、次に掲げる場所とし、その期間は、当該縦覧に係る告示の日から1月間（法第9条の3の2第2項に規定する場合にあっては、1月を超えない範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）とする。

- 1 (1) 高知市役所
(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 法第9条の3の3第2項の規定による縦覧の場所は、次に掲げる場所とし、その期間は、当該縦覧に係る告示の日から1月を超えない範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間とする。

- 1 (1) 受託者の主たる事務所
(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 前2項に規定する縦覧に際しては、報告書のほか、法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を公衆の縦覧に供するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第5条 法第9条の3第2項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とし、その提出期限は、前条第1項に規定する縦覧の期間の満了日の翌日から起算して2週間（法第9条の3の2第2項に規定する場合にあっては、2週間を超えない範囲内で、非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）を経過した日とする。

- 1 (1) 高知市役所

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 法第9条の3の3第2項の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とし、その提出期限は、前条第2項に規定する縦覧の期間の満了日の翌日から起算して、2週間を超えない範囲内で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間を経過した日とする。
- (1) 受託者の主たる事務所
 - (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。
(他の市町村との協議)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該他の市町村の長に報告書及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類の写しを送付し、当該他の市町村の区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

30 高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

〔 平成 30 年 4 月 1 日
規 則 第 48 号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 30 年条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の告示事項)

第3条 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 受託者が施設を設置しようとする場合にあっては、当該受託者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所の所在地）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(縦覧の期間等)

第4条 条例第4条第1項及び第2項に規定する縦覧の期間のうち、高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日は、縦覧を行わないものとする。

2 縦覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、縦覧を行わない日又は縦覧の時間を変更することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、受託者が報告書の縦覧を行うときは、市長は、条例第4条第2項に規定する縦覧の期間における縦覧を行わない日及び縦覧の時間を、当該受託者と協議の上、別に定めることができる。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 報告書及び条例第4条第3項に規定する書類（以下「報告書等」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長及び受託者は、前項の規定に違反した縦覧者による縦覧を停止し、又は拒否することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 意見書を提出しようとする者は、当該意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
- (その他)

第7条 この規則に定めるものにほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料

区分	名 称	事 务	金 領
1	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この表において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては130,000円、他の一般廃棄物処理施設に係るものにあっては110,000円
2	一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあっては120,000円、他の一般廃棄物処理施設に係るものにあっては100,000円
3	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき 33,000円
4	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき 20,000円
5	一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査	1件につき 68,000円
6	一般廃棄物処理施設合併又は分割認可申請手数料	法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき 68,000円
7	一般廃棄物処理業許可申請手数料	法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
8	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
9	一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可証の再交付	1件につき 4,000円
10	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき 81,000円
11	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 73,000円
12	産業廃棄物処分業許可申請手数料	法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき 100,000円
13	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 94,000円
14	産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 71,000円

15	産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 92,000円
16	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき 81,000円
17	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 74,000円
18	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき 100,000円
19	特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 95,000円
20	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 72,000円
21	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 95,000円
22	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあっては140,000円, 他の産業廃棄物処理施設に係るものにあっては120,000円
23	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	法第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあっては130,000円, 他の産業廃棄物処理施設に係るものにあっては110,000円
24	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定申請手数料	法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき 33,000円
25	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者認定更新申請手数料	法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき 20,000円
26	産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料	法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査	1件につき 68,000円
27	産業廃棄物処理施設合併又は分割認可申請手数料	法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき 68,000円

② 使用済自動車の再資源化に関する法律関係手数料

区分	名 称	事 务	金 額
1	解体業許可申請手数料	使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号。以下この表において「法」という。)第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	1件につき 78,000円
2	解体業許可更新申請手数料	法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 70,000円
3	破碎業許可申請手数料	法第67条第1項の規定に基づく破碎業の許可の申請に対する審査	1件につき 84,000円
4	破碎業許可更新申請手数料	法第67条第2項の規定に基づく破碎業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 77,000円
5	破碎業変更許可申請手数料	法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 75,000円
6	引取業登録申請手数料	法第42条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査	1件につき 4,000円
7	引取業登録更新手数料	法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 3,000円
8	フロン類回収業登録申請手数料	法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査	1件につき 5,000円
9	フロン類回収業登録更新申請手数料	法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 4,000円

③ 净化槽法関係手数料

区分	名 称	事 务	金 額
1	浄化槽清掃業許可申請手数料	浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この表において「法」という。)第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
2	浄化槽清掃業許可更新申請手数料	法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
3	浄化槽清掃業許可証再交付手数料	法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可証の再交付	1件につき 4,000円
4	浄化槽保守点検業者登録申請手数料	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第3条の規定に基づく登録の申請に対する審査	1件につき 29,000円
5	浄化槽管理士身分証等交付手数料	高知市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第9条第8項の規定に基づく身分証交付の申請に対する審査	1件につき 2,400円

第11章 清掃年表

1 清掃年表 ————— 180

第11章 清掃年表

1 清掃年表

年	共通	ごみ	し尿
明治 33 年	4月 1 日 汚物掃除法施行		～肥料として農地還元
大正 6 年		江ノ口に焼却場を設置	
昭和 5 年		丸池町に焼却場を建設	
26 年	教育民生部衛生課に清掃係を置く		
29 年	7月 1 日 清掃法施行 10月 1 日 高知市清掃条例施行 (特別清掃地域を設定)		7月 市有海洋投棄船による土佐湾沿岸への投入処分開始
31 年	清掃行政が清掃事務所として独立		仁井田にし尿中継槽建設
34 年			8月 民間 13 業者による清掃事業連合会設立
36 年	8月 15 日 市民部清掃課に改称		
37 年		3月 31 日 大谷清掃工場が竣工	
38 年	4月 1 日 環境衛生課に改称		
40 年			1月 1 日 民間業者による一般家庭のし尿収集に地区割制を採用
42 年	8月 15 日 「機構改革」清掃管理課・清掃業務課の 2 課体制とする	3月 31 日 宇賀清掃工場が竣工し 丸池町の焼却場廃止	海洋投棄を沿岸より 20 km に
43 年		4月 1 日 容器収集を主とする週 2 回のステーション収集方法を実施 (3 カ年計画で完成)	くみとりカードの配布
45 年	8月 21 日 台風 10 号幡多郡に上陸 12月 25 日 廃棄物処理法公布	7月 16 日 菖蒲谷清掃工場着工	
46 年	9月 24 日 廃棄物処理法施行	4月 1 日 一般家庭のごみ収集手数料を無料化 モデル地区を対象に不燃物収集を開始	5月 200 t 積高坂丸進水 9月 1 日 1 地区複数業者制、収集困難世帯の直営化など収集体制の改善を図る
47 年	2月 1 日 旧介良村と合併	2月 1 日 旧介良村ごみ棄却地を引き継ぐ 3月 31 日 菖蒲谷清掃工場が竣工	
48 年	4月 15 日 「機構改革」清掃事務所 (清掃管理課・清掃第一課・清掃第二課) 設置	6月 介良ごみ棄却地用地買収 (土地開発公社)	4月 1 日 海洋汚染防止法施行令の一部改正により、し尿投入地点が土佐沖の 105 カイリ (室戸岬沖 75 カイリ) まで延長。 投入業務を株式会社中央海運に委託
49 年		12月 介良ごみ棄却地用地第 1 次買収	5月 31 日 東孕し尿中継場が竣工

年	共通	ごみ	し尿
昭和 50 年	4月 1 日 「機構改革」清掃事務所（清掃管理課・清掃業務課）・清掃工場建設事務所を設置 8月 17 日 台風 5 号宿毛市付近へ上陸	3月 31 日 宇賀清掃工場廃止 9月 介良棄却地へ災害ごみ埋立	1月 30 日 一部事務組合（9市町村）として高知中央地区衛生事務組合が設立許可される 2月 24 日 財団法人高知市清掃公社設立登記 4月 3 日 許可業者として財団法人高知市清掃公社業務開始 これに伴い民間業者の許可制を廃止 9月 高知市し尿浄化槽設置指導要綱制定、し尿浄化槽清掃業許可
51 年	4月 7 日 「機構改革」清掃事務所（清掃総務課・清掃業務課・大谷清掃工場・宇賀清掃工場・菖蒲谷清掃工場）に改編 9月 13 日 台風 17 号長崎市へ上陸	1月 介良棄却地第 2 次用地買収 7月 1 日 登録制による資源・不燃ごみの分別収集（2ヶ月に 1 回）開始 9月 高知市再生資源土曜会協同組合と覚書を調印 資源物の収集運搬業務を委託	3月 31 日 し尿海洋投入期限を 3 年間延長
52 年	4月 1 日 「機構改革」清掃部を新設。（清掃工場建設事務所・清掃総務課・清掃業務課・大谷清掃工場・宇賀清掃工場・菖蒲谷清掃工場）の 1 事務所、5 課制となる	3月 高知市再生資源土曜会協同組合を高知市再生資源処理協同組合に改称。呼称を「高知市再生資源処理センター」とする。 7月 1 日 新清掃工場着工	
53 年	8月 1 日 「機構改革」宇賀清掃工場を第一業務課に、清掃業務課を第二業務課とし、同日から第一業務課は高知市クリーンセンターで業務開始 9月 1 日 第二業務課不燃物係を高知市クリーンセンターへ、同業務課係を横浜分室へ移転 10月 7 日 「機構改革」清掃施設建設事務所を新設し、総務課・建設課を置く	7月 資源・不燃ごみ収集を月 1 回収集とする 7月 31 日 北本町 4 丁目の高知市クリーンセンター整備完了 通年 介良棄却地第 3 次用地買収	12月 27 日 高知中央地区衛生事務組合解散
54 年		4月 1 日から生ごみ排出容器をポリ袋又は丈夫な紙袋とする 9月 4 日 高知市クリーンセンター二期工事完了 12月 26 日 大谷清掃工場の収集部門を高知市クリーンセンターへ移転し収集部門統合 12月 30 日 大谷清掃工場廃止	3月 31 日 高知県し尿海洋投棄対策委員会との間でし尿海洋投入を昭和 58 年 3 月 31 日までの 4 年間延長とし、し尿投入地点を室戸沖 85 カイリとする覚書を交換 4月 1 日 廃棄物処理法の改正によりし尿浄化槽汚泥処理業（収集運搬）許可により清掃業から分離 9月 し尿陸上処理施設建設用地を五台山、介良地区に決定
55 年	4月 10 日 「機構改革」清掃工場建設事務所を宇賀清掃工場に、第二業務課不燃物係を第一業務課不燃物係とする	3月 31 日 新清掃工場である宇賀清掃工場が竣工 5月 12 日 宇賀清掃工場性能試験開始 9月 30 日 菖蒲谷清掃工場休止 10月 7 日 宇賀清掃工場本格運転開始 11月 6 日 市内 26 地区で「ごみを話し合う会」開始	4月 1 日 東孕し尿中继場の前処理施設供用開始 6月 1 日 高知市し尿浄化槽指導要綱改正 12月 し尿処理施設都市計画決定

年	共通	ごみ	し尿
昭和 56 年	5月 29 日 清掃施設建設事務所を運転休止中の菖蒲谷工場へ移転	11月 27 日 「ごみを話し合う会」26 地区終了	9月 し尿陸上処理施設用地買収 10月 7 日 し尿陸上処理施設建設着工
57 年	4月 5 日 第 2 業務課管理係を横浜分室へ移転。これにより横浜分室の名称を抹消	4月 1 日 「機構改革」 第一業務課の生ごみ収集 2 係制を 3 係制とする	2月 15 日 東孕し尿中継場の脱臭装置の全面改造による運転開始
58 年	8月 1 日 「機構改革」 清掃総務課・清掃業務課・第二業務課・宇賀清掃工場・清掃施設課の 5 課制になる	11月 14 日 清掃車に無線設置を開始 11月 22 日～12月 16 日 不燃物登録団体代表者懇談会を 16 地区で開催	3月 31 日 し尿海洋投入について関係機関と協議し 59 年 6 月まで延長 12月 し尿陸上処理施設試運転開始、し尿ポンプ圧送開始
59 年	8月 1 日 「機構改革」 清掃総務課・清掃業務課・宇賀清掃工場・清掃施設課の 4 課制となる	1月 ごみ分別に水銀を含むごみを加え 6 種類分別とする 4月 1 日 生ごみ収集日を全市的に見直し	1月 し尿海洋投入処分廃止 7月 1 日 し尿直営収集分を清掃公社へ全面移管 7月 1 日 し尿陸上処理施設高知市東部環境センター正式稼働
60 年	4月 1 日 「機構改革」 保健環境部、清掃企画課・清掃業務課とする	3月 31 日 三里最終処分場竣工 4月 10 日 三里最終処分場埋立処分開始	10月 1 日 凈化槽法施行
61 年		7月 1 日 市内介良の埋立地跡地を高知市東部総合運動場として使用開始（多目的グラウンド、テニスコート）	
62 年	4月 1 日 「機構改革」 市民環境部清掃対策室となる	5月 15 日 清掃事業検討委員会設置	3月 28 日 勤労者体育センター落成
63 年		1月 26 日 資源・不燃ごみ収集について 25 地区で懇談会（～3 月 10 日） 5月 14 日 五台山処分場埋立処分終了 6月 1 日 プラスチック分別収集 3 地区（三里・大津・上街）モデル事業開始	
平成元年		6月 13 日 菖蒲谷工場の財産処分承認 6月 30 日 プラスチック減容施設着工 7月 5 日 12 地区でプラスチック収集開始	3月 29 日 東部総合運動場野球場着工 4月 1 日 合併浄化槽設置補助制度（環境課）
2 年		1月 24 日 プラスチック収集全市拡大 3月 30 日 プラスチック減容工場竣工 8月 21 日 高知市再生資源処理協同組合との覚書変更	8月 24 日 東部総合運動場野球場落成
3 年	10月 5 日 廃棄物処理法改正 10月 25 日 再生資源の利用の促進に関する法律施行（リサイクル法）	4月 生ごみ収集を月・木と火・金に変更 10月 資源・不燃ごみ収集日の見直し。水銀含有物の収集を高知市再生資源処理協同組合に委託 10月 1 日 財団法人高知県医療廃棄物処理センター設立	2月 野球場、プロ野球福岡ダイエーホークスキャンプ開始 5月 （財）高知市清掃公社が（財）高知市環境事業公社へ名称変更

年	共通	ごみ	し尿
平成4年	7月4日 (改正)廃棄物処理法施行 9月25日 産業廃棄物の処理に関する特定施設の整備の促進に関する法律施行(産廃処理特定施設整備法)	7月1日 同センター焼却施設稼働開始 11月25日 高知クリーン推進会発足	
5年	6月25日 エネルギー等の使用的合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行(リサイクル支援法) 9月 バーゼル条約加入 12月16日 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行(特定有害廃棄物輸出入規制法)		8月17日 净化槽処理業者による「高知環境浄化共同組合」設立届
6年	1月1日 (改正)高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 4月1日 「機構改革」市民環境部に清掃対策室(3課体制)とは別に清掃施設建設事務所を設置 4月19日 財団法人エコサイクル高知設立	1月10日～2月28日 ごみを語る地区懇談会開催	
7年	1月 高知市一般廃棄物処理基本計画策定 6月16日 容器包装リサイクル法公布順次施行	7月29日～9月6日 事業所とのごみ問題を語る懇談会開催	
8年	4月1日 「機構改革」清掃対策室が清掃企画課・清掃業務課・宇賀清掃工場・東部環境センターの4課体制となる 清掃施設建設事務所が清掃施設建設室となる (改正)高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行 (ポイ捨て行為の禁止に関する条文の新設) 11月1日 環境美化重点地域指定 11月 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画及び容器包装一般廃棄物分別収集計画策定	4月1日 ごみ処理手数料を改定施行 プラスチック及び水銀含有廃棄物手数料を新設 4月 フロン回収事業開始 5月24日 三里最終処分場の延命化対策工事着工(9月28日同工事竣工) 8月1日 生ごみ処理容器購入補助金交付要綱施行 11月 第1期容器包装一般廃棄物分別収集計画策定 12月26日 三里最終処分場拡張用地を高知市土地開発公社より取得	1月1日 し尿処理手数料を改定施行 下水道処理(供用開始後3年を経過)区域内及び臨時収集の場合に特別収集手数料を新設 通年 東部総合運動場拡張用地買収
9年	3月26日 財団法人高知県魚さい加工公社設立 4月1日 消費税の改正等による手数料一部改定	2月 介良県住中野団地で半透明袋の使用等モデル事業実施	12月 東部総合運動場南テニスコート着工
10年	4月1日 中核市移行 「機構改革」清掃・環境・下水道部門が統合され環境下水道部となる。清掃部門は、環境下水道総務課・環境対策課・環境業務課、東部環境センター・宇賀清掃工場の5課制と清掃施設建設室・清掃施設建設課となる。 6月5日 家電リサイクル法公布、順次施行 9月24～25日 秋雨前線に伴う集中豪雨	4月1日 高知市一般廃棄物処理実施計画に生ごみ・プラスチック類ごみの透明・半透明袋での排出を規定 中核市移行に伴い、県から産業廃棄物行政に関する事務権限が委譲される 10月 三里最終処分場埋立完了 11月 三里最終処分場拡張部分へ埋立開始 12月19日 新清掃工場着工	4月 一般廃棄物処理業の許可期間が1年から2年となる 10月 東部総運動場屋内練習場供用開始 11月 東部総合運動場南テニスコート、多目的広場供用開始

年	共通	ごみ	し尿
平成 11 年	4月 1 日 高知市ダイオキシン類による健康被害の防止及び生活環境の保全に関する条例制定 7月 1 日 高知市ダイオキシン類対策審議会、高知市エコタウン事業推進委員会設置 7月 8 日 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PTRT 法)成立 7月 16 日 ダイキオキシン類対策特別措置方法公布	3月 14 日 三里最終処分場拡張工事完了 4月 1 日 ごみの透明・半透明袋での排出を義務づける 6月 昭和 53 年から平成 10 年まで続いた再生自転車即売会を廃止 7月 第 2 期容器包装一般廃棄物分別収集計画策定 10月 高知市ごみ減量・リサイクル推進事業所制度の実施	4月 16 日 東部総合運動場国体プール起工式 6月 高知市環境保全事業共同組合より「合特法の趣旨に基づく民間活力の導入について」請願の提出、9月議会で採択
12 年	1月 15 日 ダイオキシン類対策特別措置法施行 4月 1 日 「機構改革」 環境部設立。清掃部門は環境政策課、廃棄物対策課、環境業務課、宇賀清掃工場、東部環境センター、清掃施設建設課の 6 課体制。環境政策課内にエコタウン推進室を設置。 容器包装リサイクル法完全施行 5月 循環型社会形成推進基本法等廃棄物・リサイクル関連 6 法成立 12月 13 日 「エコタウン高知市・事業計画」が国の承認を受ける	1月 廃棄物減量等推進員制度の実施 2月 ペットボトルの店頭回収に関する地区説明会の開催 4月 1 日 市内量販店等におけるペットボトルの拠点回収開始	12月 乾燥し尿汚泥の農地還元の供給を終了
13 年	4月 1 日 家電リサイクル法本格施行	2月 家電リサイクル法に関する説明会の開催 3月 高知県電機商業組合と義務外家電の収集運搬について協定を締結 4月 特定家庭用機器の収集運搬助成制度開始 9月 容器包装リサイクル法(その他プラ)に関する地区説明会の開催 11月 容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装収集開始 11月 1 日 新清掃工場である高知市清掃工場試運転開始	6月 東部総合運動場国体プール落成式 11月 東部環境センターの乾燥・焼却施設廃止に伴い、し尿処理汚泥を清掃工場で焼却開始
14 年	9月 第 57 回国民体育大会(夏季) 10月 第 57 回国民体育大会(秋季)	3月 29 日 高知市清掃工場竣工 3月 29 日 宇賀清掃工場休止 4月 1 日 高知市清掃工場本格運転開始 6月 1 日 ヨネツツこうち開館 6月 第 3 期容器包装一般廃棄物分別収集計画策定	
15 年	3月 第 2 次一般廃棄物処理基本計画策定		4月 1 日 東孕し尿中継場休止 東部総合運動場の管理・運営を教育委員会へ所管替え
16 年	4月 1 日 「機構改革」 清掃施設建設事務所を廃止	7月 1 日 ごみ処理手数料を改定施行 10月 1 日 可燃粗大ごみ、雑ごみを可燃雑ごみ、不燃雑ごみに変更	5月 し尿処理施設一系列運転開始

年	共通	ごみ	し尿
平成 17 年	1月 1 日 鏡村・土佐山村と合併 4月 1 日 「機構改革」環境政策課 エコタウン推進室を廃止	6月 第4期容器包装一般廃棄物 分別収集計画策定 11月 1 日 不燃雑ごみの収集を高 知市再生資源処理協同組合に委託	7月 民間事業所でし尿汚泥の 堆肥化実験を実施 12月 一部のし尿汚泥の堆肥化 を委託開始
18 年	4月 1 日 「機構改革」清掃施設建 設課を廃止し、ごみ減量推進課を 設置	4月 清掃工場から排出される飛 灰の再資源化を委託 清掃工場灰溶融炉故障	
19 年		2月 清掃工場灰溶融炉再稼働 3月 エコ・パーク宇賀完成 4月 1 日 ごみ処理手数料を改定 施行 6月 第5期容器包装一般廃棄物 分別収集計画策定 10月 1 日 ごみの分別区分の変更 と分別区分の追加（飲料用紙パッ ク、家電品）と名称変更（生ごみ →可燃ごみ、可燃雑ごみ→可燃粗 大ごみ、不燃雑ごみ→不燃ごみ）	3月 31 日 東孕し尿中継場廃止
20 年	1月 1 日 春野町と合併 「機構改革」春野環境センター を設置		
21 年	4月 1 日 「機構改革」ごみ減量 推進課を廃止	7月～12月 家庭ごみ有料化に関 する地域説明会を開催	
22 年	4月 1 日 「機構改革」環境政策 課 環境企画係を廃止し、低炭素 都市推進室を設置。みどり課が 都市建設部から移管。	3月 市議会定例会にごみ有料化 等条例議案を提案、否決 6月 第6期容器包装一般廃棄物 分別収集計画策定 11月 「かさ」の分別区分を不燃 ごみから金属に変更 10～12月 市内10か所のモデルス テーションで「雑がみ」試験回収	
23 年		2月 1 日 歩きたばこ等の防止に 関する条例施行 3月 市内全域で「雑がみ」回収開 始	
24 年	4月 1 日 「機構改革」環境政策 課 低炭素都市推進室を廃止し、 新エネルギー推進課を設置	7月 1 日 ステーションからの資 源物等の持ち去りを禁止する条 例施行	
25 年	3月 第3次一般廃棄物処理基本 計画策定 4月 1 日 「機構改革」環境政策 課 ごみ減量推進担当を廃棄物 対策課に移管	6月 第7期容器包装一般廃棄物 分別収集計画策定	4月 1 日 高知市環境事業公社 が財団法人から公益財団法 人へ移行
26 年	4月 1 日 消費税の改定等による 手数料一部改定 「機構改革」みどり課を都市建 設部に移管し、春野環境センタ ーを廃止。東部環境センターの 所管業務に、団地下水道に関す る業務を追加		

年	共通	ごみ	し尿
平成 27 年	3月 高知市災害廃棄物処理計画 Ver.1 策定 3月 30日 クリーンセンター 新築移転 4月 1日 「機構改革」廃棄物対策課 ごみ減量推進担当を環境政策課に移管	4月 「鏡」の分別区分を水銀含有物から不燃ごみに変更。「金属キヤップ」の分別区分を不燃ごみからカンに変更 「針・画鋲などの小さい金属」の分別区分を不燃ごみから金属に変更	3月 31日 春野地区のし尿処理を行っていた仁淀川下流衛生事務組合を脱退 4月 1日 春野地区のし尿を東部環境センターで処理するよう変更
28 年		6月 第8期容器包装一般廃棄物分別収集計画策定	
29 年	4月 1日 「機構改革」環境政策課 環境施設対策室を設置。		
30 年		10月 高知市ふれあい収集事業を長浜・御畠瀬・浦戸の3地区において試行開始	
31 年		3月 高知市ふれあい収集事業の試行対象地区を拡大し、旭・鏡の2地区においても実施	

本書は、高知市役所ホームページからもご覧いただけます。

高知市環境政策課

検索

<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/63/>

清掃事業概要 (平成 30 年度版)

発行年月 平成 31 年 3 月

発行編集 高知市環境部環境政策課

〒780-8571

高知市本町 5 丁目 1 番 45 号

Tel. 088(823)9209